210.6
M4485
Y
00265832

一般資料

イ2-32-36

明治大正昭和

歴史資料全集

犯罪篇

下卷

有恒社

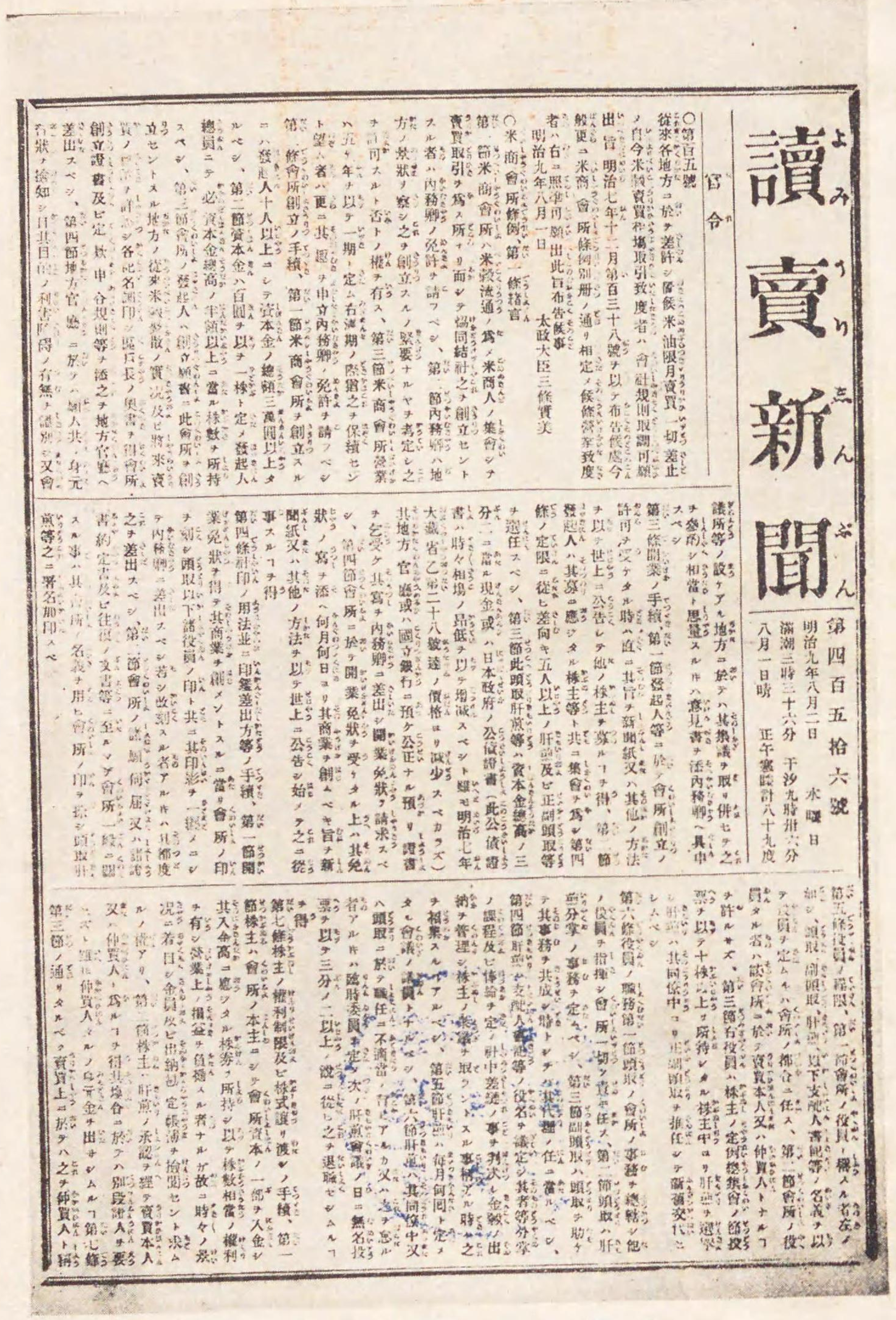

讀賣新聞

第四百五拾六號

明治九年八月二日　水曜日

滿潮三時三十六分　干汐九時卅六分

八月一日晴　正午寒暖計八十九度

官令

○第百五號

從來各地方ニ於テ差許シ置候米油限月賣買一切差止メ自今米穀賣買稼場取引致度者ハ會社規則取調可願

初期の讀賣新聞

210.6
M4485
Y

国立国会
27.4.25
図書館

265332

讀賣新聞

創刊　明治七年十二月一日

當時の發行所　東京虎之門外琴平町一番地、日就社

編輯長兼出版人　鈴木田正雄

代價　一枚一錢　一ヶ月　前金二十錢　三ヶ月前金五十錢

日刊　日曜、祭日休刊

體裁　約四六倍判　四面　一面三段組　一行二十四字詰　一段三十行

欄　官令（おふれ）、新聞、稟告（しらせ）、相場、寄書（よせがき）

日々、報知等が政論を中心とし、その文體の如きも漢語を多く用ひたため、相當教養ある階級でなければ讀みこなせなかつた。この缺陷を補ひ、社會記事を中心として、文章も易しく誰にでも分る樣、大衆向に編輯されたものが讀賣新聞である。

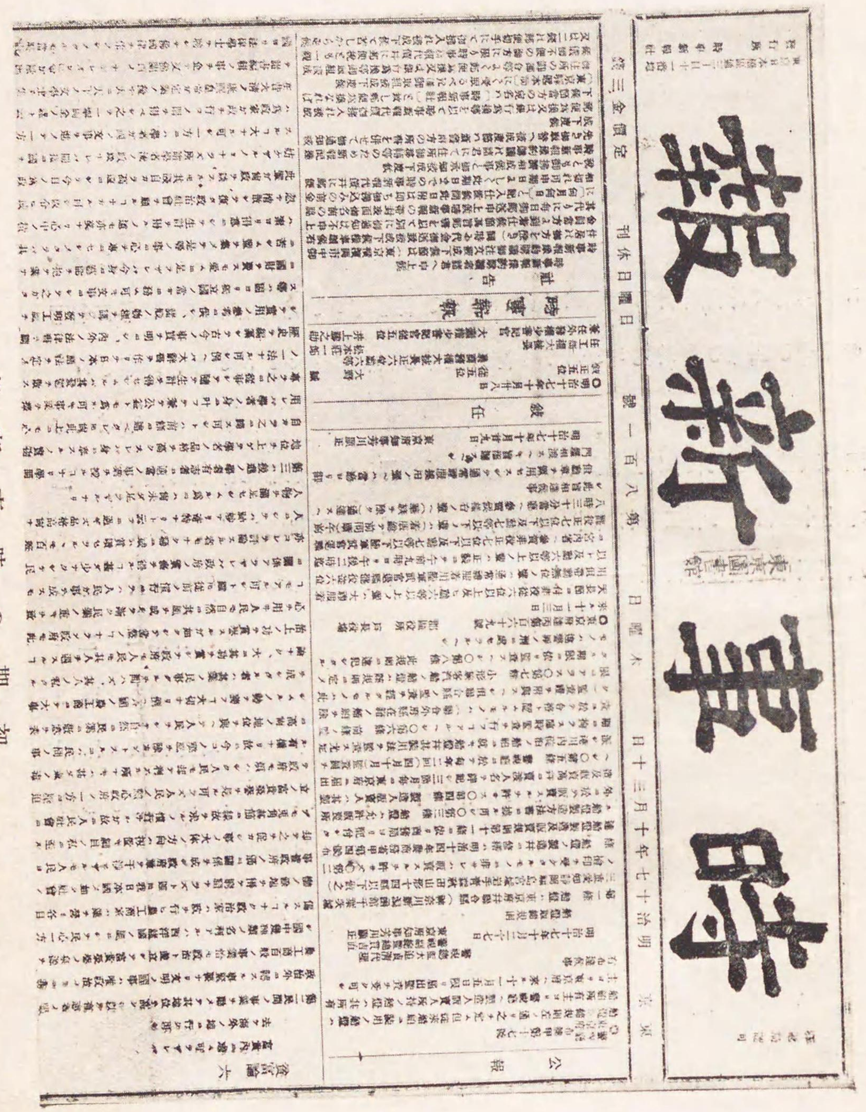

讀賣新聞

東京國立博物館

明治十三年十月十日　第一百八號

日曜日休刊

定價　一ヶ月　金三錢

時事新報

時の期初

時事新報	創刊	明治十五年三月一日	當時の發行所	日本橋區通三丁目十一番地、時事新報社	社長	福澤諭吉	代價	一部三錢	日刊
	體裁	大きさは現在の新聞と略々同形。四面、一面——四段組、一行二十六字、						毎曜休刊	

欄 公報、叙任、時事新報（社説）、電報、雑報、漫言、氣象、商況物價、廣告、寄書

一段四十六行、二面——四面——五段組、一行二十四字、一段四十六行

時事は特に印刷が鮮明である。時事の出現に依つて報知は大分讀者を奪はれたらしい。この時代になるともう餘程現在の新聞に近づいてゐる。當時の新聞の中でも

210.6 M1485 Y

犯罪篇 下卷 目次

出齒龜事件（明治四十一年三月）……七
鬼權事件（明治四十一年七月）……一〇
鈴ヶ森首無屍體事件……一四
仕立屋銀次（明治四十二年六月）……一三
二本榎の慘劇（明治四十二年十一月）……一五
放火娼妓の自殺……一七
小名木川首無女事件（明治四十三年五月）……一九
三菱ヶ原の美人死體（明治四十三年十一月）……二一
三日月お增（明治四十四年二月）……二五
姦通と毒拳制裁……二九
善光寺行李詰死體事件（明治四十四年二月）……三三

犯罪篇目次

雷神のお玉――山窩物語……一二八
大米龍雲（大正三年十一月）……一三五
小石川七人斬（大正四年三月）……一五四
輕井澤外人殺害事件……一六八
砂風呂お春殺し（大正四年四月）……一六九
殺人狂入江三郎……一八九
神近市子（大正五年十一月）……一九〇
イルマ殺し……一九八
島倉事件（大正六年三月）……一九九
毒婦横田りつ……二一八
鈴辨殺害事件（大正八年六月）……二一九
六反池おりゑ殺し（大正九年十二月）……二三八
五錢掏つて拾年……二五五

印紙魔津下精一（大正十年六月）……二五六
保險魔川本匡（大正十年七月）……二八八
名古屋驛行李詰屍體事件……三〇五
借金王石井定七（大正十二年八月）……三〇六
大輝丸事件（大正十一年十二月）……三一七
頻々たる學校放火……三四〇
大野博士事件（大正十二年三月）……三四一
吹上佐太郎（大正十三年七月）……三四九
貯金魔高柳淳之助（大正十四年九月）……三五九
ピス健（大正十四年十一月）……三六一
千駄ヶ谷五人殺し……三八四
龍野六人斬（大正十五年五月）……三八五
鬼熊事件（大正十五年八月）……四〇一

赤清殺し（昭和二年一月）……四二五
大岡山三人殺・千住醤油屋殺し（大正十四年九月昭和三年八月）……四三九
世田ヶ谷令嬢殺し（昭和二年十一月）……四六八
說教強盜（昭和四年二月）……四八一
講談強盜……五〇一
口繪　初期の讀賣新聞――初期の時事新報
挿繪　二本榎の親子地藏……五三
山田憲とその兒器――山憲事件の模擬陪審裁判……二一九
ピス健と犯行の報道――ピス健の變裝と圖書閲覽券……三六一

犯罪篇目次終

犯罪篇　下卷

出齒龜事件

美人の絞殺

（明治四十一年三月二十四日　東京朝日新聞）

▲戀の怨みか狂人の戯れか　一昨廿二日の夜府下豐多摩郡大久保村大字西大久保三〇九番地（下谷電話局長）幸田恭（三十二）氏の妻女ゑん子（二十八）が同所五四番地湯屋前なる空地に於て何者にか殺されたり。

▲被害當日　當日恰かも彼岸の第五日なり。殊に日曜にて良人の恭氏も在宅なるより人手少き家庭に有れど、結婚以前より非常なる世話に成り居る牛込區矢來町四番地大藏省官吏大類久徵氏方へ禮の爲めとてゑん子を差遣はしたり、さてゑん子は午後五時頃歸家して夕餐を了へ、臺所その他の要事を濟ませたる後、八時頃一人にて程遠からぬ五十七番地湯屋森山庄一郎方へ入浴に赴きぬ、然るに平生半時間も經たで歸るゑん子が、一時間を過ぎても歸らざるより同居せる叔母お高（五十七）は疑を懷き始め如何にせしかと問えしにぞ先づ主人の實弟早稻田大學生深谷恕（二十）を湯屋森山方に遣はして問合せしめたるに「奥さんなら、一時間も前にお歸りなさいました」と云ふ返事に恭氏

も始めて不審の念を起しぬ。

▲近所合壁の大捜索　此處に於いて先づ附近の知己方を問合はせたるも、更に要領を得ざるより一先づ附近の巡査駐在所に訴へ出で、他面出入の車宿なる同字二六三番地有馬屋の輓子數人を召集して湯屋の附近を捜索せしめぬ、最初の程は恭氏の見込により兇漢の惡事を働くは必ず空家なればと殘る隈なく界隈の空家を捜索したれど、其の姿の見えぬより一同大に苦心せしも更に其の甲斐なかりき。

▲屍體は梧桐の下　然るに湯屋森山方と路を隔てゝ斜に面せる同字四九番地菓子商横山國吉所有に係る約八十坪許りの空地に女下駄の片足落ち居たるより、それを手掛りとして空地内に入しに、其東手の隅にゑん子の死骸は横はれり、此の空地は五十四番地に面し、北には淺岡信三郎の宅、南手には駄菓子や餡ころを商へる小さき平家あり、後方にも亦一戸の後向に成れる家あり、他は既に地均を濟まして周圍に二尺許りの小杉垣を廻らし、中央には小かなる入口を設け、東北隅には二丈にあまる高き梧桐と數株の八重櫻とを植えたり、ゑん子は實に其梧桐の下に横たはり居れり、そを捜索の人夫等が發見して打騒げる中、大久保駐在所の巡査も駈け附け、提灯を翳して闇を照せば打ち敷きたる蓆二枚の上に無惨の最後を遂げたるゑん子は打ち倒れ周圍には下駄片足、石鹸箱、糠袋、煉白粉の小瓶など散亂しあり。

▲ゑん子の服裝と負傷　ゑん子はその夜モスリンの綿入に伊勢崎銘仙縞の羽織を着せしが、湯歸の事とて足袋は穿たず、頭は丸髷に結びて茶色の手柄を掛け可憐なる顏面に濃化粧を施したり、さて警官は犯罪の手掛にもとゑん子の身體を檢せしに唯だ左眼瞼下に糸の如き擦過傷と、右脚脛部に細小なる傷とを受け居るのみにて全身殆ど創傷なきも口は濡手拭を抑込み、鼻孔を塞ぎて窒息せしめ、又別に手もて絞殺したるが如き形跡あり、屍體の伏せる場所は道路を八間東に離れ、空寂聲なく慘として桐葉を照すの月黑し、時は實に昨日の午前一時なりき。

▲檢事の臨檢屍體の解剖　午前八時に至りて東京地方裁判所より清水檢事書記を隨へて現場に出張し引續き佐藤新宿署長、警視廳よりは武東課長、宮内警部等刑事を隨へて出張し、正式の檢視を遂げたるも、尙ほ解剖に付すべき必要あるより午前九時死體を帝國大學法醫學教室に送れり、かくて午後に至り三谷助教授執刀解剖に附し、午後二時三十分全く終了せり。

▲被害者の家庭　被害者ゑん子の家庭は主人恭氏を上に伯母高子、弟深谷恕と被害者と都合四人にして日頃極めて平和に暮らして言詈一つせしことなしと云ふより見れば、家庭内にゑん子を恁る狀態に陷らしむる原因のありとも思はれず、こゝに於て兇行の原因は必ず他になからざるべから

ず、探偵に着手せる記者は先づ被害者の家庭を訪づれたるに、主人恭氏は記者を八疊の室に請じ、前記の事柄を略述し「いくら當人が謹んでゐても、外界から受ける迫害は仕方が有りません、誠に殘念で御座います」と暗涙を呑みて外方を向きたり、記者も貰泣して後方を見れば床の間にはゑん子が出産の用意にもと新らしく仕立てし嬰兒の産衣四五枚積み累ねあり、記者は悲愁の情に胸を打たれつゝ僅かに面を擡ぐれば主人は低聲にて語るらく、「どうも妻は强姦されやうとして、餘程抵抗したものと見えます、全く可愛想で成りません」

▲ゑん子の素性　茲に於て乎記者は被害者の一身に疑問の團塊を投げかけぬ。髮結、車輓、その他附近の者の云ふ所によれば被害者は頗る溫和しき性質にして人に恨みを受くるが如きことなしと云ふ、更に他に手掛りを求めて探訪するに被害者は牛込區簞笥町二二番地に原籍を有し、目下埼玉縣蕨在に住せる笠原三平の長女にして曾て神田に住せる頃、下谷區なる練塀小學校に通ひ稍や長じて牛込矢來町なる大藏省官吏大類久徵氏の宅に轉じ、裁縫と茶の湯の稽古をなしゝが最も得意とする所は琴曲なり、久徵氏の夫人萩枝子は萩岡の門人にして箏曲には殊に堪能なるより七八歳の頃よりゑん子に彈琴の業を教へしが、ゑん子は實に音樂の天才にして十五歳の時には已に名取に成り、二十歳に及んでは同門の婦女子より熟達を羨望せらるゝ身と成たり。

▲ゑん子の美貌　ゑん子が今の良人と結婚したるは實に昨年三月廿三日にして、其の時齡は二十七歳なりしが、少しく小柄にして色白く黑目勝の眼は分明として水晶に點を打ちし如くなるより近所にても美人の聞え高かりき、爾來家庭は頗る平和にしてゑん子は昨年十一月より良人の種を宿し今は早人目にもそれと目立つ五月と成りたり。

▲何故に殺されしか　加害者は何人か、先づ被害者の所有物の紛失せざるより觀て、强盜、剽盜の種類に非ずと思はるゝが、只疑はしき一事はゑん子の左手に嵌めたる金指輪の紛失なり、こは恐らく現在の良人恭氏と玉椿八千代を懸けて取交はせし婚姻の驗にはあらざる乎、現在の良人の語る處と、現場の地面に藻掻ける足跡の存せるより觀れば、或は强姦を逞しうせんと思ひしものなるべきものゝ身體に負傷の少きより見れば抵抗の度の餘りに强からざりしを知るに足るべし、只被害者が湯屋より出づるや直ちに兇漢に擁せれ、抱いて空地内に運ばれし事丈は確實なり。

▲無警察の大久保　今より數年前大久保が尙現在の如く開けざりし時、戸山ケ原の諏訪神社に男八人に女一人の乞食住みしが放逐せられて行方不明となれり日露戰後大久保は俄然膨脹して人家疎らに立ち並びしも、駐在の巡査極めて少く、爲めに窃盜續々と生じて吾も〳〵害を被れりと訴ふる者多かりしが、昨年十二月頃より躑躅園附近に怪しの男立ち現はれ、通行の婦人に對し獸慾を逞し

うせんとし、將校の細君連や令孃達に二三の辱しめを受けたる者ありとの評判立ちし爲め、湯屋は二戸共婦人客は半減し、少し身分のある者は夜分は家に引込み、然らざれば伴を附けて出づる習慣となりたるも如何にも物騷なるより毎夜警官は角袖にて附近を警戒し居たり。

▲英詩人ヨネ野口　ゑん子の先夫は野口米次郎氏なりしとの風説を傳ふる者あり依つて同氏に糺したるに、自分は「オエンサン」と題せる（詩集「劍と戀の日本」の一篇）英詩を物したることあれど其は偶然の命名にして實在の婦人を知れるに非ずと云へり、同人の知人の談に同氏が畫家小林千古氏と同居せる折モデルとも下婢ともつかぬ一人の美女ありしも、其はおまつといひ今年二十一歳なり、念の爲めゑん子の寫眞を右兩氏を知れる某青年畫家に示したるに斷じて彼のモデルに非ず又野口方にても見たることなしと言へり。

美人絞殺事件

（明治四十一年三月二十七日　東京朝日新聞）

▲惡巫山戲の流行　美人絞殺の事ありし以來兇行地附近は夜間に婦女子の影を見ざるに至りし事既報の如くなるが、土地の若者等は晝間通行中の知合の婦人の手を突然握りて婦人のオー可畏といひつゝ振り返り、一笑するを見て樂みとする一種の惡巫山戲流行するに至り一兩日前にも或婦人の手を握りたるものありしとの噂あるのも色餓鬼の所爲にあらずして前記の惡巫山戲をなせるものなるべしと。

大久保美人殺・出齒亀の自白

（明治四十一年四月六日　東京朝日新聞）

鬼が出るか蛇が出るか其正體の現はれぬ中は西大久保の闇の夜こそ恐ろしけれと、婦女子をして戰慄せしめたる同村西大久保三〇九番地下谷電話交換局長幸田恭氏の妻婉子（二十八）殺害の慘事につき其筋にては爾來肝膽を碎きて犯人捜査中の處、終に一昨日に及びて犯人の自白を見るに至りたり。

▲色餓鬼捕はる　探偵の結果端なくも一の色餓鬼を發見せり、其者は被害者宅を距る十町許なる府下大久保村東大久保四百九番地植木職兼蔦職池田龜太郎（三十五）と呼び家には母ひさ（六十九）妻すゞ（二十三）及び長女（二歳）の三人あり龜太郎は常に他へ雇はれて稼ぎ居るも平素近所の湯屋より歸る婦人を追廻し、惡戲をなす事屢々ありとの事に去月三十一日正午十二時同人を自宅より新宿署へ引致して取調たるが要領を得ず、尙引續き訊問中終に大久保附近にて湯歸りの婦人を追尾し暴行を加へんとしたる事五六回あり、其都度聲を擧げられて目的を遂げざりし旨申立てたれば愈

怪しと推斷し直に拘留十日に處し置き、爾來其實證を蒐集すべく係員に夫れ〴〵命を發しぬ。

▲最早是まで　然るに同人の所爲と認めらるべき證據續々現はれしより、森田警部は更に嚴しく取調べたる結果、四日午前九時より午後四時に亙りて訊問を續けたれば龜太郎は最早是までと恐れ入りけん、茲に婉子に對する兇行を逐一自白したり、依つて同署は出張中の武東課長宮内警部及び刑事等立會ひ更に訊問して彌其自白を認むるに至れり。

▲自白の顚末　殘虐無道なる色餓鬼は果して如何に其暴力を揮ひしぞ、其自白によれば龜太郎は去月二十二日午前八時頃例の如く附近の毀家取片附に雇はれ、午後五時頃まで仕事をなし、歸途附近の居酒屋にて燒酎を飲み、微醉機嫌にて歸宅せんとしたるが、日頃の惡癖禁め難く道を轉じて、大久保村西大久保五七番地なる那の藤の湯事森山庄一郎方前に至り、恰も婉子が湯より上りて今や衣類を着けんとする所を垣間見しかば物蔭に身を隱して待受けたり、斯くとは知らず婉子は湯屋を立出で歸宅せんとせしを龜太郎は七八間尾け行きて突然後方より右手もて咽喉を壓付け、左手を其腰部に當て其儘彼の空地に押行きて地上へ仰向けに押倒したれば婉子が苦しみながらアツト悲鳴を揚げしより持ちたる濡手拭を奪ひて口中に押込み終に獸行を遂げ、跡をも見ずに間道傳ひ我家をさして歸り着きしは午後十時頃なりき。

▲心の苛責　斯くて翌二十三、四兩日は何喰はぬ顏で仕事に出でしが、此事忽ち婦人絞殺事件として世を騷がすに至りしより、本人龜太郎は始めて婉子が死せるを知り、心の責に堪へ難く、直に新宿署へ自首せんとしたるも一方には母や妻の難儀も思はれて、兎つ置いつ空しく時日を過す中、心鈍て其儘今日に及べるなりと。

▲苦心空しからず　龜太郎の自白斯くの如くなれば、昨五日午前一時東京地方裁判所に急報し、清水檢事は即刻新宿署に出張して、龜太郎を訊問したるに涙を流して罪狀を述べたれば午前十一時を以て裁判所に送致し潮豫審判事の手に移したり、本件に就ては武東課長、佐藤新宿署長、宮内森田兩警部始め前記係員等は寢食を忘れて鋭意檢擧に奔走せしが今回の嫌疑者にして、果して其自白の如くならんには實に苦心の効空しからずといふべし。

▲龜太郎の素行　龜太郎は四五年前東大久保四百九番地材木商村田繁次郎所有の目下の家屋を借受けて轉住せしが、性來非常の横着者にて賭博及び酒を好み本年一月頃より植木職も頗る閑となりたれば日々好める酒を飲みては爲す事もなく暮し居たり、されば昨年三月以來家賃とては少しも支拂はず、家主も持て餘し屢〻立退きを命ぜんとせしも罪なき母と嫁とに難儀を懸くるも氣の毒なりと其儘に貸し置きたり、然るに龜太郎は家賃のみならず附近の酒商三河屋へも再三一升二升と取寄

せて飲み散したる酒代も仕拂はず、又母ひさも定まりし仕事なく只折々下女替りとして諸所に雇はるゝ事あるも矢張手癖宜しからざる爲め長く續きし事なかりしと。

妻すゞは中野二七五番地秋本鐵次郎二女にて實家は多少の地所財産もあり、龜太郎方へは媒妁人に欺かれて來りしものなれば、結婚後は龜太郎の性行に呆れ居たる有樣なりと。而して近所の噂に依れば、龜太郎は好色の評判は高きも決して人を殺す如き大膽なる樣子は見受けず、喧嘩などある時は先立ちて飛出せども直逃げ歸るが例にて、友人は常に植木大工等の職人なるが、何れも評判惡き者のみなり。

人は見掛けに寄らぬ

――龜太郎の親分の談――

池田龜太郎の親しく出入せし西大久保村植木屋の親分伊藤鐵五郎は龜太郎の素行に就て左の如く語れり「龜は一時私の乾兒でしたが今日では緣を切て居ますし、近來は丸で使つたことも有りません、尤も以前から繁々私しが家へ出入するやうなことは有りませんでしたが、奴は前齒が出てゐるので仲間から出齒龜と綽名を附けられて居ました。龜は元植木職ではありますが、一時東大久保の鳶職もやつて居ました。當時何か仔細があつて、組頭の鈴木爲五郎から絆天を揚げられてしまつて其後牛込の三谷組の絆天を着て居ることもありましたが、性質は鳶に似合はぬ溫順い方で、植木を遣らしても中々精を出し、職人としては決して惡い腕ではないのです。私の倅の菊は近頃も折々顏を合したさうですが、菊は今麻布のお邸の仕事に詰切つて居るので近いことは分りませんが、龜の仕事場は谷町邊で鳶の方でも龜などは毀し家といつて家の取崩しを主に引受けて居るのです。ツイ先刻他處から聞きましたが、幸田の御新造を殺したのは奴だと云ひますが實に吃驚してしまひました。人は見掛けによらぬものとは全く此の事でせうよ。」

大久保事件の公判

（明治四十一年六月十四日　東京日日新聞）

▲事實を否認す　東大久保村植木職池田龜太郎（三十五）が幸田艶子を强姦死に致したりとの被告事件は昨日東京地方裁判所刑事第一部に於て立石裁判長清水檢事立會、澤田井本兩辯護士の辯護にて公判開廷せしが、裁判長の審問に對して被告は唯何事も知ず〳〵の一點張りで其全部を否認したり。此時澤田辯護人より被告が豫審廷に於ける自白の全部を否認せるは實に意外とする處にして本件は隨分世間を騷がせし事件なれば、充分事實の眞相を得るに努められたしと述べ、裁判長は續て訊問する處ありたるも、被告は兇行の事實は夢にも知らざる事にして警察にて非常の壓制を受け

苦痛の餘り遂に虚僞の申立を爲したりと陳述したり。此時裁判長は本件は風俗壞亂の恐れありと認め傍聽禁止を告げ多數の傍聽人を退廷せしめたり。審理の內容は固より知るべくもあらねど被告は飽迄公訴の事實を否認せるを以て直に證據調に移り、辯護人の請求せる廿餘名の證人中被害者の夫幸田恭及び被告を逮捕せる巡査加藤九七の兩名を喚問する事に決し、午後一時過ぎ閉廷せり、當日被告龜太郎は頭髪を五分刈にし、身には茶微塵の木綿袷に萌黃絞の兵兒帶を締め、容貌醜に近きも愛嬌ありて裁判長の訊問に對して時々涙ぐみて陳述したるが、概して言語明晰裁判長の位記勳章を有するやとの訊問に對し、ソンナ物は有せざるも免狀丈は有せりと述べ、何の免狀かと問へば、鳶職の鑑札なりとの答へに裁判長を始め一同をして覺えず噴飯せしめたり。此日傍聽人は夜來の降雨を厭はず、早朝より詰掛け開廷前既に廷の內外に充滿し中々の混雜なりし。

註　第二回公判は六月十六日、第三回は六月二十三日に開かれて居る。

出齒亀の判決

（明治四十一年八月十日　東京朝日新聞）

有罪――無期徒刑

昨日東京地方裁判所休暇部第二部立石裁判長は大久保の色魔出齒龜に對して無期徒刑を宣告したり、朝來判決如何にと物好にも傍聽席へ押掛けたるもの殆んど芋を洗ふが如く、廷外亦出齒龜式の人物を以て埋め、暑い暑いと扇づかひ忙はしく見えたり、軈て判決下りて人はドヤ〳〵と廷外に出るや「何うなりました」と我身の上の事の如くに問ふもの多かりしは扨も物數奇の人の多き世かなと而して裁判長は此判決を下すと共に、出齒龜が當公廷に於て犯行全部を非認せるは甚だ其意を得ざる事にて同人が警察及び豫審に於て自白せる處は現場の事實と大體に於て一致せるを以て、犯行を事實と見なすの至當なるを信ずと附言せり。判決主文左の如し。

主文　被告人池田龜太郎を無期徒刑に處す、但し發罪前の刑拘留十日は之を通算す。

公訴裁判費用は全部之を被告人の負擔とす、押收物件は凡て之を所有者に還付す（理由は既に世間に知られたる事實に同ければ略す）

註　被告は更に上告したが、四十二年六月二十九日上告棄却となつた。かくて被告は入獄したのであるが、恩赦に依て刑を輕減され、再び婆婆に出ることが出來た。最近昭和八年五月の新聞紙は彼が湯屋覗きの惡癖を性こりもなく發揮した嫌疑で拘引されたことを報道してゐたが、之はどうやら誤解だつたらしい。

鬼權事件

鬼權刺さる

（明治四十一年七月六日大阪朝日新聞）

大阪府下東成郡鶴橋村大字猪飼野五百二十八番屋敷平民銀行業木村權右衛門（六十）といへば強慾無殘の高利貸、三莊太夫の再來として誰知らぬ者なき名物男にて先祖代々同村の庄屋を勤め店員、僕婢等すべて十三名を使役し地租三千餘圓を納めつゝあるが、昨日午前二時半頃何者か同人の寢所に忍び入り、鋭利なる兩刄の刄物を以て十數箇所の重傷を負はせて逃走したる一椿事ありけり。

▲兇難の顚末　權右衞門の家族は妾なる京都府綴喜郡八幡町字橋本百十二番屋敷西村保太郎妹やす（二十四年）及び先妾の子作藏（十五年）やすの子作三郎（五年）ちよ（三年）さだ（一年）を始め門番山本久吉（四十四年）脊戸力藏（二十四年）下女西野うめ（五十四年）同人三女ひさ（十三年）西野うの（五十一年）前記やすの伯母うた（三十五年）にしておやすは去三十四年權右衞門の妾となり、入籍する約束なりしも未だ履行されず、雇人等は同女を奥様々々と呼び居れり、又同女の兄西村保太郎は木村の店員にして地所部主任の地位にあり、さて遭難の前夜權右衞門は新建の茶の間にて家族四五人と共に四方山の話をなし、十時頃南手なる表屋十二疊半の南庭に面せる座敷に前記やす及びさだと共に東枕に打臥したるが、越えて昨日の午前二時半頃何者とも知れず、突然西南隅の蚊帳の釣手を切落せしかば、蚊帳がふわりと南の端に臥したる權右衞門の上に落ち蒐りし時、其の上より鋭利なる兇器を以て、東枕南向に伏し居る權右衞門の右耳下方の邊に力任せに刺通したれば何かは堪らん、同人は胸邊に血潮を浴び、起き上らんとするを押へ附けて十數箇所の突傷を右頰部、右頸部等に負はせ更に右胸部をもぐさと刺通せしかば、遺がの權右衞門も仰向に憧と倒れたり、曲者は最早絶息したるものと思ひけん、東に當る八疊の部屋の方へ逃走せり、此の時同衾ねたるやすは此騷ぎに眼を覺し「人殺し〳〵」と悲鳴を上げつゝ裏手佛間に逃げ、更に北に當る六疊の室の襖を明けんとせし時、曲者は同人の丸髷をつかんで引倒し其の上を踏み越えて六疊の室を土間に走り玄關より表門を開けて逃走したるが、犯人は案内知つたる者と覺しく豫て表戸を明け置き容易に身を脫したり、やすは起上るや裏手なる屋敷内の巡査派出所に斯くと急報せしかば當直の佐藤巡査より直に平野鄕警察署に電話を以て急報し豐田署長は部長、刑事を率ゐて現場に出張し、家人は豫て懇意なる東區北久寶寺町三丁目の醫師上原晋策氏を電話を以て聘したれば、同醫師は三時四十分頃車を飛ばして驅つけ猶天王寺の山田病院長をも聘したり、次で地方裁判所よりは赤井檢事、

大谷醫師を從へて出張、現場を臨檢したるが疊にも緣側にも血痕點々として慘狀見るに堪へず、被害者には直に應急の手當をなし、現場の次の間に靜臥せしめたり、頗る重傷なれども氣丈にて能く談話を爲し、餘症を併發せざる限りは生命には別條なかるべしとて赤井檢事は臥床に就きて遭難當時の模樣を尋問せしが、本人は熟睡中突然切られたる事とて犯人の容貌も無論覺えず、最初一太刀斬付られし際「糞つ」と叫びて曲者の手に抱き附きたる樣に記憶するも其の後は人事不省となりて何事をも記憶せずとの答なりしが、家人の話しには座したるまゝ天窓にありし犯人の兩手を握りしに犯人は一生懸命に振放して逃げたる由、本部よりも赤埴警部、刑事數名を率ゐて出張し、一同全力を擧げて犯人の捜索に着手せり。

▲權右衞門の財産　十四年彼が家督相續せし際、財産は田地六十四町歩なりしが其の後例の强慾手段にて財産を殖し、目今にては田地は猪飼野及び南河内、中河内、西成の三郡に渉りて約百二十町歩を有し、市街宅地も四五千坪あり、株券は關西鐵道株五百株を始め其の他にも四百餘株あり、現金は昨年東本願寺より一時に二十萬八千圓を取り立たる爲今日にては百萬圓以上に達すといふ、又彼の高利貸手段は千圓につき最初に手數料として五十圓乃至百圓を差引き、猶又月に十五圓乃至二十五圓の利息を取る由にて東本願寺の貸金の如きは一萬圓につき一箇月九百圓の利子を貪りしとぞ他の小作料の如き推して知るべし。

懸賞金五千圓

（明治四十一年七月十一日　大阪朝日新聞）

——鬼權の大奮發——

昨日午前十一時鬼權は長女もとの婿井上雄男を以て犯人逮捕の爲懸賞金五千圓差出すべき旨平野鄉署長へ申し出でたれども、署長は前夜大捜査團を組織したる折柄懸賞を發表されては警察が懸賞の爲に俄に活動を始めたるやうに誤解されんも知れずとて之を謝絶したる由、鬼權としては大出來なり。

鬼權事件の犯人

（明治四十一年七月十二日　大阪朝日新聞）

鬼權事件の犯人に就ては所轄平野鄉署は勿論各署之に協力してその捜索に盡力する事となり、一昨日の紙上に記したる十九名の大捜査團は言ふに及ばず、各署とも殆ど他の事件を捨置きて之に熱中するより端なくも府下の大問題となるに至りしが、世人の一刻も早く知らんと渴望したる此の犯人は遂に意外の邊より現れ來りて、檢擧の榮冠は見事東署の手に歸する事となりぬ、犯人は昨紙に

新なる嫌疑者として記載したる東警察署に引致中なりし奈良縣山邊郡丹波市村大字下仁奥生れ當時北區天神橋筋一丁目前田歌次郎（五十三年）長男前田長五郎（二十九年）之なり、今左に之を詳報せん。

▲權右衞門の鑑定　犯人發覺の順序を記するに先き立ち、東署が殊に此の方面に着手したる原因に遡りてその端緒を語らざる可からず、去る八日の夜なりき、今回の犯人捜査に就きて警察本部までが全力を注ぎ大袈裟なる大捜査團をまで編成して活動する甲斐もなく、更に成績の擧らざるにぞ、負傷稍輕快に赴ける權右衞門は病蓐に在りて心を惱ましけるが、思ふ處ありて明治三十八年以來の銀行員名簿を枕頭に取寄せ、娘もとの亭主井上雄男と共に之を閲する内、ふと權右衞門の眼を留めたるこそ犯人前田長五郎の名なりけれ、權右衞門其の時之を指して井上に語るらく「自分は今回の加害者は此の前田に非ずやと思ふ、前田は在勤中何度ともなく金を誤魔化したる事あり、又終には下女の金二圓三十錢を借り倒し無斷にて家出せり、あの行狀の不身持なる事より其是を思ひ合せば或は前田ではないか、斬られた晩に蚊帳越に握つた手は如何にも前田の手らしく感じた、外に名簿に行員の數多けれど心當はなし」と語りしを井上は翌九日檢證に來りし各署の刑事に云々と傳へしが別けて東署の湯淺、高木の兩刑事は得たり賢しと雀躍して二人曳の俥にて飛ぶが如くに東署に報告せり。

▲犯人の捕縛　是れより先東署にては別箇の活動を開始する事となるや福原署長、山田司法主任警部、米森部長以下各刑事の會議を開き方針を討議したる結果加害者は木村家内部の者といはんよりも寧ろ局外の者にあらんとの說に衆議一決したる際、井上よりの談話を聞き來りたる兩刑事の報告あり、扨こそ屈强の手懸りなれとて九日午後五時頃和氣偵邏をして前田方を窺はしめしに、長五郎は不在なりしより暫時門前に佇める内、長五郎はぶらりと歸り來り自宅に入らんとするを「一寸用事があるから來い」と和氣偵邏の一言に長五郎は見る〳〵顏色を蒼白に變じてぶる〳〵と慄へしが、是非なしとや思ひけん、逃走の模樣もなく素直に引かれて東署に同行されたり。

▲取調の經過　東署に於ては福原署長自ら此の取調を監督し山田警部、米森部長等九日の夕刻より殆ど徹宵にて取調に從事し一方各刑事を督勵して各方面の證據蒐集に盡力したり長五郎の身元を調査せる結果、同人は三重縣に於て巡査奉職中監守盜にて二年六箇月の處刑を受けたる事あるを知り福原署長愈々有望なりとして取調の歩を進め、身體驗査をなせしに顏面に輕微なるかすり傷と右の太股に淺き突傷二三箇所あり懷中には質札數枚を有したり、之に依て訊問せしに右の負傷は數日前身持の事につき父の意見を受けたるがその際ふと癪に障り、母親に斬附けんとせしを父が留める

際其の爭ひに紛れて負傷せしなりと答へたるも長五郎の弟長太郎（二十一年）の申立に依れば自分と兄と喧嘩して兄を斬らんとせし際の傷なりとて其の口供更に符合せず、又質札に依り取調べたるに北區天神橋三丁目質店平井平八方に嘗て鬼權方にて盜難に罹りし毛布を二圓五十錢に入質しあるを發見したり、又原籍石川縣金澤市高田町一一五横井德太郎方同居當時與力町二の四〇九河合桂吉方同居宮野すみ（二十五年）はハイカラの美人にして前田の情婦なり、一刑事はすみ方に臨みて家宅を搜索せしに血に染みたる白地の浴衣あり、本人の宅を搜索したる結果は後に記載するが如く銀製の置物一箇を認めたるも別に心に留めざりしが母親たき（四十八年）の狼狽の狀不審なりとて之を本署に引致せしめて取調の歩を進め、疑問の要點たる四日の夜何處に居たりしやの問を起せしに、前田は情婦すみと共に紅梅町の假住宅に赴きて其處に一泊せりと答へしも取調の結果、其の事實なし、斯の如くして取調上一頓挫を來せる際、端なくも本部よりの電話にて鬼權方にて金緣の眼鏡と銀製裸體婦人像の盜難ありしを發見したる屆出本署に達したり、此の一言こそ主任山田警部の耳には空谷の跫音と響きて取調べに倦みたる同警部は奮然として立上り直に前田方へ引返し、家宅搜索の際に認めたりし行李中の置物を携へ歸り、之を長五郎に突附けて「サア此でも白狀せぬか」と大喝したり、長五郎は之を見るよりさしも秘したる犯罪の發覺に驚愕の餘り顏色蒼ざめ身を顫はすと見えしが俄に口より泡を吐きて卒倒せしかば、警部は水を呼びて蘇生せしめ利害を說いて諭せしにぞ、遉の長五郎も遂に我を折りて「何卒人を退けられよ署長のみに申立たし」との事に福原署長は主任山田警部と共に之を署長室に引きて徐ろに彼が自白を聞かんとす、長五郎は首を垂れて暫らく思案したる末「斯うなる上は最早仕方なし、恐れ入りました」と深く悔悟の體にて左の如く自白したるは昨日午前十時半の事なり。

兇行の自白

犯人長五郎は四日の晩方自宅にて晩餐にパンを食し、其れより天滿に出で七時十分發の下り汽車に乘りて桃谷に下車し徒歩にて木村方の門前に着きしは其の日も全く暮れて人影も定かならぬ頃なりき、ふと見れば木村方の表門は尙開けありしより人知れずソツと忍び入りて表入口の左手に在る應接間に入り、硝子戸の傍に潛みて時機の熟するを待ち居たり、軈て十一時過と思しき頃門番久吉は表門を締めて其の鍵を銀行營業臺の上に載せたるを見屆け置き、尙も時刻の移るを竢ち受くる中家內一同は寢靜まりて翌五日午前二時頃となりたれば、先づ例の鍵を取り出して入口の戸と表門とを開け置き、次に目的の金品を奪はんため權右衞門が、肌身離さぬ金庫の鍵を取らんと、豫て案內知りたる奥の寢所に入り、同人の頸部に當る蚊張の釣手を切り落して枕頭の裸美人像（丈六七寸、ア

ンチモニー銀鍍金）と金緣眼鏡を奪ひ取り、更に金庫の鍵を取らんと權右衞門の枕許を探る中手は同人の頭部に觸れたり、折からおやすは目を覺まして、アツと叫びこの聲に權右衞門も睡眠を破りてムク〳〵を頭を擡げたれば南無三寶、彼れは常に短銃を携へ居れば狙擊さるゝも計り難しと咄嗟の中に覺悟を定め、スルリと後方に廻りて片手に權右衞門の肩を摑み、片手に黑鞘の短刀を閃かして滅多突に突き立て彼れがウーンと呻りて倒るゝを見るや、逸足出して中の間へ驅け出したる時慌てゝ逃げ迷ふ妻おやすとバツタリ行き當り、其の際前記の如き額に擦過傷を受けしなりといふ、斯く妾おやすが邸内の駐在所へ急報しては大變なりと僅に裸美人像と眼鏡とを盜みたるまゝ一散に門前へ驅け出し其れより一生懸命畑道を走りて桃谷に出で同所東手に在る仁丹製造所の前迄出し時豫て脚氣病を患ひ居るため、動悸高ぶりて今にも倒れさうになりたるより石の上に腰掛けて暫く休みたり、其の時良心の呵責はムラ〳〵と襲ひ來りて惡事を爲せば必らず顯はれるに相違ない、天網は如何しても免れまい、ア、惡い事をしたとつく〴〵後悔の念を起したりといふ、其より再び氣を勵まして鐵道傳ひに内安堂寺町へ出で谷町を下りて天神橋筋を自宅へ歸り着きたるが當夜着し居たるは紺飛白の單衣にて又黑鞘の短刀は三重縣にて巡査を奉職したる時、求めたる極めて鋭利なる者なりと尙その腿に受け居る二箇所の突傷は權右衞門を刺したる尖先外れて我と我手に傷けたる者なりと

▲兇行と情婦　犯人の情婦すみは前項に記すが如く、石川縣金澤市の者にて十八歳の時同市堤町中村菊次郎の周旋にて同町請負業小島清吉（三十五年）に嫁附きしも放蕩を見限りて去る一月暇を貰ひ天滿與力町河合桂吉の同郷なるを賴りて上阪後三月北區與力町勝見辨吉（三十四年）の妻となりしも又々その放蕩を見限りて離嫁し、その後若松町魚元の仲居奉公中長五郎と情を通じ、夫婦になる約束にて去る三日魚元より暇を取り、紅梅町梅本亭の二階を月三圓五十錢に借り受しも、長五郎は騰寫館に通ひて得る處僅か日に七十錢の薄給の身にて女を養ふ資力なければ家賃も祿々拂ひ得ず、三日夜はすみを伴ひ天滿表門の牛肉屋に入りて飲食せし際女は「貴郎もお金がない樣子ゆえ妾は最一度仲居奉公をし三十圓ほどお金を拵へて世帶を持ちませう」と諭りぬ、長五郎は「イヤ〳〵其にも及ぶまじ、又金もあり心配に及ばず」と諭して其の夜は其處に一泊したる翌日の夜こそ兇行の日なりけれ、されば女と共に世帶を持ち度さに木村方へ忍び入りて遂に兇行に及びしなりと、世にも恐ろしきは女なり。

▲犯人の素性　長五郎は鄕里丹波市にて高等小學校を卒業したる後漢書を學び、同地原興尋常小學校の教師となり居たるが、後三重縣警察部の巡査となり三十七年伊勢の龜山警察署に移りて刑事巡査を奉職して居たるも後桑名署に轉じて會計部長を勤むる中、三十八年七月中旬小使伊藤秀藏を

して鑿を買ひ來らしめ、署内の金庫を開きて現金三百五十圓を奪ひて逃走後、逮捕となり重禁錮二年六箇月に處せられしも恩典に浴して二箇年後出獄し、本年三月大阪區裁判所の元廷丁たりし中谷某が木村銀行の書記を勤め居る緣故に依り同人の紹介にて木村銀行の事務員に雇はれ、十二圓の給料にて食事は同家より賄はれ居たり、その後間もなく集金の借家賃十圓を盗み又水道賃二十七錢を着服したるも發覺し仲裁者ありて話纏り勤務することゝなり、又二三日後下女の金二圓三十錢を借りて返さず、且店員との折合面白からざるのみか、其の他不品行の廉少からぬより解雇されたるなりと。

▲權右衞門と懸賞金　犯人逮捕の曉には、五千圓の賞を出さんと鬼權にも似合はぬ大奮發の申立に豐田平野鄕署長を驚かしたる事は昨紙に記したるが、其の犯人愈々東署の手にて捕縛され、全勝の月桂冠は同署の頭に戴かれたるに拘らず、鬼權君から言はすれば自分の名鑑定が見事に當つて檢舉の端緒となりたる者なれば、法律上から見るも五千圓の賞金は當然自分の受取るべき者なり、依つて此の金は拙者が已むを得ず懷中に納めて置くよと一文も出さずに濟すならんと噂する者あり、なるほど道理なる珍說なり。

鬼權蘇生の宴

（明治四十一年七月二十日東京朝日新聞）

——近來稀有の珍會——

此世の罪業尙盡きずして危ふき生命を取留たる大阪の鬼權事木村權右衞門は十九日天王寺西照館に事件關係の各警察署長警部刑事等及び新聞記者等を招きて宴を張る。繃帶の儘の主人公を始め一家一門の眷族座に出で斡旋大いに努む、疑はれた人疑ふた人書かれた人書いた人の會合、實に何とも云はれぬ近來稀有の珍會なりしが殊に權右衞門が今迄は鬼と呼ばれたれども、是からは佛とまでも行かずともせめて普通の人間になると誓たるも珍なれば、各警事が興醒ならんとするに方り、座敷の眞ン中にて藝妓の三味線に合せて踊り狂ひたるも珍、東署長の思切つたお手柄話も御念が入つて更に珍、喬が頻りに權右衞門の創を氣にして喧しく注意したるも亦珍、又九十餘名の來客を集めて木村家未曾有の盛宴を張りしも珍中の珍なり。

註　公判は同年八月二十七日より開廷され、九月三日に開かれた第二回公判には鬼權も出廷大雄辨を振つた。第三回が九月八日に開かれ、次いで判決が下された。

長五郎の判決

（明治四十一年九月十一日大阪朝日新聞）

木村權右衛門の加害者前田長五郎はいよ〳〵十日午前田中裁判長より判決言渡あり、卽ち持兇器竊盜、歐打創傷罪として輕懲役七年に處せられたり、權右衛門が被害以來頗る心を改めたるを思へば彼が苦役も多少心を慰むるに足るべきか。

鈴ケ森首無屍體事件

（明治四十二年五月）

明治四十二年五月十二日の都下新聞紙は鈴ケ森海岸に一個の支那鞄が漂着し、中に首なき、年齡三十五六才位の女の死體の入つてゐることを報道してゐる。死體は死後十五六日を經過し、既に腐爛して惡臭鼻をつく有樣であつた。頸は附根から見事に切り落されてゐて、切口には血止のために綿をつめ、體は麻繩で七重八重に結び、右肋骨附近には五ケ所の突傷がある。證據となるべきものは殆んどなく、死體は一先づ解剖に附せられることになつた。其の結果他殺といふ事が判明して、警察當局は必死の活動を開始したが、犯人は遂に判明せず、謎の怪事件として、遺されてゐる。

仕立屋銀次

掏摸の大檢擧

（明治四十二年六月二十五日東京日日新聞）

司法警察の痛快事——赤坂署長の大英斷

從來掏摸の檢擧疎漏なるため彼等の跋扈甚だしく、白晝公然横行し果は靜岡事件の如き大失態を釀すに至れるも未だ猶東京市内に於て彼等の親分なるもの一回だも拘留せられし事なきは、奇怪極まる現象なりと憤慨する者多かりしが、今回赤坂警察署長本堂四郎氏の大英斷に依り日本一の掏摸の親分仕立屋銀次事高田銀藏（四十四）其乾兒八名が檢擧され、更に他方面にも大發展を來さんとし、從來情實の纏綿したる刑事界に大恐慌を起さんとしつゝあり、今左に其顚末を報告すべし。

▲伊藤公の記念品　去る廿一日午後七時頃赤坂區高樹町二十番地、前新潟縣知事柏田盛之氏が所用ありて麻布に赴き廣島橋より電車に乘りて青山一丁目に向へる途中、帶の間に挾み居たる公爵伊藤博文氏より記念として柏田氏に贈與せる旨を鐫刻しある金時計を掏取れ、歸宅し後心づき一生の好記念品を喪ひては殘念なりと直に赤坂警察署に屆出でたり、當時氏は老體にてはあり、自分の傍

に如何なる男ありしか氣付かざりしが掏られし場所は墓地下邊の線路曲折して最も動搖甚だしき邊ならんと云へり。

△常務巡査に命ず　屆出を受けたる警部本多留吉氏は直に本堂署長に上申し、署長は從來如何なる事情が警察側の一部と彼等掏摸仲間との間に伏在せるやは知らざれど、本官の方針としては斷て姑息の手段に出でず、此好機會を利用して市内掏摸の一大檢擧を行ふべしとの意氣込み勇しく、殊に刑事巡査は他に夫々任務もある事なれば、今回は之を應援の方に廻し最も彼等と接近する事少き常務巡査をして專ら其探偵の衝に當らしめ、漸く廿三日朝に至り犯人は仕立屋銀次の乾分なるべしと突留めたり。

▲本營を衝く　銀次が本宅は本郷區駒込動坂町に在り、門構黑板塀の宏壯なるものにして、本妻其他の家族あり、北豐島郡日暮里村元金杉百卅六番地にも大邸宅を構へて此處に妾廣瀨お國（三十八）を圍置き銀次は同家に寢泊りして本營と定め、日夜男女の乾兒五十餘名が出入して惡事を計畫し報告す。お國も亦剛膽なる事流石に銀次の愛妾だけあり、大姐の器量を具へ居るにぞ、犯人は敵切同家に潛み居る者と突留め廿三日午前十時木内、横倉の兩刑事は岡部以下手利の常務巡査六名を從へ突然裏表より同家に踏込みたり。

▲親分を逮捕す　然るに流石の銀次お國も周章し、居合せたる乾兒等を戸棚床下に隱し老僕下女を出して應對せしめたるが猶踏み込みて銀次を捕へんとしたるに彼は方に乾兒等に當日の方針を授け已も外出せんとしたる折柄なりしが、遂に覺悟や定めけん尋常に縛に就き、隱したる乾兒等八名を呼出して惡ビレもせず赤坂署に引立てられしが、銀次其折の扮裝は丸顏の五分刈に鼻下に八字髯を畜へ本フランの單衣にセルの單羽織鼠縮緬の兵兒帶に紺足袋を穿き、黑山高帽を頂き左の藥指に白金の指輪を鞡め甲斐絹細卷の洋傘をもち、一見立派なる紳士なりしと。猶お國もさる者、罪を已れに荷はんと申出でたるも其儘自宅に留置の事とし一同赤坂署に引揚げたり。

▲痛快！　大痛快！　斯て赤坂署にては署長自身銀次以下を監守し且取調つゝあり、一方巡査を各方面に派して連累其他の親分株をも檢擧しつゝあるが、銀次は署長の取調に對し涙ながらに「何卒今度だけは許されたし從來とても各警察署の方々には懇願したる事あり、今後は如何なる御用にても貴命を奉ずべく其證據として指を切て盟はん」と哀訴歎願したるも署長は「汝の指を貰ても何の役にも立たず」と斷乎として撥付け、一層嚴重に取調中なりとは警察界の大痛快事なりと云ふべし。

▲珍らしき證據品　銀次拘引當時押收し來りたるは、慶長小判一個寶石六個婦人持十八金着掛時計鎖二本襟掛金鎖等なるが外に臟品臺帳一冊あり、之は西洋紙綴り厚さ一寸四六版にて、表紙には

鶯鶯の繪を畫き三百五十圓杯落書しあり戸にはきん、はる、〇、どて、ちび、はげ中村等十數名の乾兒の索引を付て四月十五日より記入し、初金額は五圓十圓廿圓三十圓などの大口のみにて「内庄かし」「受取」など書或は判を捺し、符牒語を記入しあるが、何れも大姐お國が手書したるもの、此臺帳こそ珍無類にして且有力なる證據品なりと

▲掏摸が警官　從來各警察署に於てまだ一回だも彼等の親分株を逮捕し得ざりしには種々の秘密伏在し中には結託せるもあり、或は利用するもあり、或は親分を檢擧する時は乾兒等が擧つて其當該署の管内に入込み、窃盗、强盗、强姦、放火、掏摸等の不法を行ひて事故を多からしめ陰に脅喝を行ふ事あるを怖れて大抵放免するが常なるが、殊に盗難品などの屆出あれば警察官は親分に就いて「どうぞ彼品だけは出して吳れ」と賴むと「よし、それならお前達の顏を立てゝ出してやらう」と横柄極る態度にて警官も頭が上らず、何れが警察官なるや判斷に苦しむ位。さればこそ「彼品だけ」以外の惡事は多く見遁し來れるなどの惡弊各署に行はれつゝあり。

▲刑事界の大恐慌　警察の威信に關する惡弊は赤坂署長の大決斷に依て一掃せられんとし、或者は警視廳あたりの制肘を蒙りはせずや、又斯る被告が法廷に於て、若し從來の秘密を陳述するに於ては刑事界に由々しき大事を惹起すべしなど杞憂を抱き居る者ある由なるが、署長初め署員は一同正義の爲め職權の爲め一身を犧牲にするも敢て怖れずとの大決心を以て、着々檢擧に從事しつゝあり、猶銀次は日本一にて之に次で湯島吉あり深川に穴倉の三あり、山の手（新宿）に伊藤あれど近來繩張りの範圍紊亂し、銀次は以前箱師を專門とせるが、近頃は各地各方面に手を擴げ家に十萬に近き財産を蓄へ本所區に數十戸の地所家作を有し、宛然大富豪の生活をなし居れりと云ふ。

乾兒襲擊の噂

（明治四十二年六月二十六日東京日日新聞）

親分銀次が拘引せらるるや乾兒の多くは逸早くも逃亡したるが殘留せる四十餘名は廿四日夜上野公園に集合し到底一通りの哀訴歎願にては親分の釋放せらるゝ事覺束なしと觀念し此上は非常手段に出でゝ奪返さんと赤坂署襲擊を企てたりとの噂ありしが、之は噂のみに止まり同夜は斯る模樣更になく、赤坂署にても何等警戒する處無かりしとの事にて、一昨年中北海道函館署に於て繩張爭の事より檢擧されたる博徒の親分丸茂と云ふを奪返さんとて乾兒が暴れ込み、巡査部長巡査等に傷け反對派の親分を慘殺したる事件などあるより、萬一斯る事起りはせずやと杞憂したる者が言觸したる風說ならんといふ。

▲臟品山を爲す　斯て廿四日夜は係官一同を集めて愈々臟品の蒐集に着手し、同夜十二時迄に妾

宅廣瀬お國方より人力車に三臺の賍物を運び來り、廿五日午前三時迄には各方面より集め來りたる荷物馬車に二臺あり、同署の應接所六疊一間に入れて入り切らず、遂に別棟の撃劍場にまで運び入れ臓品積んで山をなす有様にて、尚廿五日は早朝より、下谷淺草等より質店主人某々二人呼寄せ、夫々調査したり。

▲續々檢擧さる　廿五日早朝署長の命を含みたる木内、横倉、岡部等の刑事及び巡査合計十八名は諸方の捜査に從事したるが、午後一時に至り兎に角銀次の妾お國及びお國の實母泉お新（五十六）並に乾兒數名を拘引し來り、夫々各室に別居せしめたるが、お國は色白の細面にて髪は銀杏返しに結ひ眉を落し齒を染め、セルの吾妻コートを着素足に下駄を穿き左手の指に金指輪を飲め、始終物思ひに沈み居り、又母お新は袷の重着して髪は切りて撫つけ、口元少しく歪み一寸上品な婆さんなりき。

▲參謀に辯護士　銀次は東京市内だけにても乾兒二百五六十名あり、其内直參者三四十名あり、宮田庄太郎、堀磯次、町田利通、保科伊之助、梶庄吉、池内宣雄、伊藤時次郎、中尾仙吉、木村芳次郎馬場藤次郎、小林秀吉、井上金次郎、今井重太郎、筆辰及び前記仙臺にて捕はれたる寺地星野等は稍有名の方なるが、更に其悪事の參謀警察側の交渉を勤むる辯護士三名あり、二十日程前も乾兒覺事山本覺次郎と云ふが某署に拘引され、辯護士の一人が貰ひ下げに赴きたる事あり、又以前本所署へも貰ひ下げに辯護士の書生なる者來りたる事ありしが、同署にても斷然刎付けたりと。

▲銀次の勢力　銀次は既報の如く彼等仲間の大親分にて、神田連雀町十八番地綽名湯島吉事伊藤芳次郎深川區仲大工町六番地綽名鼈甲勝事渡邊勝次郎及穴倉の三等以上に位し元仕立屋職人なりしが中年にして根岸に住む鬘師兼掏摸親分清水の娘と結婚し、其跡を襲ひて入谷町に移り今は其家を前記仙公に與へ上野以北を縄張とし箱師をなし居たるが、京阪地方より出京する掏摸も一旦は必ず銀次の許に至りて渡りを付け居る位にて掏摸の根據地と稱せらるゝ大阪神戸邊に至るも偏く親分として立てらるゝ大勢力家なりと。

窃盗被害頻々

（明治四十二年六月二十八日　東京日日新聞）

一度銀次の捕縛せらるゝや乾兒等が例の慣用復讐手段は昨今盛に行はれ、下谷谷中根岸金杉方面は俄に物騒なる形勢となり、廿五日夜の如きは竊盗被害及び未遂の者十數ヶ所に及び、翌廿六日夜も又數ヶ所に窃盗忍び入りし由なるが、所轄板橋署及び下谷署の冷淡なるは驚く許にて附近住民の不平甚だし、又賍品見物に來りて一人は「同一名義にて數百點の物品を入質したるを所轄署は何故に不審を起し、取調べざりしか」杯警察の怠慢を憤慨し且其間の消息を推して左右の批評をなし居

たるなど無理ならぬ事と云ふべし。

風雲漸く急

（明治四十二年六月三十日　東京日日新聞）

▲新方面の巨魁　廿八日夜八時署長警部が協議の上某方面の捜査に出せる藤田刑事時吉巡査等一行は雨を衝いて新なる敵の本壘に肉薄したり、本壘とは何處、淺草區千束町一丁目五十二番地、捕縛したる巨魁は誰れ三好お芳（三十八）とて綽名を豚花と云ひ、丸髷に結ひ齒を染めて頰骨突出し眼光鋭く底に光り、體軀肥滿して豚の如く、紺飛白の單衣に黑繻子の帶を締て引致され、直に拘禁されたるが、彼女は十數年來女ながらも故買の親分となり、男女の乾兒四十餘名を有し、掏摸仲間に於ける銀次の勢力と均しく殊に同家は某々警察官の本陣ともなり居るとの噂あり、之が檢擧は實に或る方面には晴天の霹靂、赤坂署が新方面開拓第一歩の大成功なり。

▲感謝狀頻々　柏田盛之氏は廿九日午前八時赤坂署に出頭し、篤く謝禮を述べ「余が知事在職中斯る功績あれば容易ならぬ恩賞ありしならんを」など語り、以前盜難の被害もありしとて臟品陳列場を一覽したるが「此齡になる迄斯る奇觀に接したる事なし」と驚きて歸宅せるが同區溜池町市參事會員渡瀨重次郎氏も一通の感謝狀を送り、或は「署長貴下の現職を賭しても十分檢擧されたく、自分等は遺恨骨髓に徹せる迫害を彼等より受けたり、願くは椋鳥卽ち田舍者を安心して上京せらるゝ樣願度し」との意味を申來りたる岩代郡山町民あり、或は「赤坂署の英斷を祝す、赤坂署萬歲、東京市民の一人」など記せる端書も舞込み其他の感謝狀頻々として絶えず、又布内某署長よりは長文の慰問を兼ねし祝賀狀さへ送り來れり。

▲敵の斥候來る　臟品陳列場は益々繁昌して廿九日朝よりは陳列品百五十點增加し、午後五時に至り新方面よりの戰利又數百點來り、何づれも整理の上陳列したるが、廿八日午後二時頃西川寅之助（四十）と云へる素人掏摸が銀次の乾兒の依賴を受け、被害者に化けて乾兒の高橋監造（四十）と共に來りしを早くも警官に睨まれ、取調の上全く敵の間者なる事を自白し、兩人共拘留されたるが猶一人某名士の甥の墮落したるが彼等の手先となりて入込みしを引捕へ、說諭の上放免したり、之では陳列場も油斷がならず、せしめし物をせしめらるゝ事なきやと萬引など專ら注意中なり。

▲市内掏摸被害一件もなし　都下に現住せる掏摸は五百餘名にて去卅九年掏摸總檢擧總人員は四千五百七十五名にして現在々檻者は八十二名なるが、昨今の掏摸被害は平均二三件なりしも四五日以來は別項記せる赤坂署の大活動の影響にや被害一件もなしと當局者は喜び合へり。

嘆願書の全文

（明治四十二年七月一日　東京日日新聞）

既報せる銀次の乾兒等が同署に送り來れる嘆願書の全文を得たれば左に掲ぐ。

嘆願書

奉申上候小生幽に承知候處掏摸の親分と稱するは仕立屋銀次計りにも無之、大阪などには幾らもあり又大賊、人殺しもあるに拘らず我等親分計り左樣にいぢめられては誠に以て我等社會はたまり不申候、今日天下の法網を見逃がし呉れとは不申候得共、今度計り是非御許し被下度何卒〳〵今度丈の處非常御寛大の御取扱乾分一同より奉嘆願候、何卒〳〵國家の爲め忠義申上候間親分の罪も輕く相成る樣奉願上候

四十二年六月廿六日

赤坂警察署御中

銀次乾分一同

銀次警察を愚弄す

（明治四十二年七月五日　東京日日新聞）

昨今本堂署長は銀次に對し、何か意見あらば直接署長に書狀を提出せよと云ひ置きしに彼は「窃盗及び故買の一大團體を申上ぐる故、今日だけは御助けありたし」と書きて差出したるより「さらば其名を云へ」と返書せしに「交換問題です無條件では嫌です」と默して語らざりしと、彼が赤坂署を愚弄する事斯の如きはまだ猶彼が從來の墮落したる警察官を見たる眼の醒めざるに依るなる可し

一大秘密結社

（明治四十二年七月六日　東京日日新聞）

搜査しつゝ遭遇したる經過に就て見れば、如何に彼等仲間の諸般の機關整頓して、且大仕掛なるには驚かざる者なし。彼の金融機關には泉お新をして質店を開かしめ轉質又は流質として財源を作り、故買犯人との連絡も付き殊に大阪方面と贓品の交換をなすあり、贓品變造には幾多の錺屋貴金屬商紺屋仕立屋洋服屋等あり、集會には一種の倶樂部を設けて集會相談又は文書の往復贓品の送受等をなして通信機關も設け、電話を架設などし遊興には待合を開き藝妓出張所を營業となし、社會的には赤十字社佩有功章者となるなど、實に一大秘密結社を組織し居り、從來其筋の目を巧に遁れ居たるも理の當然なるが本堂署長は方に一刀の下に此等の諸機關を全部粉碎せずんば已ざるの勢なり

流石は長脇差

（明治四十二年七月八日　東京日日新聞）

仕立屋銀次

赤坂署の事件は日一日と佳境に入るの感あり同時に署員が晝夜兼行の活動は眞に目覺しく其勞苦の程察するに余りあり。

▲自白したる同類　讀者は下谷區入谷町百十七番地島野增太郎方より今井若葉（四十）と云へる婦人が拘引せられ、此婦人は銀次の扶養を受けつゝある、禿虎の內緣の妻たりしことを記憶せらるべし。禿虎本名を日形虎吉（五十）と云ふ、清水熊の乾兒にて銀次の兄弟分なるが、是迄報道したる記事にも見えたる如く、屢々警察署にも召喚されて取調べを受けたるも、一向に實を吐かず、知らず存ぜぬの一點張りなりしが、六日夜に入り「熟々悔悟したれば一切の事情を自白すべし」とて自首的出頭をなせり。

▲卑怯なる若親分　依て七日午前本堂署長は自身取調べたる處、彼が自主的出頭をなせる動機は「今日迄の形勢を見て居るに、親分銀次が拘引されたる一大事を見ながら、若親分の仙公事小林仙吉は我身の上のみ氣遣ひて、妻佐伯お玉を引連れ何處にか逃亡し、今日に至るも乾兒仲間に音信さへなさざるは恩義を知らぬにも程こそあれ、自分は年こそ老ひたれ素は清水熊の乾兒銀次よりは兄株にて今其食客となり居れど、昔は長脇差の虎とも呼ばれし身、如何にも仙公の仕打が卑怯なれば、我身代つて幾分にても銀次の罪を償はんとする也」云々と前提して詳細に彼等の內情を自白したりとは流石は長脇差の義俠的氣性はありけり。

親分十九年（明治四十二年七月十二日東京日日新聞）

驚ろく可き銀次の遠謀・銀次の父は警視廳刑事

十日午後裁判所に送らるゝ筈なりし掏摸の元兇銀次及び妾お國は豫期の如く取調の完了せざると贓品の被害者出で來らざると、傍證の蒐集等にて其運びに到らざるも、愈々十二日午後には護送せらるべき筈なり。

▲父は警視廳刑事　銀次の取調は前夜に引續き十一日午前九時より十一時まで赤坂署長室に於て本堂署長自身取調べを行ひたり。彼の素性を聞くに、生れは東京にて父を金太郎と云ひ、元警視廳の刑事を勤めたる者なりしも、彼は幼少の頃日本橋區通旅籠町に今も手廣く營業せる仕立屋の親分天野濱之助の弟子となり、二十三歳の頃まで同家に在りて禮奉公までも勤め、後下谷に一戸を構へ獨立營業する事となりたり。

▲親分十九年　仕立屋營業中例の贓品變造を當時巾着切の親分淸水熊に依賴されたるを彼は好機會とし、爾來同家に出入する內淸水熊の娘にて、今の妾たる廣瀨お國と情交を結びて遂に熊の乾兒

となり、掏摸を働き淺草署の手に捕はれ拘留二日に處せられたる事ありしも、其後熊の跡目を相續して今日まで十九年間仲間より親分と立てられ、警察署の厄介となりたる事なく、是れまで贓品の返還を某々要所の警官より依頼されし時には、それと似寄りの品を買求めて其警官の顏を立てさせ、之と交換的に獰惡飽くなき犯罪を看過され居たるなりといふ。

▲村會議員の運動　犯罪十九年、其間彼れが計畫したる處多々あるべしと雖も、財産五萬圓を作り毎月家賃、地代二百圓の收入ある程になりたる上、近く彼が謀れる處は日暮里村の村會議員となり、其名譽職を利用して上流社會に交際を求め、更に一大惡事を實行せんとしたる形跡十分にて、彼の贓品を入質したる岡田鎌市方は主人岡田が郡會議員たるが故に、進んで之れに接近せんとしたるにて此間に日本橋の前記濱之助の如きは與つて大に力ありといふ。尙濱之助は泉お新が質屋開業に就ても一方ならざる運動を某方面に向て爲したるものなりと、其遠謀深慮眞に驚くに堪へたり。

▲銀次の拜み倒し　從來何れの警察署にても、惡漢の拜み屋なる者にかゝりては少なからず手古摺る事なるが、銀次は最も巧妙なる拜み屋にて本堂署長の取調に對しても彼は殆んど拜み倒しの有樣にて「私も子供もあり且つ家賃も月々二百圓位入れば今後は決して惡事を働かずとも食へる事故心底より改悛すべければ何卒今日だけは御免し下されたし」と流涕以て哀訴嘆願到らざるなく、而も其取調に對する申立は虛僞を言はざる代り、努めて多くを語らざらんとする者の如し。然れども時に極て剛情を張る處惡むべきものあり。又妾お國の「知らぬ存ぜぬ」の一點張りは更に一層の惡むべきものなりと。

▲又々新拘引者　本件の取調は一先づ大團圓を告げたるも、前記の次第にて赤坂署にては猶犯人捜査の手は弛められず、十日夜一人の男を拘引したるが是は一應取調の上放還し、更に日暮里村元金杉二百五十九番地山田お讓（二十七）を拘引したり。之れは小林仙吉の妾にて毎月十五圓宛の手當を貰ひ前記の處に圍はれ居りし者なるが、元は吉原彦太樓に十九の年より二十五歲まで遊女たりしものにて今より二年前仙吉の爲めに落籍されたるなりと、又十一日朝牛込區市ヶ谷谷町百番地古物商森田利吉（三十一）といふ者拘引されたるが、是は銀次系の故買犯人にて證據十分なれば目下嚴重に取調中なりと。

元兇銀次送らる

（明治四十二年七月十四日　東京日日新聞）

警部に威嚇的告別辭

一二日を延引したる元兇仕立屋銀次の檢事局送りは愈々十三日午後零時五十分に實行されたり。

▲銀次檻倉を出づ　本多主任警部は十三日午前九時東京地方裁判所に出頭し、豫て小林檢事正と打合せたる處により更に古賀檢事に面會して諸般の打合をなし十一時頃歸署し、本堂署長に復命の後愈々看守巡査數名立會の上檻倉裡より銀次を引出したり。久し振りに天日を拜せし銀次は充血したる眼を光らせ左右を顧みて深き嘆息を漏し、延びたる髯を無暗に撫し、腰のあたりを抑へて天井を仰ぎたる形相凄じかりき。

▲煩悶の狀歴然　軈て何事か口早に物言ひつゝ應接所に引入れられ、本多警部より護送の旨を告げらるゝや、煩悶に堪えざるものゝ如く、附近の物を搔廻しなどする樣の狂ひたるにはあらぬかと思はれしが、軈て禿虎に面會せしめたるに銀次は傲然として曰く「愈々俺は豫審に廻る、或は長くなるかも知れんが、身體を大事にしろ」と言葉を切りて少時伏向きたるが更に「俺の留守中は決して掏摸を入れてはいけぬ、もし入つて賭博でもするなら短銃を以て打放せ、又大公に二百五十五圓島吉に八十圓、金公に五十圓、廣に五十圓貸してあるから、皆取り立てろ、貸家の普請は先づ當分あの儘にして置け」など依頼したるが、禿虎が「俺だつて何うなるか知れ……」と云はんとしたる時警部は「もうイ、彼方へ行け」と其儘仲を隔てられたり。

▲短銃の彈丸　卓上に六連發短銃一挺あり、警部に向ひ「是は護身用に持て居たのですが友達と喧嘩した時三發これで放られたけれど幸に自分に當らなかつたので、後で買取つたのです。其時打られゝば今度此んな目に會はなくてもよかつたのです。其彈丸が氣になつて仕方がありませんから多分座敷の長押に載せてある筈ですから、あれを取つて池の中へでも棄てゝしまふ樣に禿虎に言ひ付けて下さい」と傳言を賴のみ軈て「是ぢや暑くつて仕方がありませんから着物一枚着更へさせ下さい」と證據品中より帷子など選り出し、彼れか此れかと搔廻したるが氣に入るもの一もあらざりき。

▲威嚇的告別の辭　遂に紋羽の腰卷に拘引當時のフランネルの單衣を一旦脱ぎ肩當を引破りて肩の汗を拭ひ再び之を着、セルの羽織を被り、煙草を自暴に喫して扨曰く「どうかお國と禿虎は下げ（歸宅させ）て下さい、お國は姙娠中ですから心配です、又禿虎が家に居なければ留守居がありません萬望懇願つかまつります」と平身低頭して幾度か繰返しつ最後に「永々お世話樣になりました、今迄一度も食込んだ事のない銀次が初て食込むのですから、何れ歸つて來てから旦那（本多警部）の爲に盡すか或は旦那に惡まれるか二つに一つです」と言葉鋭く述終りて一禮をなしたるが、其圖々しき態度には何人も呆ざるはなき位なりし

銀次檢事局に傲語す

（明治四十二年七月十五日　東京日日新聞）

——大膽不敵の彼が態度——

十三日午後護送されたる元兇銀次が其後の模樣を聞くに

▲此方の物だ　彼は檢事局に入るや古賀檢事主任、小原檢事立會にて嚴重に取調べたるが、銀次の態度は頗る傲慢にて恰も舊友と會見したるが如き風あり、毫も遠慮する處なく警察官との從來の祕密關係を手柄顏に吹聽したる上一層聲を高めて曰く「自分は今日自分が監獄に送らるべしとは豫期せざりき、されど親分となりて十九年を經たる今日迄屢々乾兒等の捕はれしを救はん爲め、裁判所監獄等に出入して上は判檢事の方々より、看守長看守に至るまで其顏を知らざるものなく、何れも懷柔の策を施し來れり、故に今日此方へ送られ來りたりとも何の恐るゝ處なし、既に赤坂署の手を離たる以上自分の身體は自分の物なり」など傲語したるに、係官も一方ならず其大膽不敵なるに驚きたり。

▲監獄に送らる　檢事局にては十三日午後七時一應銀次を取調べたる後、都合により一旦赤坂署に還送したるにぞ同署にては之を青山分署の獨房に收檻し嚴重に看守したるが十四日午前本堂署長は檢事局に赴き古賀檢事に面會して打合はす處あり、本多警部は分署に就て猶銀次を取調べ、午後三時愈々潮豫審判事の拘留狀を以て護送馬車に入れ東京監獄に收監する事としたり。

▲辯護人なし　某辯護士は記者に語つて曰く「從來銀次其他の掏摸仲間が警察署に拘引される時貰下げ其他の交渉を依頼され、銀次より俸給を受け或は其カスリを取り居たりとさへ噂されたる辯護士兩三名ありし由新聞に見え、其當時辯護士間の問題となりしが、今荒立つるも如何と其儘にしあれど、愈々銀次が裁判所に廻されたる上は、早晩辯護人を依頼する事ならんが、如何に金になればとて恐らくは彼等の如き惡漢の依頼に應ずるものも非ざる可し、若し有りとすればヨク〳〵の辯護士なるべし云々。

仕立屋銀次判決

（明治四十三年五月二十八日　東京朝日新聞）

都下掏摸の三親分の一人として知られたる仕立屋銀次以下の竊盜敎唆贓物寄藏收受故買被告事件に對して昨二十七日當地方裁判所刑事第三部須賀裁判長より左の如く言ひ渡さる。

懲役十年罰金二百圓　銀次事　高田銀藏（四五）

懲役八年罰金百五十圓　仙吉事　小幡嘉一郎（三六）

重禁錮三年六月	大清事	町田精一郎（三〇）
重禁錮四年六月	駱駝事	宮本銀次郎（五二）
懲役一年六月罰金三十圓		孤田桑太郎（四八）
懲役二年罰金五十圓		小河原暉一（四三）
懲役二年罰金五十圓		杉野庄助（四三）
懲役二年罰金百圓		野崎萬藏（五五）

猶此の事件と關連して仙吉事小幡嘉一郎を隱匿せしめたる烏森待合森田かつ（卅二）は罰金四十圓、亦嘉一郎を大阪に逃亡せしめたる羽代茂吉（三十七）は懲役三月、銀次より贓物入の風呂敷包を預りたる石井松太郎（五十）は無罪を云ひ渡さる。

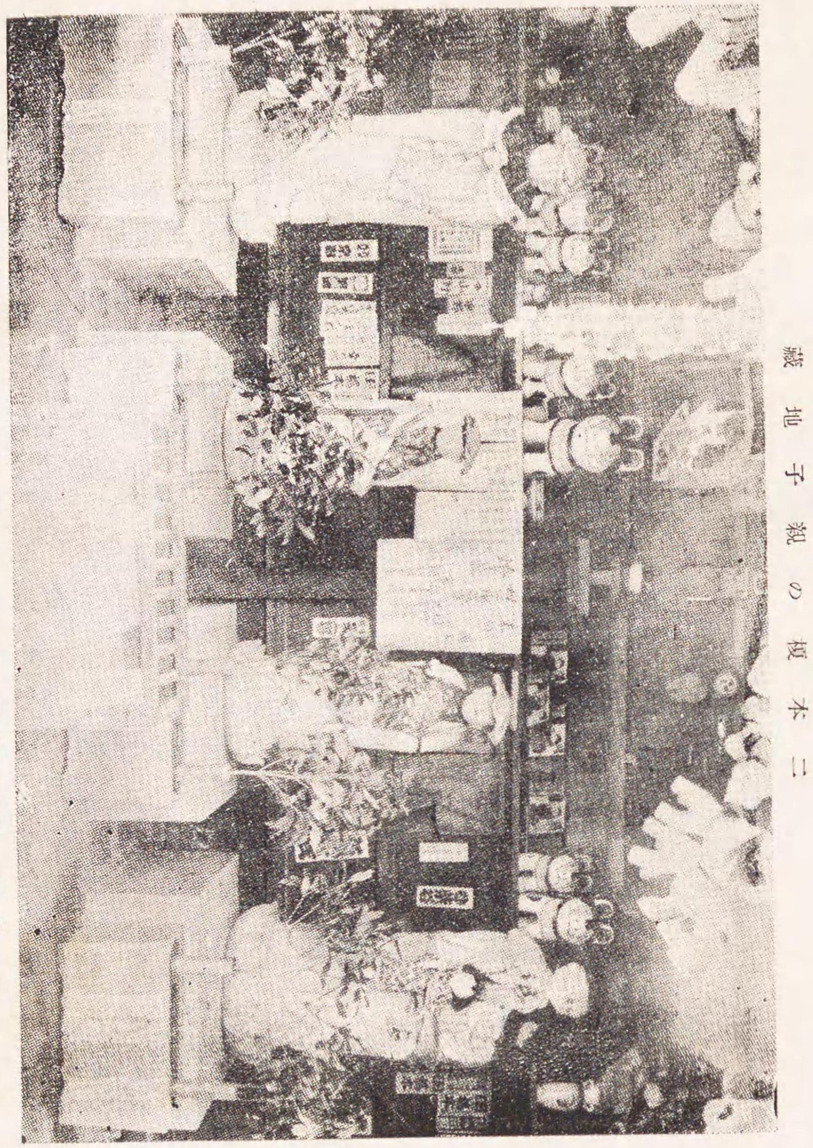

藏地子親の模本二

藏地子親たれき置安に內境院台光

二本榎の慘劇

一家五人鏖殺さる

（明治四十二年十一月二十二日東京日日新聞）

廿一日拂曉芝區二本榎町一の七十九休職海軍少佐目下日本郵船會社上海支店詰、汽船三河丸船長工藤嘉太郎方留守宅に於て同人妻お高（卅三）長女お勝（十）長男嘉雄（八）二女おもと（二）並に下女荏原郡池上村字雪ヶ谷長久保慶三長女お民（廿）の五人が何者にか慘殺されたる椿事あり、左に其の顚末を報道すべし。

▲何時になく朝寐坊　工藤方は平素早起の方なるに同日午前六時半頃、同番地にてお民を世話したる薪炭商富岡米吉妻お瀧（六一）が工藤方の何時になく、門を半ば開けたるまゝ朝寐坊を爲し居るを怪み、裏手に廻はり見たるに湯殿の水汲口が明け放ちあるより、愈々怪みて其所より下女部屋なる二疊に入りたるに這は如何に下女のお民は乳下と背部に重傷を受け見るも無慘や頭部を梨割にされ血に塗れて絶息し居るにぞ喫驚仰天して直に取て返し、夫米吉と共に息喘き切りて白金分署に急訴したり。

▲光景物凄きばかり　急訴に依つて小林白金分署長は直に現場に出張すると共に、管轄署なる高輪分署並に警視廳地方裁判所等に急報して係官の出張を促し、各係官出張の上前記米吉夫婦と共に尙も奥の間に踏込見れば、茲に愈増す慘劇は奥の八疊間にて演ぜられ居たり。主婦お高は添乳の所を襲はれしと思ぼしく次女おもとを投出して、頭部顱頂骨を打割られたる外面部三ヶ所へ重傷を受けて東枕に打伏し、長女お勝、長男嘉雄、二女おもとも東枕に虚空を攫みて同じく頭部を打割られ、仰向けに打倒れ、其中お勝は逃出さんとしたるにや片足を椽先にかけて打倒れ、何れも紅なす血汐の中に絶命し居る光景物凄きばかりにて、警官一同も暫しは呆氣に取られしが疵口より察するに兇器は鋭利なる刀の類にあらずして、鉈若くは手斧の如き刄の鈍きものにて打割りたる形跡あり。

▲評判よき家庭　嘉太郎は北海道函館區地藏町の出生にして、日清戰爭には海軍少佐として從軍し、凱旋後正六位勳五等に叙せられ、其後休職となり九年前現時の家屋及び附近の地所數百坪を買求めて住居を定め同時に郵船會社三河丸の船長となり、常に航海に從事し自宅に在るは稀にて、現に本年春より上海航路に在り、妻お高とは淺草區鳥越町中村某方へ止宿中夫婦となりしものにて、夫婦共に附近の評判宜く、又お高は容貌美ならぬも、至て愛嬌ある方にて外出毎に必らず子供を同道するが常なりし、又嘉太郎には一弟一妹ありて、妹おもと（二十五）は久しく同居し居たるも、去る十月中郷里へ歸りたり。

▲臨時出張所を設く　前記檢視のため出張したる判檢事は午後三時より同家を引上げたるが、芝署は同區丹波町光台院に臨時出張所を設置して、警視廳武東刑事課長森住高輪分署長以下十數名の警官詰切りにて何事か祕密に調査凝議する處あり、午後五時同區二本榎町三十七高岡平太郎（三十一）及び同妻お種（二十四）同番地樹田道具店外五名を召喚して訊問したり、尙又下女お民の死體は午後六時檢視濟みて親元へ引渡されたり。

一家鏖殺犯人不明（明治四十二年十一月二十四日東京日日新聞）

▲臨時出張所引拂ふ　該事件發生と共に白金丹波町光台院に一時臨時出張所を設けられしが、二十三日限り引拂ひ二十四日より芝警察署の應接所を事務所に當て、同時に同署の山本警部主任となり、又高輪分署を刑事係の集合所とし、警視廳芝署高輪分署白金分署員等署員一團となり、早朝より各部署を定め探偵に着手しつゝあるも未だ何等の手掛りを發見せざる模樣なり、尙本堂赤坂署長は二十三日午前十時頃警部一名を引連れ工藤家へ出張し現場を視察したりと。

▲嫌疑者廿餘名悉く放還　事件發生と同時に嫌疑又は參考人として二十二日迄に引致せられたる

もの廿餘人に及びしも一人として見込なく悉く放還せられたり、然るに茲に嘉太郎が放逐せし船員二名あるより其者の所爲にあらざるかの嫌疑ありて警視廳及芝署にて嚴重に調査せし結果、右二人は目下函館にて居住し居る事判然し其方針は又もや一變し、目下の處にては該兇行の如何にも慘忍極まると大膽なる所爲なるより昨今連りと强、竊盜の前科者の調査に着手しつゝあり。

▲證據品盡く無効　兇行と共に金及び被害者お高が日夜嵌めつゝありし指環の紛失せし如く傳へられしより、其筋にては嚴重に取調の結果、指環は同家の針箱の中にありしを發見し、又二本榎一丁目の東京貯蓄銀行支店より引出したる五十圓は其の中二十圓を薪屋の高岡に貸與し、其他呉服店に支拂ひなどし殘金七圓五十錢ありて金圓の紛失せざる事は全く明瞭となれり、其他刑事等が熱心に各方面を調査して、一時證據品として引上げし帽子、鉈等數種ありしも是亦該事件とは何等の關係なく全然無効に歸したるが如し。

母子五體の涙地藏（明治四十三年三月十九日東京日日新聞）

▲不幸なる工藤家の追善　昨年十一月二十一日夜芝區二本榎工藤一家の母子五人が慘殺されたる事は、今尙ほ人の記憶に新なる處なるが、爾來二本榎町君塚町高輪台町の有志は亡き五人の追善の爲め石地藏を建立せんとて寄附金を募集し、既に五百餘圓の醵金を得たれば此程二本榎町の石工千光福松に五體の地藏尊の彫刻を依頼し十七日竣工せしを以て、同所天神坂光台院境内に建設したるが同日右地藏尊の据附けの終る頃工藤嘉太郎氏は、偶然横濱より寸暇を得て出京し夫人隆子が二歳の秀雄を懷ける冷たき石像の何處にか怨みを含める如くなるを見て滿眼に涙を湛へ、少時は立去り得ざりしと。尙來る二十一日、彼岸の中日には午後一時より光台院に於て地藏尊の開眼大供養を營み芝增上寺の堀尾大僧正其他燒香すべしと。

芝二本榎の三人殺し（大正元年十一月十五日東京日日新聞）

惡魔に呪はれた二本榎——是れで三度目の大慘劇

彼の二本榎の五人殺しとて世人の心膽を寒からしめたる三河丸船長工藤嘉太郎氏の妻子下女五人が殺されたる場所を南方に隔たる二丁、博文館員今井淳夫妻殺しの慘事ありたる家を西に距る一丁、芝區二本榎二ノ一四瀨戸物商小池丑藏方に於て又々三人殺しの椿事起れり。

▲買物客が發見す　殺されたるは主人丑藏（二八）妻ふく（二〇）雇人鹽澤安次郎（一六）の三名にして兇行は、昨日午前二時より五時までの間に演ぜられたるものゝ如く、同午前八時頃買物に

來りし客に依りて發見され高ノ署より黒瀬署長、桑原警部補、川村、櫻井、皆川、戸田の各刑事、警視廳より山本捜索係長、小泉警部、兼子、二子石の各刑事、東京地方裁判所より原豫審判事、松田檢事何れも現場に出張臨檢したり。

▲哀れや姙娠の妻　兇行の行はれたるは同家下座敷八疊の間にして、ふくは木綿縞の袷に赤メリンスの腰卷を締めたる儘蒲團を被り、手足を少しく出し南を枕とし額より目へかけて打碎かれて即死し、而も姙娠七ヶ月とは哀れの極みなり、小僧安次郎も同樣蒲團の中にて顱頂部を打碎かれて死し、主人丑藏は襦袢に猿股を穿き蒲團より出で眉間を碎かれ台所に倒れゐたり。

▲丑藏賊と格闘す　丑藏は大男にて柔道も少しく習ひたる事あれば賊と格闘したりと見え、障子襖は或は破れ或は倒れ、二棹の箪笥の抽斗は悉く拔き出され、衣類雜品散亂して座敷は鮮血流れて血腥きが中に狼籍を極め丑藏が懸命に苦闘の跡の物凄く、從つて丑藏は致命傷の外身體數ヶ所に重輕傷あり、發見當時虫の息ありし故出張の醫師手當を加へたるも苦悶甚だしく口も利けず、兇行の模樣を聽き取る事能はずして同九時半終に絶命せり、兇器は薪割か手斧なるべく三人の傷は柘榴の如く咲み割れ眼球飛び出し見るも無殘なり。

▲前科者の所爲か　同家は間口三間奥行四間の二階建にして、下座敷は前記八疊の外に三疊の間と別に店あり二階は六疊、四疊半の二間なり隣は覺眞寺の墓地に接し四尺の路次を隔てゝ第二消防分遣所あり、犯人は覺眞寺表門裏手より入り便所の羽目を破り、勝手口の木戸を明け逃げ道を設け置きて忍び入りたる者にして、此の點より察すれば前科ある强盗の所爲なるべしと。

▲殺されに來た花嫁　被害者の妻ふくは府下西多摩郡青梅町質商梅田巳之助の長女にして、昨年十一月緣づきたる者にて夫婦仲至つて睦まじく、又雇人安次郎は十數日前おふくが鄕里より連れ來り雇入れたる者にて同家には此程まで大泉政吉（一六）と云ふ小僧ありしが電車に轢かれ隻脚となり、丑藏の姉おこうの嫁ぎ居る芝區三田同朋町二澁谷寅吉方にて養生をなし居る爲め、今回の被害者安次郎を雇入れたるものにて謂はゞ妻女と云ひ小僧と云ひ、殺されに來たも同樣なりと近所の人々は氣の毒がり居れり。

▲三名の死體解剖　犯人の手掛更に無き爲め山本捜索係長は現場の向側なる上行寺を事務所とし熱心捜索に從事し三名の死體は午前十一時解剖の爲め大學病院に送りたり。午前十一時に出張せる判檢事は午後五時に至りて漸く引揚げたり、判檢事が此の長時間を取調べに費やしたるを見ても事件は五里霧中なるを察すべし。

▲血染の手拭發見　午後四時頃現場に於てヤツトコ釘拔及び血染の手拭を發見し、是に依つて捜

査方針一變したるものの如く刑事は夫々各方面に活動を始めたり、右ヤツトコ釘拔は簞笥をコヂ明けるに用ゐたるものにて兇行には關係あらざるべしと、其の手拭には「壽司御料理天ぷら元」と染め出しあり今の所之が唯一の手掛りなり、而して前記丑藏の姉こう（三二）小僧大泉政吉（一六）先妻りう及びりうの亭主吉田留吉（三二）親戚大工常永幸太郎（六三）其外十數名參考人として召喚され、現場に伴はれたるもあり、夫々取調られしが午後七時悉く歸宅を許されたり。

二本榎迷宮の扉啓かる（大正二年八月二十一日　報知新聞）

五人殺と三人殺の犯人愈決定

一家鏖殺再度に及び滿都を震駭せしめたる芝二本榎の慘劇に就ては、其後春秋數回を廻りて其筋の手を盡したる搜査も効なく幾多の嫌疑者悉く眞の手掛りとならず、警吏が全力を傾倒したる活動も全く徒勞に歸して、久しく迷宮の奥深く鎖され爲めに二本榎と云へば身の毛も慄つ計りの處とされ殆ど新たに住む者もなきばかりとなりしが、最初工藤一家の五人殺ありしよりは五年振二回目の小澤一家の三人殺ありしよりは十ヶ月目の今日に至り、遂に其眞犯人を檢擧するに至りたり。

▲金太郎檢事局へ送らる　豫て重大事件の犯人として警視廳に留置中の芝區二本榎町一の七十八鳶職安尾鎌太郎養子荒内金太郎（二十三）は愈々二本榎五人殺し及び三人殺しの二大事件の眞犯人たる事を自白し、工藤船長の家族五人を鏖殺せる兇器は地下四尺を掘りて埋めたる事を白狀したるを以て刑事は直ちに其箇所を發掘したるに、果して血痕の錆付ける一見凄然たる手斧を發見したるより今は兩事件共に動かす可らざる眞犯人なること判然し、久しく記事差止めとなり居たる該事件も二十日正午を以て差止めを解除し、警視廳には同日午後小濱警務部長立會の上山本係長より顚末を發表したり、之より先午前十一時二十分頃平岩刑事は犯人金太郎を留置場より引出して第三號訊問所に入れ、安樂總監亦此訊問所に入り山本係長立會の上にて金太郎に向ひ懇々何事か說き諭す所あり、金太郎は縞の單衣に兵古帶を締め、顏色蒼醒め居たるが總監の訓戒を受けたる後ち警視廳に於ける最後の晝食を給せられ金子、二子石、川村、島野の四刑事に護られて檢事局へ送られたり。

▲十六七から放蕩　警視廳に於て發表せられたる處に依れば、金太郎は本所區太平町の船頭亡常次郎の二男にして深川に生れ、後母方の伯父に當る現住所の鳶職鎌太郎の養子となり、養父の歿後其名を繼いで二代目鎌太郎と名乘りしが、學校は尋常小學を卒業せしばかりなれど幼少の頃は性質良く家業の手傳を忠實々々しくするより先代鎌太郎は目をかけて愛育し、跡目を繼がせて町内の持場を讓りしに十六、七歳の頃より不圖惡友に誘はれて品川通ひを始め養家は何不自由なく暮せるに

拘らず、心柄にて惡所の金に困りしより遂に惡心を起し昨年十一月十三日夜十一時頃町内二ノ一四なる瀬戸物商小澤丑藏方へ窃盗の目的にて忍び入らんと同夜恰も町内警戒の當番なりしを奇貨とし職用のコロ打と名づくる大鐵槌を腰に挿し、同家の隣なる覺信寺の門内より古板塀を破りて家内に忍入り物置に隱れて暫らく様子を窺ふ内、やがて家人の寢靜まるを見濟まし徐々と忍び出でゝ上り框より覗き見ると恰も其處に一張の提灯がありしより大膽にも、之に點火し店へ出で張場を捜し廻りたるも目的の金見當らざるより再び座敷へ取つて返し、上り口にありたる丑藏使用の道具箱より一挺の釘貫を取出し裏手へ廻つて佛壇の下を開き金やあると捜す内、丑藏が物音に目を覺し起上がる氣配見えしより見付けられては一大事と、やにはに腰なるコロ打を拔取つて一擊の下に毆り殺し返す獲物に並び臥したる妻ふく（二十）及び小僧の鹽野安次郎（十六）の寢込を打殺し三人の息絶ゆるを見濟し傍らなる箪笥の抽斗を明けて、中に在りたる風通織男羽織外四點を窃取逃亡したりと自白せり。

▲手懸の襦袢の袖　所轄高輪署及び警視廳にては此慘酷なる兇行者に對し指紋を求めしも、指紋なく足跡を捜したるも不明なるより、窃取されたる品物に就き全市の質屋を警戒して證據品の發見に努め居る内本年六月十三日午前十一時頃警視廳の田野刑事が鎌太郎方へ赴きし處、恰も同人の義妹こうが小澤方にて紛失せし風通羽織に酷似せる羽織を着て居るを發見せしかば、不審と見たれどこればかりにては取調ぶるを得ず、折柄店へ來客ありて植木鉢を買取り行きし鉢の下より血に染たる紙入出でしを發見し直に取調たるも要領を得ざりしが越えて本月十三日に至り高輪署の河村、島根兩刑事が夜の九時頃附近の質屋を捜す内、豫て金太郎の遊び友達なる同區車町小林武藏方同居石橋熊吉（二六）が被害品に酷似したる無地縮緬の襦袢の袖を所持せりと聞きしより直に同人を引致し、現品を引上げて取調べると果して小澤方に殘りゐたる相片と寸分の相違無きを發見せしにぞ、愈々これを手懸りとして高輪署の桑原警部補、警視廳の小泉警部立會の上武藏、熊吉及び金太郎の所爲なる事判明するに到りたるなり。

▲五人殺しの古錢　此自白を聞きたる係官は直ちに以前同所に起りし工藤嘉三郎一家の慘殺事件を聯想したるも、該事件は去四十二年十一月二十日の出來事にて、當時金太郎は十九歳の年少なればまさかとは思ながら兎も角工藤家と金太郎方とが隣合ひ居りしを萬一の賴みとして、訊問の歩を進めしに斯くと聞くより金太郎の態度一變せしかば、偖はと證據品の捜査に懸りし處、是より先き工藤家の舊居は取壞されて湯屋となり、同時に金太郎方の一部も取拂となりし際其床下より一挺の古錢を發見せし事あり。金太郎が之を見て直に何れへか隱したりとの事を探知せしかば、當人に就

て取調ぶると全く自宅西北隅に當る柱の下に埋めたりと申立てしより、同所を堀返し見たるに果して慘劇に用ゐたる兇器の刄先を發見せしより、今は疑ふ餘地なしとて卽ち廿日檢事局へ送りたるものなるが、工藤家へ忍び入りたるも全く窃盗の目的なりしと申立たれど、それにしては同家に一の紛失品も無かりし事聊か不思議なれどこは引續き檢事の手にて取調ぶる筈なりといふ。

嗚呼八人の亡靈！（大正二年八月二十一日報知新聞）

城南の一角芝區二本榎に起れる五人殺の慘劇は當時滿都の人心を戰慄せしめ、其犯人檢舉に就ては警視廳を始め市内各警察署に於て全力を盡して不眠不休の大活動を開始せるも事件は深く迷宮に入りて遂に長へに不可能の謎に陷らんとせる四年後の昨年十一月に至り、又々此五人殺事件のありし二本榎に於て三人殺の悲慘事あり、而してこれが犯人も亦縛に就かず、暗中模索其筋の努力も空しく徒勞に歸せんとする今日に及んで、意外にも五人殺し及び三人殺しの大慘劇は同一人の手に依りて演ぜられたること判明し、これが眞犯人たる芝區二本榎町七二鳶職荒内金太郎事鎌太郎（二十三）は全部其罪狀を自白するに至り、二十日を以て之が顚末を發表されたり。五人殺し事件ありて以來茲に五年、三人殺事件ありて以來茲に十箇月にして遂に迷宮の扉を發きて、前後八人を慘殺せる稀代の兇漢捕縛せらる。慘殺されたる前後八人の亡靈以て瞑すべく、又曩に殺害されし五人の冥福を祈る爲に建てられ、霧不斷の香を吐きて行人の袂を絞らしめたる二本榎の親子の地藏の生けるが如き面上自づと眉の開くものあるを覺えしむ。

惡魔の家（同上）

▲兇漢の生立　稀代の兇漢荒内鎌太郎（二十三）の養家は芝區二本榎一の七八安尾と云ふ、兇漢遂に天網に拉致せられたりとの報傳はるや、年來往慣れし彼が家の模樣にても見んと欲する人々續々と押寄せて口々に罵り宛ら市を爲す有樣。兇漢の家は裏町の露路なれど新建の二階家にて一見妾宅めきたる構なり。「鳶職安尾」と記したる軒燈は其のまゝ乍ら遺に人目を憚りてか門標は撤せられて殘んの痕跡のみ鮮かに認められたり。鎌太郎の養母安尾よし（四十九）は廿日往訪の記者に語るらく

▲極惡人の幼時は内氣な泣虫小僧　「天下に類のない極惡人が此家に育てられて又此家から捕へられると云ふのは何と云ふ因緣で御座いませう。今となつては育てた妾が世間に對して面目なく、又何と申譯も御座いません。鎌太郎は亡くなつた亭主の從兄弟の子で御座います。實父は船頭渡世で御座いましたが四年前に死んで了ひ、母は連子をして本所太平町十六番地のさる家へ再緣し今も達者で居ります。而して鎌太郎は十二の年に當方へ引き取つて育てましたが、極惡人の生ひ立ちも

大した變りは御座いませず、今日が日まで惡人らしい風は妾の目に止りませんでした。夫れに幼い時から氣の弱い泣虫で何方かと申せば情に脆い子で御座いました。然し追々成人するにつれ惡い遊びを覺えまして近頃一向妾の異見も聞かず殊に亭主が九年前に亡くなつてから一層我儘が募りました。學校は生みの親が三年ばかり上げた丈け、尤も此方へ參りましてから夜學へ半年程出しました。然し仕事の方は非常に精を出しまして此頃は筒先の一番消防で是迄も警視廳から御褒美を戴いた事も度々ありました。昨年三月補充兵に取られまして三ケ月勤め、六月に歸りましたが其頃から仕事は二人前位致しますし、若い者も常住六七人宛使つて此家を立てゝ參りました。今度の大犯罪は多分博奕の資本に困つてやつた事と思はれます」と遑がに十年手鹽にかけし恩愛は盡きやらず、口には惡人々々と呼び乍ら面上深き憂ひの色の漲りたり。

（大正二年八月二十一日　報知新聞）

名探偵の苦心（上）

殺人鬼逮捕の滲澹たる徑路

今想つても慄然とする芝二本榎の五人殺並に三人殺しの極惡非道の犯人が捕つた。捕つて見れば當年廿三歳になる鳶職荒内鎌太郎と云ふ青二才である。而も五年間深く嫌疑の雲に包まれて來た薪屋の宗太郎方とは反對の同じく工藤家の隣の家に、飽迄平氣、飽迄大膽に素知らぬ顏で棲んでゐたのだ。五人殺し並に三人殺しの大罪人は實に眼前尺寸の脚下に潜んで居た……其が何うして今日まで少しも判らずに過ぎて來たらう。而して此五年間を天下の名探偵が如何に血を吐く苦心に踠き藻掻き惱んだか！左に其の慘澹たる探偵の徑路を報道しやう。

滿都警察の活動・警視廳の知惠袋

想起せば明治四十二年の秋十一月廿日であつた。無邪氣な愛らしい工藤船長の四人の小兒と夫人たか子とが大鉈樣の兇器で一夜の内に塵殺せられたとの報が傳はつた時には、滿都の震骸は云ふ迄もなく警視廳も警察署も舌を捲いて其不敵の兇行に驚いた。鬼探偵長と謳はれた當時の刑事課長故武東君を始め、今の名探偵長山本捜査係長、星加、小泉警部等は老探偵兼子君、平松君等の刑事を引卒して直に現場に出張した。當時の所轄高輪署長森住警部は徹宵部下を督勵して此殘忍酷薄毒蛇の如き犯人の逮捕に血眼になつた。滿都の各警察署は日々夜々何百人の部員を勵まして犯人逮捕に活動した。陰慘なる空氣に包まれた東京市民は「最う捕るか〳〵」と只管快報を待に待焦れたが、而も犯人は天を翔るか地に潜むか、幾日經つても縛に就かぬ、武東鬼探偵長、山本、星加、森住各警部等は氣を焦ち地團駄踏んで急りに焦つた。時しも當時武東探偵長の智慧袋と呼ばれた山本、星加兩

警部は惨劇の起つた其翌日突如として工藤家の隣家に棲む薪屋の宗太郎を呼出した。

可憫薪屋の宗太―久保田氏の主張

哀れなる薪屋の宗太郎は何故に有力なる嫌疑者として目星を付けられたか？其は實に彼が平素の身持が悪かつたのと一つは其店が失敗して自宅を不動貯蓄銀行へ抵當に入れ金を借りてゐた。詰り窮乏の火の車が廻つてる最中であつたからだ。流石に警視廳の智嚢袋と呼ばれた兩警部は一日間を嚴しく訊問する内に彼は犯人でないと洞察して直ちに追放した。然れども平素の行ひ修らぬ宗太郎は當時の探偵界に二様の睨みを付けられた。即ち飽迄彼が怪しいと云ふ説と、全然彼ではないと云ふ説とであつた。既に物故した前麻布署長久保田警視の如きは犯人は十中の八九迄彼である。若し警視廳で追放した儘で置くならば我麻布署へ引張つて自白さして見せると警視廳へ頑強に熱心に主張して來た。其處で警視廳は再度彼を拘引することゝなつて、哀れなる宗太郎は卅日間、天日光を見せぬ黑暗々の警視廳留置場に囚はれたのである。宗太郎でないと睨んだ武東、山本、星加等は宗太郎が囚はれて居る間に惨劇の現場を髪の毛一筋も見逃さぬ注意力を以て調査した結果、工藤夫人は斷じて貞操を汚されてゐぬ。又婦人として主婦として更に一點非難すべき性格、操行の人でない。強て求むれば家政の出納が餘りに緻密過ぎた程の夫人である事を確めた。而して紛失した物品は縮緬の羽織一枚、吾妻コート一枚、丸に木瓜の五つ紋付の羽織と着物の二點、金指輪三箇、銀側時計一個即ち以上八點である事が明瞭に判つた。茲に於てか神の如き名探偵は斯の如き探偵方針を付けた、罪もない愛らしい小供四人を歐り殺した犯人は必ず我兒の愛情を知らぬ子の無い者、第二は色情の目的でない事、第三は物盗である事と、此三點の觀察は事實の上より現はれたる綜合であつた。此より推斷すれば兇漢は必ず平素賭博を遣る者か、女郎買杯する奴が金に窮した果てか、又は監獄を出たての前科者か、此三者を出ぬと。

天日を仰で泣く・星霜二年を費す

此三觀察は直に探偵方針となつて警視廳の刑事、高輪署の刑事は蜘蛛の子を散らすが如く四方八方に出沒し犯人の物色に活躍した。併し一方に於ては日々夜々警視廳では宗太郎の訊問にあらゆる訊問法を浴びせ掛たが、彼の口から如何しても恐れ入つたの一語が出ぬ。今となつて見れば夫は當然であつた。深い嫌疑の雲に包まれた彼は夫れでも卅日目に歸宅を許された。卅日目に天日を仰いだ彼は覺えず彼が信仰する日月をお日様よお月様よと拜んで嬉し泣きに泣いたのである。宗太郎は放還したが事件の周圍を包む總ての迷霧を芟除し掃蕩せんとする探偵方針は博徒、放蕩者、前科者の目星に向て益々探査の歩を進める。其の一方工藤家の總ての内情に向つて探偵眼を光らした。其探

査に着手したのは實に現山本名探偵長である。迷濛たる深い霧に鎖された此慘劇事件は市民の待ち焦れた逮捕も出來ずして工藤家の內情調査に星霜二ケ年を徒消して了つた。

殺人鬼（中）

（大正二年八月二十二日　報知新聞）

逮捕の顚末・探偵の苦心

二ケ年の日數を徒消して工藤家の內情をドン底から洗ひ浚つてゐる間に、曾つて慘劇の夜紛失したと云ふ物品八點は悉く夫人たか子の親戚知人の宅から現はれて來て一も强奪せられた物がない。總て金の代りに親戚知人へ貸與してあつたものだと云ふ事が判つた。紛失品の發見と共に忽ち探偵方針は一變した。怪しき人物を標準として探偵に活躍しつゝあつた一面には、紛失物件から探偵の端緒を發見せんとした努力も奮鬪も茲に全く絕望に歸して殘るは唯一個の兇器である。斬り口から推定すれば兇器は反刃の大鉈樣の物に相違ない。處が恰度慘劇の突發した當時であつた、警視廳の刑事と高輪署の刑事とは二度まで隣家なる鎌太郎の宅を隅から隅まで搜したのであつた。實に天井から便所の隈まで精しく熱心に搜索したるにも拘らず、茲に唯一つ刑事等の忘れた事があつた。それは床下搜索を失念した事であつた。然り此の床下搜査の失念は實に一大手落となつて、此の手拔かりありしが爲め足掛五ケ年の長き間、本件をして深く迷宮裡に在らしめた重大な原因となつたのだ、若しも當時今少し鎌太郎に嫌疑の探偵眼を光らして鳥渡でも床下を覗きしならば、五人の母子を毆り殺した反刃の鉈は凄絕慘絕の血糊に染つた儘、其處に無造作に抛り込まれてあつた事を發見し得たゞらうに……噫！　其も今日となつては當時關係した探偵等が空しく口惜涙を流して殘念がる種である！　迷霧の上にも迷霧が被さつて、今や探偵の端緒は僅かに兇器一つと云ふ心細い狀態となつた。折しも四十二年の十一月から滿三ケ年目の月さへ同じ十一月二日の夜、再び驚くべき警報は山本名探偵長の耳朶に百雷の如く響き渡つた、警報！　警報！　又も工藤家から目と鼻の先なる瀨戸物屋小澤丑藏一家三人が壓殺されたと云ふ其れであつた、而も兇器は荒物の鐵槌であると、時に鬼探偵長武東君は警視となつて築地署長に榮轉し、後任として當時の智囊山本君が搜査係長の椅子に凭り片腕としては明敏な小泉警部が殺人係の席を占めてゐた、此報告に接すると共に山本探偵長は覺えず高く叫んだ、此犯人は必ず五人殺と關聯してる！　と、山本君は直ちに小泉警部、兼子、櫻井、川村の各刑事を引卒して急ぎ現場に向つたのである、扨て現場に駈け付けて眼前に展開してる犯罪型を見れば犯人は板塀を手で剝いでゐる上に三人の慘たらしき亡骸の上に紙の貼つてない洗ひ立の障子六枚を無造作に投げ被せてある、此光景を一目睹た探偵長の頭腦は、電光の如く働

いて忽ち一の卽斷を下した、曰く此の犯人は腕節の強い火事場に慣れた仕事師に相違ない、何故と云ふに家を壞すことに巧みである！　と、神の如き此斷定は其儘探偵方針となり、命令となつて都下の刑事は蜘蛛の子を散らすが如く、四方八方に飛び素行の修まらぬ消防夫に向つて肉薄し追跡した云ふ迄もなく所轄高輪署長は徹宵部下を督勵し鞭韃して鎌太郎の擧動や素行を幾度も幾度も調たのが、此の猛烈なる探偵の眞最中、天命と云はふか、偶然と云ふか血糊に塗れた一個印傳皮の小形な蟇口が不圖小澤方店頭の積み重ねた植木鉢の底から現はれた、此吉報に接した名探偵長は雀躍して喜んだ、手に取つて備さに見れば蟇口の片側は一面血糊に染まり、其片側には五六點の血が迸つてゐる、況んや其處には花模樣の型が染め込んである、山本探偵長も小泉警部も思はずハタと手を打つた。

殺人鬼（下）

（大正二年八月二十三日　新知報聞）

逮捕の顚末・探偵の苦心

血糊に染つた印傳皮の蝦蟇口は確に犯人の持物である、而して其の花模樣から推斷すれば犯人は若い男で勇み肌の仕事師であることを一層有力に物語る、探偵は益々際鋭く進んで遂に既報の臟品襦袢の片袖から三人殺の犯人として首尾よく鎌太郎を逮捕するに至つたのである、當年の星加警部は指紋係長として鎌太郎が指紋を檢査した、一分一厘も誤たず指紋はピタとそれに合ふ小泉警部は探偵長と共に歷然たる證據を突き付けて疊み掛けて訊問を浴びせた、流石に殺人鬼鎌太郎も今は包むに包み切れず遂に探偵長と小泉警部の面前で唯一語「恐れ入りました」と自白して仕舞つた瀨戸物屋小澤一家鏖殺の犯罪は斯くして脆くも自白し服罪したが、扨て證據一つ無い工藤一家鏖殺の大犯罪は如何にして訊問したものか、將た又此大犯罪も果して鎌太郎が下手人であらうか？　茲に至つては山本君も鎌太郎訊問係長の小泉君も双腕拱いて沈思默考實に數日間に亘つたのである、けれども名案が却々に浮ばぬ、吐息は徒らに其口を漏れた、日は恰度此十七日である、椅子に凭り掛つて冥想して居た探偵長は俄にハタと手を打つた、妙案を浮べた探偵長は直に小泉警部に耳打した、探偵長が微笑すれば小泉君も微笑する、斯くて其夜俄に鎌太郎を地下室第三號に引き出した、試みに想へ只さへ陰慘たる鬼氣深く籠つた警視廳の石造地下室！　而も夜は森々と更け行く第三號室は寂然として物皆な死滅せるが如く、咳一つ洩れないのである、只見れば其處に淡き燈光の下に、一段高き椅子を占めて、小泉警部が儼然と、而も憐憫の眼差で、熟つと鎌太郎を見下し乍ら控へてゐる、小泉警部の人情を罩めた訓戒は、如何に鎌太郎の腸に泌み込んだか、稍々少時深く首を低れ

て居た殺人鬼鎌太郎は、此時微に身内の顫動を覺えた、實に毒蛇の如き鎌太郎の心の奥の奥に潜在して居た彼の良心も朧氣ながら光明が射して來たのだ、目敏く鎌太郎の良心の閃きを認めた小泉君は「ねえ鎌太郎、全體お前は如何云ふ氣持で家中の者を鏖殺にしたのか、懺悔の序にお前の心を語つて聞かせい、ナ鎌太郎、如何して鏖殺しをやつたのか？」と警部は心持其顏を覗いた、此の一語を聞いた彼は今や將に人らしい氣持のして來た折である「ヘイ前に五人を殺して犯罪が分らねえものでしたから……」アッと口を押へ様としたが最う及ばない「何？　彼の五人殺し！」「ヘイ」遂に發した此一語を聞いた警部の喜びは甚麼であつたか？　メめた！　と叫び乍ら何氣なき態を裝つて其夜は一先づ留置場へ引き下した、噫！　名探偵は遂に殺人鬼鎌太郎の良心を喚起して腹の底から悔悟の白狀をさせたのだ、其翌十八日朝は三人殺を自白した時よりも、警視廳内は更に更に活氣付いた、探偵長と小泉警部とは五年目に初めて眉を開いて工藤一家鏖殺の殺人鬼鎌太郎を第三號訊問所に呼び出した而して彼の埋めた怖るべき兇器を發見するに至つたのである、苦心慘憺、血を吐く思ひに悶え跪いた五人殺も斯うしてバタ〳〵と埒が明けた、山本探偵長を訪ふて殺人鬼鎌太郎の容貌に就て聞くと「鎌太郎の人相で殊に目立つのは後頭部が甚く發達してゐることである、後頭部が極度に發達して前頭部の發達してゐぬ者に限り殘忍酷薄の奴か、殆んど狂に近き色魔である、最一つ彼の目立つものは左の眉の上に短氣と自暴自棄を現はす太い青筋が一本浮いてる事だ、訊問して急所に行くと太々しく默つて了ふ、之等は斯る殘忍酷薄の犯人には通有性の相貌性格である、額は狹い顏は子供々々した愛くるしい方で身長は五尺二寸許り、兩腕と兩足は非常に發達してゐる、顏の愛くるしいのは王子の五人殺犯人と同様である」と、大罪に伏した鎌太郎！　彼が斷頭臺の露と消えるのも近いことであらう。

（終り）

殺人鬼鎌太郎の豫審決定書　（大正三年一月十六日　報知新聞）

芝二本榎一ノ七八安尾金太郎事荒内鎌太郎（二十四）が滿都の人目を聳動せる二本榎五人殺及同三人殺の犯人として取調中の處證據充分との事にて有罪の決定を與へられしことは夕刊既報の如くなるが其豫審決定書左の如し。

決定

東京市芝區二本榎一丁目七十八番地平民　消防夫　安尾金太郎事　荒内鎌太郎（二十四歳）

右殺人被告事件豫審を遂げ決定すること如左

本件を東京地方裁判所の公判に附す。

理由

第一　被告は幼少にして芝區二本榎一丁目七十八番地亡安尾鎌太郎に養なはれしが、成長するに及んで放蕩を爲し且つ賭博に耽り金錢の必要を生じ、安尾方の地主同町七十九番地工藤嘉三郎は日本郵船會社の船長を勤め富裕に暮らし主人は常に乘船して留守宅は妻息四人と下女のみなるを以て、同家に忍入り窃盗を爲さんとの念を起したるも近隣にして相知れる間柄なるに付、若し發見せられたる場合には家人を殺害して犯跡を掩はんと決意し明治四十二年十一月廿日午後八時頃手斧を携帶して工藤方表門より邸内に入り湯殿に忍込み宅内の狀況を窺ひ家人の熟睡を待ち翌廿一日午前一時頃湯殿に在りたる小桶に豫て用意したる蠟燭を點じて龕燈を作り之を携へ湯殿を出で臺所より玄關を經て六疊の茶の間に到りたるに、隣室八疊の奥座敷より電燈の光洩れ且つ偶嬰兒の泣聲起りたるより龕燈を消して身を茶の間に潜め、約一時間を經過して襖を開き八疊の奥座敷に入りたるに嘉三郎妻たかは二男秀雄（二歳）を抱いて中央に、長男嘉雄（　歳）は其右に長女かつ（十歳）は其左に何れも東方に枕して睡眠し居り被告は其處に在りたる簞笥内を捜さんとして、之に手を觸れたる際たかが覺醒して泥棒と呼びたるより直に携へ行ける手斧を以て、たかの面部頭部等を斬付け其倒るゝや更に嘉雄秀雄かつ及臺所に接近せる女中部屋に臥し居たる下女永久保たみの面部頭部等を手斧にて斬付け、前記五人は之が爲め腦震盪を起し、且つ其創傷より多量に出血し亡血に陷り即死したるも被告は此慘狀を見厭氣を生じ物をも奪取らずして立去りたるものとす。

第二　被告は大正元年十一月十三日午後十一時頃前同樣窃盗の念を起し、家人に發見せられたる場合には之を殺害せんと決意しコロ叩と稱する鐵槌を携帶して、芝區二本榎二丁目十四番地陶器商小澤丑造方の板塀を破り邸内に入り物置内に潜み、家人の熟睡を待ち翌十四日午前二時頃同家合所口の雨戸を捻開け座敷内に侵入し金品を捜し居たる際、丑造が覺醒して泥棒と叫びたるより被告は直ちに携行きたる鐵槌を以て丑造の面部頭部等を亂擊し、更に其傍に臥し居たる同人妻ふく及雇人鹽澤安太郎の頭部、面部等を擊ち之が爲め前記三人は腦震盪を起し、殊に安太郎は腦挫傷を受け且何れも其創傷より多量に出血して亡血に陷り即死したり而して被告は臺所に到り、自己の顏面兩手及兒器に附着せる血痕を洗ひ再び座敷に引返し簞笥内にありたる衣類數點を奪ひ取り立去りたり。

以上の事實は其證憑十分にして、被告の所爲は刑法第二百四十條後段に該當する犯罪なるを以て、刑事訴訟法第百六十七條に依り決定す。

大正三年一月十四日

東京地方裁判所豫審判事　潮恒太郎

殺人鬼は死刑

（大正三年三月十八日　報知新聞）

二本榎八人殺犯人荒内鎌太郎（二十四）は十六日正午東京地方裁判所刑事第三部に於て立石裁判長より死刑の宣告を言渡さる。

鎌太郎上告棄却

（大正三年十一月二十六日　東京朝日新聞）

二本榎八人殺しの被告荒内鎌太郎（二十四）は第一審にて死刑を言渡されたるに服せず控訴し、去七月二日控訴棄却の宣告ありたるも尙服せず上告中なりしが、二十五日大審院刑事第一部にて上告は理由なきものとして棄却の言渡しありたれば、昭憲皇太后の諒闇明けを待ち死刑を執行さるるに至るべしと。

放火娼妓の自殺　（大正八・五・二一　大阪毎日新聞）

此世ながらの地獄ともいふべき難波病院の苦しい生活に堪へ兼ねて去年十二月三十日放火脱走を圖つた五人の娼妓に對して、立會檢事は彼等の境遇に多少同情すべき點あるも犯罪動機は憎むべきものにて、若し彼等を輕き刑に處する時は他の無智なる娼妓をして此種の犯罪を平氣で繰返さしむれば嚴刑に處すべしと五年乃至八年の懲役を求刑したるにハッと許り吃驚仰天してオイ〳〵泣き出し、辯護士の同情ある辯論に心を鎭めたものゝ、懲役が空怖ろしく、遂に求刑五年の堺阪秀樓さつきは石工西本某を道連れにして十七日濱寺海岸から情死した。此噂に求刑八年の東末廣樓娼妓松吉は泌々と身につまされて世を果敢なみ十九日午後七時頃多量のヨヂユームチンキを服用したるも樓主に發見されて危き命を取止めた。生きもならず死にもならず、無智の女の行末はどうなることか……呪はれた彼女等。

小名木川首無女事件

第二の首無女現はる　（明治四十三年五月七日　國民新聞）

昨年五月十一日鈴ヶ森に起りし首無事件は前代未聞の椿事慘事として、世間を驚かし今に其秘密を開く鍵は與へられざるが其一週年の本月六日僅かに五日を隔て、同じく社會を驚動せしむべき第二の首無事件が加之も深川小名木川筋に於て發生したり。

▲船を圍みて一郡の人　六日の午前五時十分なりき深川西元町水上署派出所の石井巡査が巡邏船を操りて小名木川を東京市消毒所前まで來ると一艘の舟を取卷き十數名の人が棹や竹切を以て何か突き、河岸には紡績會社、東京印刷社の職工其他荷上荷卸の人夫等多勢集りて罵り叫び居れり、石井巡査は何事の起りしかと近づき見るに南葛館郡砂村農石井重作所有宇田川重藏（四十一）乘組の肥船の舷に人の死體が仰向きて浮き居り、巡査の來るを見て群集は累の懸らん事を恐れて蜘蛛の子を散らすが如く逃去りたり。巡査は兎も角船に引上ぐると驚くべし、首より上なく腰卷一貫にて裸體なり、兩足を折りて別々にメリンスの三尺帶にて胴に縛りつけられ居りしかば、其まゝ同死體の

手と胴を縛り船にて引きつゝ派出所に引揚たり。

▲鋭利な刀で只一打　之が爲め派出所前は聞傳へて集る人を以て黒山を築きしが、石井巡査は右の趣を水上署に急報せしに同署より小林署長、栗津警部補、安藤刑事出張し死體を調べ現場をも取調べたり、斯くて愈々事件は大きくなり、警視廳より武東刑事課長は星加、小泉の兩警部、小田部醫師、兼子、二子石其他五名の刑事を從へて出張し、又東京地方裁判所より南谷檢事出張せし時は、午前十時頃なりき、夫れより精しく檢視するに此の女は首無ければ十分に判明せざれども、年の頃二十前後色白く肉づきよく、丈四尺九寸六分掌堅く女工かとも思はれ、洗ひ洒しの綿ネル腰卷を爲し首は肩と水平に斬り落されたり、切り口は鈍刀を以て捻り切りにせしものゝやうにも見ゆれど、能く檢ぶれば、實は鋭利なる刄物を以て一氣に切り落したるや明らかなり。然して死體は死後十時間位の經過にして絞殺して後首を打ち落し、夫れより水に投じたるものゝ如く、殺さるゝ前男に接したる形跡あり、死體は解剖の必要ありと認められ大學法醫科へ送られたり。

流説紛々と起る

（明治四十三年五月八日　國民新聞）

此の事件の發生以來諸説紛々として起り、噂は噂を生み捕捉すべからざる有樣にて本所、深川水上三署に飛込みたる投書は實に五十餘通に達したるが、中にも最も抱腹すべきは此首筑波山上に埋めありと書しありしと、斯る有樣なれば西元町附近の淺野橋傍にあんべら荷俵など打捨てあり、此の中に首が入り居るべしと云ひ、又現場より遠からぬ靈岸町第六ヶ原は人氣極めて惡しき處にて此處にて犯罪が行はれしものにはあらずやとて家出者の行衞を捜索したる向もあり。

不忍池の首探し

（明治四十三年五月十三日　國民新聞）

鈴ヶ森の首無女の首が不忍池より出でしより思ひつき、小名木川の首無犯人が鈴ヶ森犯人と同一人か若しくは之を眞似たるものとすれば、萬が一にも同じやうに首だけ不忍の池に投込みしやも知れずと十一日、十二日兩日に亘りて深川署は刑事十數名を變裝させ、表面は池の蓮切りと稱し、小艘に乘り觀月橋の附近を捜索せしめたるが何一つ出でざるより失望して空しく引揚げたり。

酒精漬の首無女

（明治四十三年五月十四日　國民新聞）

彌々秘密の雲深く迷宮裡の物となりたる小名木川首無女事件は到底水上、深川、本所等の部分的活動にては其鎖鑰を開く能はざれば、彌々帝都全局の大活動を爲す可く、警視廳の策戰は全く一變

し、其活動の第一著歩として十三日午後二時十五分、全管下の警察官に帝大法醫學教室に横はれる屍體を實驗せしめたり。十五區六郡の各署長、各分署長、刑事、巡査等約二百餘名は犇々と詰め懸けたるが屍體は大學正門を入りて突當りの洋館の階下の一室にあり、容器は縱六尺に巾三尺の木函にしてアルコール漬となり居り、解剖せし後、再び繼ぎ合せて小名木川に漂著せし當時の形狀の通りになしあり、皮膚の色は水に曝されたる上にアルコールに染みて茶褐色を帶び、擦りむきし跡は皆煤け色を呈し、頸の切口には只剔り取りたる如く物凄く白味を帶び、黑ずみたる痕を殘せるは脊の灸點にて脊髓の兩側に列を作し、股の邊りには腫物の痕あり、骨格上の特徴と見る可きは、足の比較的痩せ居れると、趾の非常に小さきに在り、身丈は脊より踵まで四尺三寸なれば之に首を加へて全長四尺九寸位女子としては先づ大柄の方なるべし、警官一同はかはる〴〵屍體の前に集まりて片山博士の部分的說明あり、右終りて午後三時三十分法醫學教室に集り、同六時まで約二時間半に亘りて片山博士の醫學上より見たる首無女の年齡、職業、特徴、水中に在りし時間等の推定に對する科學的觀察の說明を聽きたり、博士の說明する處によれば屍體の水中に在りし時間を事後に於て推斷するは最も困難にして屍體腐爛の程度も水の濕度と流水と止水とに依りて甚しき相違あれば、之を以て水に浸れる時間を判斷するは容易ならずとの事なり、年齡は解剖の結果三十歲前後と斷定せられたり、博士は更に講義を進めて一般屍體に對する觀察上の要點を指示し、今後斯る事件に當りて狼狽せざる樣注意すべき事項を列擧したり、講演中某刑事は人體の首と胴との重量の比較を質問せるが博士は未だ然る實驗を爲したることなければ答ふる能はずと微笑したり。

首無女三百餘名

（明治四十三年五月十五日　國民新聞）

小名木川第二の首無女事件は警視廳を始め所轄の水上、深川署は勿論其他各署にて競爭の有樣を以て手段を盡して搜査探偵中なれども、十四日午後十二頃までには未だ犯人は固より被害者の何者なるやも知る能はざりき。是より先き千葉縣下より首無女に酷似せる者を調べ上たりとの報あり、警視廳の小泉警部は三人の刑事を伴ひて千葉縣千葉町寒川に急行して取調べたれども、全く別人なる事を認め直に歸廳したり。元來此の事件に關しては有らゆる方面より有らゆる方法を以て調べ、首無婦人に擬せられし女三百二十六人あり、疑ひを懸けられし者六百七十一人の多きに及び、嫌疑同行を命ぜられ調べを受けしもの八十六人に及びしが、其まゝ拘留され居るものは三人あり、然し此の三人も今の處別に有力なる證據あるに非ず、今の處にては矢張り迷宮にありと云ふの外なし、尤も水上署の安藤刑事は十四日午後三時頃商人風に假裝して俄かに何れの方面にか急行せり。尙又

各署の刑事等は屍體の特徴を便りに花柳病專問醫灸點師湯屋等に就き大活動を試みつゝあれど、遺憾なるは肝腎の手懸となるべき灸點師は普通の醫師の如く患者の住所姓名を記錄し居らざる事とて之が爲め取調べ一層困難なりと。

首無の身元判明まで

（明治四十三年六月十一日　報知新聞）

近來稀有の大犯罪人たる深川小名木川首無女事件の加害者搜索に就きては記事件發生以來警視廳始め市內各警察署は全力を擧げて熱狂せしも、探偵の端緒をすら得る能はざりしに九日に至り俄然として犯人は千葉縣木更津に於て逮捕せられたり。

▲探偵の苦心　扨て如何にして稀代の犯人を檢擧するに至りし乎、是れ第一に滿天下の耳を欹てゝ聞かんとする處なるべし。いでや無慘なる首なき屍體發見當時よりの警官の狂奔腐心の徑路を記さん。犯行當時先づ洲崎分署にては家出女の行衞不明なるもの九十餘名に就て嚴重なる搜索探偵を盡せしも其甲斐なく、片山博士の鑑定に依れる屍體の年齡卅一歲位なると、屍體の特長卽ち灸點の跡等を目標として更に詳密なる搜索の結果紛ふ方なき首無し女が何れも達者に暮して居たる事ありて晝夜兼行の努力も空しく水泡に歸せんとする刹那、圖らずも刑事の耳に無上の福音は傳へられたり。福音とは何ぞや奈は洲崎分署が年齡の點より餘り重きを置かざりし、小山イチ（四十四）の身邊に就て頗る有力なる證據を發見するに到りし事なり。

▲遺留品の搜査　七日午後洲崎分署の松村、古澤、大杉三刑事は本年四月廿一日迄イチが同居せる深川區入舟町二闘口幸吉方に急行し、何等かの確信あるものゝ如く手早くイチが家出の際殘し置きたる遺留品に就て詳密なる搜査を試みたるが、第一に刑事の眼に映じたるは一筋の古手拭にて、夥しき垢染あるものなるが、其垢染が首無し屍體の纏ひし腰卷の垢染に似通へるより刑事は非常の力を得、第二にイチの所持品たりし葛籠、蒲團三枚を取調べ、第三にズツクの古びたる鞄を開きしが、この第三のズツクの鞄の裡こそ刑事に取りては此上なき秘密の玉手箱なりしなり。

▲有力なる證據　さても古鞄の裡より烱眼なる刑事は果して奈何なる證據品を發見せしか、秘密の鍵を開くと共に、現はれたるは凱旋記念の菱形つなぎ模樣の染手拭を縫合せたる肌襦袢なり。刑事はこの垢付ける襦袢の表裏を取調ぶるうち偶と其襦袢の襟の切裂かれあるを發見するや、刑事は首無し屍體の腰卷の紐が垢染みたる手拭の布片なりし事を思ひ起し「占たつ」と許り雀躍して一刑事は警視廳に急行し、首無女の屍體に纏ひ居たる腰卷を持歸り、染手拭と腰卷とを對照せしに襦袢の襟より引裂きたる布地が腰卷の紐に用ひありしより、茲に全く首無し女は前記小山イチと判明

せり。

首無女の素性

（明治四十三年六月十一日　報知新聞）

首無女の本人なるイチは、曾て横濱程ケ谷邊にて娼妓を務めたることありしが、其當時イチは加害者永洲粂吉と關係を結びたることあるらしき形跡あり、イチは激烈なる梅毒を患ひ腰部及び左の顋の邊には常に腫物吹き出で居りたれば、粂吉は一旦關係は付けたるものゝ遂にはイチを嫌惡して跡を晦ますに到りぬ。然るにイチは一生懸命に粂吉を戀ひ慕ひて、粂吉の東京に住るらしき形跡あるより、四十年一月頃上京して其行衛を突き止ることゝし、先づ豫て知合なる洲崎辨天町二の二、堀啓次郎方同居鈴木ときを訪ねたり、而して粂吉が洲崎遊廓へ通ひ來ることもやあると慮り、ときに依賴して新造に住み込まんとし、深川區木場町三〇新造桂庵相澤まさを訪ひて四十一年十一月三日洲崎分署より新造の鑑札を受けたり。其後彼女は鈴木とき及同人内緣の夫雜賀某と共に深川區入舟町關口幸吉方の二階に同居するに至りぬ。斯してイチは一定の貸座敷には奉公せずして、二日三日と手の足らざる貸座敷を働らき廻り居たりしが、四月頃に至り偶然途上にて戀ひ慕ふ粂吉に會ひたり。此時彼女は飛立つばかりに喜びて粂吉の後を追ひたれども、遂に高橋附近にて振り棄てられたり。恐る可き犯罪の行はれしは蓋し其後のことならん。

犯人粂吉の素性

（明治四十三年六月十一日　報知新聞）

犯人長洲粂吉は原籍茨城縣東茨城郡石崎村大字下石崎木賃宿新助次男にて本名を長吉と呼び、前科二犯の痴漢にて實家は兄喜代之助（四十三）が相續して農業を營み居るが、粂吉は十三歳の頃飄然と在所を離れ、水戸横濱方面を漂泊して勞働者の群に入り、再度水戸に歸來せし砌、近在仙波村生れの伊波お稲（三十五）なる酌婦と馴染、其日暮しの貧しい世帶を張り二年程同棲せしが、粂吉はお稲の梅毒に感染して臀部を切開せし以來生も付かぬ跛となり忌々しさにお稲を離別し、亦もや喰稼ぎの人夫となりて只獨り上京せしは今を去る十五年の昔なり、其後定もなく諸所を徘徊し横濱に流れ込みたる折柄、恰も首無お市が鄕里程ケ谷豆屋の料理番と私通し尠なからず金を懐にして出濱し横濱南吉田町横濱橋通り大鳥神社裏手に天麩羅屋を開きたると知り合となりお市が情夫に振捨てられたる淋しさに乘じて因果同志の粂吉お市兩人は腐緣を結ぶに到りぬ。然るに性來荒淫なる粂吉は女たらしの本性を露はし、お市の執念さに乘じて所持金二百七十餘圓を捲上げ一昨年十二月一日仕入に行くと稱して三十圓を持ち上京して其儘本所區一つ目の鰻屋に奉公し歸宅せざるにぞ、飽迄

条吉に末練あるお市は直ちに跡を逐ふて上京し、洲崎遊廓の代り新造となり通稱をお千代と呼びて生活する傍ら心當りの料理店を探し居るうち、条吉が一ツ目の鰻屋に居る事を突き止て怒鳴り込みたれば条吉も餘儀なく同道して深川區入船町二關口幸吉方に到り、今後夫婦共稼ぎの約束にてお市は不相變新造を勤め、条吉は鰻屋を出さんとて國元に歸り金策をなし、諸方より借集めて深川東森下町に鰻屋を開き、甥喜三郎（一三）及び出前持ち豐田吉藏（六十一）を使ひて營業をなし居るうち、条吉は子供迄ある納豆賣の酒井お榮（十九）といふ女を十五圓の持參金にて女房となせしも納まらずして逐出し物足らぬ日を送る内、条吉は又々資金に窮しお市の羽織等を質入させて廿圓を融通せしめたるも返却の都合つかず度々紛擾を重ねしが、前記關口方の軒つゞきなる魚商鈴木鶴造と云ふ俠み肌が見兼ねて清く別れろと忠告せし事ありしが別れ切れず、四月廿一日の夜お市が東森下町の鰻屋に条吉を訪ひたる際犯行したるものなり。

▲千葉縣に逃亡　其後条吉は何喰はぬ顔をして近藤勝代（二十五）と云へる女髪結ひを女房として遂に五月五日に到り到底店も張切れねばお前は一足先に行けとて、千葉縣君津郡波岡村字烟澤（今回捕縛されたる所）へ向け出發せしめ、其後条吉は甥の喜三郎を連れ出前持吉藏を殘し置きたる儘行衛を晦らまし、勝代の後を逐て波岡村に赴きたる順序なるが、何故勝代の落行先を波岡村と定めたりと云ふに、勝代は嘗て烟澤の料理店小川屋の女房として入籍したる關係上、同地方の地理に委しきと勝代の昔の馴染みなる水車の旦那某より金を引出さん計畫が圖星に當りて二百圓を捲上げ、所持金を合せて小川屋の跡を買受け、料理店を開かん準備中条吉の爲め貸金を踏倒されたる木村善吉桑名の兩人が千葉縣へ出向き手詰めの談判をなせしに、条吉は此處では話しが出來兼るとて烟澤の天王の森中に誘ひ「金の處は何とかすべきも實は東京へ歸り憎き譯あり暫らく許して呉れよ」と賴み入りて引取らしめたるより足の就きたるものなるべく、大掃除の砌り東森下町の鰻屋の床下よりお市の下駄の現れたるも天罰的面、自縄自縛と云ふ外なし。

鰻庖丁で首を斬る　（明治四十三年六月十一日　報知新聞）

先づ条吉は板敷の板を引剝し自身床下に潜繰込みて八畫夜捨て置きたる醜女の屍體をズル〳〵と引ずり出し座蒲團二枚を敷きたる上に横へたるが、偶と念頭に浮びたる鈴ケ森の首無女を思ひ出して一尺許りの鋭利なる肉切庖丁を鷲摑みとなし、屍體の頸部に加へて無慘にも首と胴とを切離し、羅紗の剝身屋外套の胴に體を包み首を頭巾の裡に入れたるものゝ、扨て何處に屍體を捨てゝ犯罪の證跡を晦まさん乎に思到りて兇惡無比なる条吉も拱手爲す處を知らず、遂に止むなく死體を附近の小名木川に捨てたるなりと。

首無事件無期懲役（明治四十四年四月廿七日時事新報）

昨年五月中首無事件として都下を騒がしたる深川區東森下町鰻商長洲長吉（三十六）に係る殺人事件は二十六日東京地方裁判所に於て判決言渡しあるべしとの事に物好の閑人は早朝より傍聽に詰掛け、中には被告の情婦とかにて黒袷のかゝつた粋な袷を着た三十五六歳の丸髷に蒔色縮緬の羽織を着た女も見えたり。斯くて開廷になるや飯島裁判長は被告の所爲を謀殺なりとして無期懲役に處すと言渡すや、被告は只だ默首きて退廷したるが、以前の婦人は間違つて他の法廷に在りし爲め、後にて其事を聞き齋藤（林平）高見の兩辯護士に向ひ、今日の判決は私等が不服です、假令本人が納得しても私等から控訴しますから其手續をして下さいとせがみ居たるは愚かなりき。

更めて婿入す（明治四十四年五月廿九日時事新報）

廿六日東京地方裁判所に於て無期懲役の判決を受けたる首無犯人長洲長吉（三十七）の辯護人高見之通氏は或被告事件の辯護を擔任し二十八日東京監獄に到り、被告人に面會せんとする折節、同じく同衙に來合たる長吉の情婦千葉縣木更津在料理店の女將及び同事件起りてより長吉を慕ひ上京し居れる近藤カツヨ（三十六）も長吉に面會の爲め來合せ居りて同辯護人に向ひ、是非長吉を勸めて控訴し來れよと依頼したるより、高見氏は序を以て長吉に面會し、此事を傳へたるに同人はカツヨの情に涙を流し、直に控訴の手續を爲すと同時に、自分は假りにも人一人を殺したる上は到底僅かの年月にて出獄は覺束なかるべし、判決確定の上は懸命に勞役に勤め若し中途不幸にして牢死することもあれば遺產はカツヨに讓りたし、左するには自分がカツヨ方に婿入養子として入籍するの手續を爲す要あり、異存なきやを同人に質し置きたしとの申出に、辯護人は控所に在りしカツヨに此事を圖りたるに直に承諾したるを以て此旨を長吉に告げたるに、彼は大に喜び是れにて安心して獄中生活が出來ると答へたるよし。

首無事件控訴棄却（明治四十四年六月一日（同上）

恩義ある內緣の妻小山チヨを殺害し、其首を切りて之を深川小名木川に投じ、昨年中都下を騒がしたる茨城縣生れ深川區東森下町鰻商長洲長吉（三十五）は先きに東京地方裁判所に於て言渡されたる無期懲役の判決に對して控訴したりしが、三十一日東京控訴院今村裁判長の係りにて被告の控訴は理由なしとて棄却すべきものなりと判決したり。

三菱ケ原の美人の死體

慘殺せられたる女の屍體三菱原に横はる

（明治四十三年十一月十一日　報知新聞夕刊）

雨上りの十一日早朝警視廳に近き丸の内八重洲町一ノ一、三菱ケ原に於て女の咽喉を扶り酷たらしくも慘殺したる椿事あり、殺されたる女は誰れ、慘殺を敢てしたる犯人は誰か法網は蜘蛛の糸の如く張られたれども、犯人は素より女の素性すら未だ杳として知るべからず。

▲溝の中に屍體　慘殺されたる女の第一發見者は、丸の内郵便電信局電報配達人横川三吉にて彼れは十一日午前五時三十分三井鑛山部の電報配達をなさんとて局を出で、北方に歩を移す事數十歩八重洲一ノ一「三菱合資會社貸地」と記しある曲り角に差蒐りしに溝の中に西を枕に俯向となりたる女の屍體横はり居りて、其傍には足駄、白足袋、白半巾何れも血潮に染りて散亂し屍體の周圍なる泥濘にも鮮血迸り、溝の中には紅の水漂ひ女の銀杏返しは崩れて髪は顔を掩ひ、青白き顔には無念の色を浮べ、右頰には擦傷らしき斑點ありて血潮染み出で一見凄愴を極め居たり、三吉は之を和田倉門の交番へ訴へ交番より日比谷分署へ急報し、七八時頃には東京地方裁判所より前田豫審判事、金山檢事、警視廳の武藤刑事課長、第三部の高城醫師、淺井日比谷分署長等集り來り、慘殺美人の臨檢をなし刑事、巡査等入亂れて警戒し見物は山を築きぬ。

▲被害者は田舍者　此女は面長にて身の丈け高からず肥滿したる方なり紡績の大絣に紅薔薇色の裏つき綿入れ羽織の下に紺に黄と茶の格子縞の袷を着、紅葉模様の繻子の華美なる帶を締め、大飛白銘仙の前垂懸けにて白木綿の繻絆に白綿フランの腰卷を締め田舍出の女らしく、女中にあらざれば醜業婦らしき風體にて腕及び身體には細紐にて縛したる痕跡ありて數個所に蚯蚓腫れあり、左頸部より引廻はしたる抉り傷二ケ所は深く動脈を切斷して、兇器は餘程鋭利なる刃物を用ひたる形跡あり。

▲兇行の時間　此殺されたる女は誰れで如何なる方面より如何にして彷徨し來りしなるか、三菱ケ原は寂寞なりと雖も、夜間十二時過一時頃までは車馬、自動車、馬車の往來絶ず三時頃より丸の内郵便局の郵便馬車往來し比較的人通り多き場所にて犯人は具に通行杜絶したる時間を調査し兇行を遂げしにはあらざるか、警視廳にては、被害者を印刷局の女工にあらざるかとの目星を附け、同所より監督の老婦人を招き來り鑑定せしめしも然らざる旨を答へたり。

▲電信柱に血痕　十日夜十時十分頃丸の内郵便局配達夫佐々木七三郎（二十六）が鐵道院に配達の爲め赴きしに現場より數十歩隔りたる北方にて男女二人が何事をか頻りに爭そふを認め、携へし角燈にて透し見しに漆の暗なれば、男は判然せざるも女は手に足袋の如き白きものを提げ荒き絣の羽織を着し居りて二人は佐々木の影を認めしが道を横切りて原中に赴きたりと、女の持物らしき蠟色塗りの櫛は半ば折れて現場より南方三本目の電信柱附近に落ち、又た電信柱には女が抱き付きしものか血痕附着し指の痕あり現場の草は倒れ伏して屍體を引摺り行きし如くなり居れり、兇行中は眞夜中の十二時過なるべく女は姙娠中なりとの說あれど肥滿せるを以て、脂肪にて下腹の膨れ居るらしく大學病院にて解剖の結果にあらざれば判明せず、辱しめたる形跡ありとの噂あれど疑問なり又た女は金入れを所持し居たるも金なし兎に角被害者の素性を確めざれば、犯人の何者なるかを知る能はず、近頃の大事件なり。

三菱原慘殺婦人の身元判明す

（明治四十三年十一月十二日　報知新聞）

三菱ヶ原慘殺美人の探偵方針に熟議しつゝある十一日午後四時頃警視廳へ夕刊を手にせし神田署の中馬刑事と共に丸髷の四十歳許りの婦人來れり最初刑事室に入りて暫く何事か語ひ廳て會議室に武東刑事課長及び有力なる刑事數名と右の婦人を加へ約四十分密議を凝らしゝ末、婦人は中馬刑事と共に腕車を驅つて大學病院に到り右慘殺美人の屍體を一見の上再び相携へて歸廳し引續き取調中なり。

▲婦人の身元判明　此婦人は神田區旭町五渡邊宗七の妻たね（四十四）と云ふ者にて夫宗七（五十六）は蠣殼町の高井仲買店の番頭にて、兩人の間に子無きもお種には淸（廿二）と云ふ連子ありし上お種は鄕里なる秋田縣雄勝郡膽澤町の土田春次の次女つやを九歳の時養女となし、本年十九歳なるが、此の艶こそ今回毒刃に罹りて非業の最期を遂げし女なれ、お艶は本年一月まで小石川區竹島町の子爵谷壽衞氏方の小間使たりしが、同家を辭して二月より牛込區西五軒町三六會社員岩佐大熊方の小間使に住込み忠實に立働き居たり。

▲お艶の婿の素性　茲に養家附近の同町八木下直正（二十三）と云ふあり、原籍滋賀縣蒲生郡岡山村字槇村木下喜三郎の養子にして、養家は相當の資産家にして同人はアルミニユーム製器具を商ひ工面好く暮らせるが未だ定まる妻もなければ之へ世話せんと云ふ者あるより、渡邊方にては好き事に思ひ早速當人の心を尋ねたるにお艶にも異存無きより、之へ娶はす事となり八月下旬岩佐方を暇取り九月三十日に直正と結婚したるなり此直正は其後不正行爲ありて、本月二日萬世橋署の手に

捕はれ跡にはお艶一人にて留守居も出來ず、且つ幸ひ里方も程近ければ九日に家を疊みて渡邊方に同居する事となりたり。

▲兇行前の行動　兇行の當夜即ち十日夜七時半頃一家が食事を了へて四人團欒しつゝある處へ、突然縞の羽織に縞の袷を着し縮緬の兵兒帶を締めたる廿八九歳の男が入來りて端近に居りしお清に向ひ「お艶さんは居るか話があるから一寸表まで……」と言ふにぞお清は誰方と問へば男は「淺草公園から來た」と譯もなげに答ふるを宗七夫婦は多分木下の知人ならんと思ひて別段氣にも留めず お艶本人は「誰？」と言ひつゝ戸外に出で約三十分間も話し居るにぞ、お種は心配して同じく戸外に出づればお艶と話せる件の男は手にせる罫やうの物を打振りながら「警視廳だ〳〵」と連呼し近寄らんとするお種を叱るにぞ、養母は其儘屋内に引込めば續いてお艶も入來り、且つ顏色蒼褪めて顫へながら「これから警視廳へ來いと言ひますから行つて來ます」と言ふ、さらばとて養父母はお艶の着せし筒袖の上ッ張を脫がせ絣羽織を着せ尙右の男が注意するまゝ手拭と塵紙を持たせて出し遣りお艶は其男に伴はれて去りぬ。

▲神田署に訴出づ　跡に渡邊一家は之れ必らず木下に關係せる事と思ひ夜更くるも歸らざるより多分今夜は警視廳に泊るものならんとて別に氣にも止めざりしが、翌朝になつても歸らぬより、茲に不審を起し十時頃お種が神田署に出頭して斯々の次第と昨夜の顚末を訴へしかば、同署にても怪しみ恰かも三菱ケ原の慘殺事件露顯後なりしかば女の年齡人相等を取調べ、茲に始めて慘死者がお艶に相違なきものと認めらるゝより、扨てこそ中馬刑事は同人を連れて警視廳に出頭したるものなれ。

三菱原のお艶殺犯人
十年目に逮捕さる

（大正九年七月二十一日　報知新聞　夕刊）

犯人は元俳優で前科數犯の渡邊乙松なる浮浪人

話は一昔前の明治四十三年十一月十日午後十二時頃今こそは高層なる大建築が櫛比する三菱村が未だ草蓬々として荒寥たる原中に、紺と黃と茶の格子縞袷を着て、紡績の大絣に紅薔薇色裏附き綿入羽織を被り紅葉模樣の繻子の派手な帶を締めた一人の若い女が凌辱された上、柘榴の割れたるが如く咽喉を抉られ見るも慘たらしく殺害されてゐた女は其頃蠣殼町の高井仲買員渡邊宗七（五十六）同妻ため（四十四）との間に九歳の時から養はれたる秋田縣雄勝郡湯澤町土田春次次女つや（十九）とて牛込區五軒町三六會社員岩佐邸に小間使たりし者、餘りに慘忍なる死狀に鬼警部と迄謳はれた

警視廳の武東刑事課長以下が必死の捜査も何等得る處無く、當時帝都を震駭せしめたる事件は早くも十年の春秋を經て漸く世人の腦裡から消え去らんとするの時、突如犯人の捕縛と共に新聞に掲載を禁止され居りしも本日を以て解禁されたれば、今讀者の新たなる記憶を喚起し世にも珍奇なる怪事件の經過を報道する所あらんとす。

所持の短刀から足が附いて犯人捕縛

お艶は同年八月頃岩佐方から暇を取り九月十三日同町木下忠正（二十三）と結婚したが直正は詐欺取財で十一月二日萬世橋分署の手に捕はれ、其儘收監されたのでお艶は里方に歸つて居た、而して兇行の當夜卽ち十日夜七時半頃一家が食事を終へると、間もなく縞の羽織に縞の袷を着し縮緬の兵兒帶を締めた廿八、九の男が刑事と稱して突然お艶を連れに來たのが此兇行の冒頭である警視廳に於ては犯人の捜査に全力を盡し數名の嫌疑者も引致されたが手懸りなく、其後總監が四度變り捜査係長亦數氏を經たるも書類のみが依然として殘るばかりにて犯人は皆暮れ判明せず警視廳としても是以上捜査の手を進むる術もなく空しく日を送つてゐた、茲に本年四月日本橋署で住所不定の渡邊乙松（三九）なる者が短刀を所持し居れるに不審を抱き引致したが、何等得る所なく放還したるに五月再び同人を上野署にて引致し廿日間の拘留に處して放還したけれど怪しき點の多い所から去る一日、同人が内縁の妻なる小石川區下富坂町一植松和一方石塚こうの許に「渡邊」と表札を出して其筋の眼を眩まし潜伏し居る所を警視廳刑事が踏み込み取押へ前田警部主任となり嚴重取調べたるに果然同人がお艶殺しの眞犯人なる事が判明したのである。

強情な奴だが遂に自白した――　正力刑事課長談

犯人渡邊乙松逮捕の徑路に就き正力刑事課長は語る「昨年の暮市内の待合料理屋等に强窃盗被害が頻々とあつた、當時警視廳では其の犯人を此の渡邊の所爲と目星を附け捜査中本月の一日乙松が小石川富坂町十九石塚こうと云ふ情婦の家に潜伏してゐる事を突き留め、刑事を派して逮捕せしめ電車に乘せて連行する時彼は懷中に呑だ短刀をもつて刑事の隙を窺ひ斬つて掛り逃走を企てる筈だつたと後で本人は自白したが、其後警視廳にて引續き取調べの結果恐るべき舊惡を漸次白狀し遂に十年前のお艶殺し事件も自分がやつた事を自白するに至つたのである」

お艶が縫物屋に通ふ姿に戀慕して

眞犯人乙松は元俳優强盗前科五犯の曲者で當時下谷區二長町三に居住し居り、お艶が毎日附近の裁縫所に通ひ居るを見染め懸想せしも言ひ寄る機會なく困じ居たる矢先き、お艶の妹うめ（十六）と不圖せし事より知り合ひとなりたれば此の機會を利用せんとしてゐる折柄、お艶の内縁の夫木下

忠正は詐欺取財にて警視廳に引致されたるより兇行の當夜八時頃警視廳の刑事と詐稱し忠正に面會したしと僞りてお艶を誘き出し芝區露月町八番地蕎麥屋にて口說きたるも應ぜざるより、更に三菱ヶ原に連れ出し叢中にて凌辱を加へし上半帛にてお艶の頸部を締め、所持の現金を奪ひたる上短刀にて腹部を目茶々々に斬り逃走し、其の夜は吉原の遊廓にて豪遊を極め、十二月三日淺草千束町の銘酒屋に押入り、三人の女を縛し猿轡をはめ階上階下に石油を撒き放火して逸早く逃走せんとせしを象潟署の巡査が發見し捕縛せんとしたるに短刀を以つて反抗せるより、巡査も拔劍して格闘の末取押へ、强盜殺人未遂として懲役十五年に處せられ、北海道の網走監獄に服役中を減刑の恩典に浴し、昨年八月出獄上京して、去る二月本郷湯島天神町藝妓屋方に忍び入りしを手始めに五月六日淺草千束町二丁目藝妓屋春乃家に到り、同樣な手段にて金品强奪せる外、窃盜三十三件（此の金額三萬餘圓）强盜三件を働きたる旨を自白せり、尙被害者お艶の母親お種（六十）は吉原の桔梗屋に鴉手をなし居れり。

藝名は松島薫

犯人渡邊乙松は北海道札幌區月寒村士族渡邊貞齊二男乙吉と云ふが本名にして十八歳の時、芝露月町二八鈴木三五郎の養子となつたが、間もなく飛び出し新派俳優福井茂兵衛に弟子入りをし、松島薫と稱し、屢々之を僞名せし事あり、放蕩の爲め破門され其前後から强盜窃盜殺人未遂等の犯罪を絶えず行つてゐた。愈々お艶殺しと決定したる後乙松は「お艶とは以前から關係があつたのであれは心中の仕損ひである」と云つて居り、尙下谷の岡野夫婦殺しも同人にあらずやと目下引續き取調中である。

兇器の短刀を喧嘩と濁して

（大正九年七月二十二日　新知報聞）

稀代の兇漢渡邊乙松（乙吉とも云ふ）は北海道札幌區外手村月寒渡邊貞齊の二男で貞齊が同家の下女に手を付けて生れたものである。其後緣あつて芝露月町の鈴木三五郎方に養子に入つたが、二年後同家を飛出し壯俳の群に身を投じ、金に詰た所から明治卅九年十月養母お定（五十五）を短刀で脅迫して三百圓を强奪し、其の金で盤城の平で豪遊中を捕へられて四年の重禁錮に處せられたが四十三年十月平監獄を出ると間もなく、金に窮し十一月廿日日本橋蠣殼町石垣玉方へ短刀を持ち强盜に押入つたのを手始めに各所を荒し廻つたのである。當時兄の源松は夫迄明治生命保險會社の專務取締役をして居たが、乙松の罪狀發覺して十五年の刑に處せられるや、世に恥ぢて遂に辭職して了つた。此の時彼の短刀に膏の乘つてゐるのに氣附いた係官は其原因を極めんと訊問を進めたが、

265832

彼は喧嘩で人を傷けたのみであるとて外には何も語らなかつた。此の時既にお艶を三菱ヶ原で殺してゐたのである。足が着いたのは夕刊所報のお光と云ふ情婦からであるが、其時逮捕に向つた南刑事を我家へ遊びに來る自動車運轉手と間違へたのが、彼の運の盡で伊藤、南の兩刑事に護られて行く途中彼は電車の中で南、伊藤兩刑事を殺さうとして果さず、所持の短刀を他の電車の窓の中に投げ込警視廳に引かれた、短刀は其の後の自白に依り、巣鴨車庫の電車の中から探し出された、彼は刑の免れざるを知つて人生觀を書いたが其の末尾に左の一詩を附加した。

苦樂榮辱一醉夢　四十餘年人生空　生不知死亦不知　菩提覺來歸一元

酒毒が彼の殘虐性を發揮——杉江警視廳技師談

天下到る所にお芝居掛りの强盜を演じてゐた、三菱ヶ原お艶殺しの犯人渡邊乙松の心理狀態に就いて松江警視廳技師は語る「まだ豫審が決定しないから充分な事は云へぬが彼があの樣な大犯罪を行つたのは要するに彼が殘虐性を帶びてゐるのと色慾性の昂進が主なる原因である。外に十六歳から大酒を飲んでゐるのも一つの因をなしてゐる、だから目下彼は酒毒に罹つて寸時も酒氣から離れる事が出來ぬ樣な狀態に入つてゐるが、之も彼が犯罪徑路に動かし難き影響を與へ、彼をして酒の爲め殘虐性を發揮せしめ、又色慾を昂進せしめたのである。其他彼は幼少から家庭に種々の事情があり、若くして養子に行き後俳優になつて地方を漂浪をした杯の境遇と彼自身の性來の一種の不良悖德性が彼に殃した事も充分に認める事が出來る。殊に面白いのは彼が俳優で而も女形であつた處から屢々女裝をして犯罪を行つてゐたと云ふ事だ。」

お艶殺しは無期懲役（大正九年十一月五日國民新聞）

當時世間を騷がしたる下谷區二長町三貸蒲團業渡邊乙松（四〇）が去る四十三年十一月十日夜豫て情交ある神田區旭町八會社員木下忠正內緣の妻土田お艶（一八）を丸の內三菱ヶ原にて絞殺したる後巧に犯跡を晦まし、强窃盜を働きたる事件は四日午前十一時東京地方裁判所刑事第二部田山裁判長係にて被告乙松を强盜罪にて懲役八年、殺人罪にて無期懲役に處する判決あり。

三日月お増

危地に陥りし三少女

（明治四十四年二月二十五日　東京朝日新聞）

一昨二十三日午後一時三十分横濱港西棧橋を搖ぎ出したるピーオー汽船會社のオリエンタル號が今や防波堤赤燈臺際に差蒐りし時しも、水上警察署の永井刑事及數名の正服巡査を乘せたる港務部の汽艇は驀地に此巨船に追縋り聲を限りに停船を命じたり。船上の人々は何事の起りしかと一同疑惑の念に包まれしが、軈て命を受けて船の停止すると共に、三十歳位の一男子と三人の少女は以前の警官等に圍まれつゝ悄然として船梯を降れり。

▲根強き企畫　件の男は相州平塚町字新宿一五一八半次郎次男福山與貴次郎（二十八）と云ひ、三少女は同町二一二五八百屋業府川由五郎次女おやを（十七）同新宿一四六〇人力車夫宮川林次郎長女お秋（二十五）同一五一八福山嘉太郎長女お藤（二十）なるが、いふ迄もなく與貴次郎は憎むべき誘拐犯人として三少女は殆ふくも危地より救はれたる被害者なり。水上警察署に就て事の顚末を聽くに、悚然として寒心すべきものあり、「少女誘拐」の語は既に人の耳に古き處なれども、斯く迄根強き企畫の彼等犯人の間にありとは世人も氣附かざるべし。

▲少將令息と僞る　香港の第五街に府下内藤新宿在住陸軍少將平岡忠藏三男平岡四郎（三十七）といへる少女賣買の大親分巢を構へ居れるが、彼が素性を洗へば少將令息なんどとは大僞り、一昨年五月英領加奈陀晩坡香より不正渡航の廉に依りて内地に送還せられたる曲者にして、香港に家を構へてより横濱市千代崎町一の三金子萬藏（三十八）平沼町料理店新松方同居高田金吾（三十八）及元山下町四〇ライトホテル並に二六ゼネヴホテルにボーイたりし前記與貴次郎外數名を手先に使ひ、巧に内地の少女等を誘拐渡航せしめては之を米國始め外國の淫賣屋に賣却し、不法の利益を占め居れる者なり。

▲銃劍を以て脅迫　然るに米國領地は近來醜業婦の取締嚴重を極むるため、取締の比較的に手弛き上海、香港或は新嘉坡に航せしめ、此處より香港第五街に送り銃劍を突附けての威迫脅喝至らざるなく、無辜の少女をして抵抗力を失はしめたる上値を定めて諸方に振分るなり。

▲仲間の毒婦　彼等が仲間にて毒婦と呼ばるゝ横濱山下町一五六鈴木つね（三十七）及び三日月お増事坂口増（三十九）其他の婦人をして先づ之ぞと目指す少女に接近せしめ、上海、香港の外人方に娶又は召使ひとなる時は月給二十五圓以上を給さるる外多額の心附ありと甘言を弄して父母及當人

を欺き、誘拐罪を免るゝ手段として其親權者より同伴依頼狀なるものを取りて乘船せしむるなり。而も日本船か然らざるも途中寄港の船にては罪狀發覺の虞あるが爲め多くは横濱港若くは神戸港より目的地に直通の外國汽船を待ちて事を爲すなりと。三少女が危地を脱し得たるは至幸にも以前香港の某所より之が警告に接し得たる爲なり。偖三少女は昨廿四日嬉し涙に暮れつゝ各其親々に引渡されたり。

少女誘拐の巨魁

（明治四十四年二月二十六日　東京朝日新聞）

毒婦三日月お増―黒幕は某國領事

廿三日午後一時半横濱水上署が既に出帆せる巨船オリエンタル號を港外に停めて惡漢福山與貴次郎（二十八）の手より三少女を救へるは昨紙に報道せしが、與貴次郎を取調べの結果此誘拐團が意外に大仕掛なるを發見し、尚も檢擧の手を擴めて遂に香港第五街の親分なる平岡四郎（四十五）に輪を掛けし毒婦三日月お増事坂口ます（三十六）鈴木つね（三十七）をも逮捕したり。お増は府下南品川に籍を有する者なるが大の妖婦にして、十數年以前單身シヤトルに航し、始めの程は自ら淫を賣りて蓄財を圖り、後獨立して各所に淫賣屋を開き數人の男妾を之が取締となし、抱へ女を虐使して其實血を絞り居たるが、一昨年末遂に米國官憲の爲め不正業者として内地に送還せられたるが、其後も更に改悛の模樣なく、香港、上海方面が比較的其筋の警戒緩なるを見、忽ち此處に巣を構へ前記平岡等をも美貌と辣腕とを以て己が手下となし、最も手廣く醜業婦人賣買を開始したり。此お増が唯一の股肱と頼めるは横濱山下町に住める前記鈴木お常にしてお増より多額の周旋料を取りては四六時中鵜の眼鷹の眼美貌の少女を釣るに努め居れり。現に昨年末より今日迄に十餘名の婦人を手なづけ目下某所に潜伏せしめある由香港なるお増の許に通知したれば、お増は醜業婦拂底の折柄とて非常に打喜び、廿四日横濱入港の八幡丸に乘じ先づ神戸に上陸、夫より鐵路横濱に入り込みし處を、廿五日早朝より同停車場に網を張り居たる水上署の巡査の爲に難なく取押へられ、おつねと共に嚴重なる取調を受けつゝあり。兩人は巧に白を切り未だ誘拐少女の潜伏所を語らず、此には水上署も困却の模樣なるが、引續き訊問中なれば遠からず判明すべし。尚お増には兼て其美貌に深くも打ち込める在香港の某國領事が黒幕となりて萬事を劃策し、官憲に於ては疾くに夫れと目星を付けしも容易に手を下し難かりしとの事なり。

毒婦お増の自白

（明治四十四年三月一日　東京朝日新聞）

男女の乾兒數十人—少女の膏血を絞る

巨船ヲリエンタル號にて福山與喜次郎（二十八）が三人の少女を誘拐し、横濱港を去らんとせる際横濱水上署に捕はれ取調の結果、既報の如へ綽名三日月お增事坂口お增（二十七）が大仕掛の少女誘拐をなし居る事を知り、廿三日以來熱心取調べ中なりしが嚴探の末更に驚くべき犯罪を發見せり。

▲父は海軍大尉　毒婦お增は府下品川字御殿山に生れ、實父は海車大尉鈴木某と呼び軍艦比叡、金剛兩艦を受取の爲め英國に出張せる事もあり、父はお增の身を早く固めさせんと十六歳の折士官候補生を婿に爲さんとしたるもお增は之を嫌ひて家を飛び出し、横須賀の母の實家に逃げ行きし後諸所を逃げ廻り居たるが、去る廿七年中惡漢川崎某に欺かれて布哇に赴き、醜業婦の群に入り夫れよりシヤトルに渡り怪腕を振ひ、盛に洋人の膏血を絞り居たり。

▲情夫は大學卒業生　洋人より絞りし金にて情夫なる學生飛鳥友次郎をばヴエル大學に入れて卒業させたれど、友次郎は卒業後間もなく病死したれば、お增は大に落膽し自暴を起し、其後は船員あがりの坂口条吉と呼ぶ惡漢を情夫と爲したる後桑港に行きて妓樓を開き、多數の誘拐女に醜業を營ませ且お增も醜業をなし居たるが、或時遊びに來りて亂暴せる洋人と激しき喧嘩をなし、其際洋刀にて左眉上を三日月形に斬られしかば、遂にお增は桑港に於て毒婦三日月お增と綽名され、醜業婦仲間の親分と言はるゝに至れり。

▲情夫の殺人犯　お增の情夫条吉は或事情の爲めに桑港に於て無賴漢と大喧嘩を無し、遂に高木義之助、久米辰次、吉永三郎の三人を短銃にて打殺したるより米官憲に捕はれたるが、条吉の乾兒天野銀藏、山口初藏、中塚茂兵衛、杉山嘉七、内藤次郎及びお增等が種々奔走し、二千五百弗を贈賄したる結果、正當防衛として無罪となりたるも同地に居らば跡が面倒なりと兩人共桑港の對岸なるローサンゼルス市に移りて相變らず醜業を營み居たり。されど同地には醜業婦が少きに困じ四十一年中日本に戻りて多くの少女を誘拐し、再び渡航せんとしたるも規則と警戒の嚴重なる爲め渡航する事能はず、お增は醜業婦を抱へて一方ならず煩悶し居たり。

▲乾兒を各地に置く　米國渡航に失敗したるお增は香港、新嘉坡に渡りて辣腕を振はんと先づ香港に渡りてワラガイスト街十六番地に居を構へ醜業所を設け、乾兒の平岡四郎を西貢、杉山嘉七を新嘉坡、山口初藏を上海に置き、又横濱市山下町一六一に住む古橋きよとて、曩に桑港にて醜業婦を營み知合となれる女に醜業婦の周旋を賴み、尙内地には乾分の長崎生れ酒井清人（三十九）元長崎警察署巡査川崎某（二十三）等數十人の乾分を各所に置きて巧に聯絡を執り、美しき少女を誘拐させては香港に送らせお增は自分の處にて仕込みたる後各地に賣り飛ばして莫大の利益を占め居たり。

▲横濱にて捕縛　然るに今回古橋方より美人の少女ある故内地見物旁歸國せぬかとの音信に接し毒婦も日本なつかしく襄頃八幡丸にて歸國したれど、横濱まで乘船しては危險なりと考へ、神戸にて下船し、汽車にて横濱に來り古橋方を尋ね、山下町一五二田畑きく（十八）本間たか（二十）の兩人を伴れて廿六日横濱出帆の獨船ヨーク號にて香港に戻らんと準備せる廿五日夜、遂に水上署の爲めに發見されて捕縛さるゝに至れり。

▲大膽なる自白　流白は三日月お増と言はるゝ程の女だけに少しも惡びれたる色なく、惡事の露見せる上は隱したりとて罪の輕くなる筈もなければ、潔く罪狀を自白せんと醜業婦に落ちし當時より事實の有りの儘を淀みなく申立てたる大膽には、係官も呆きれ果てたりと。

毒婦お増の懺悔錄（明治四十四年三月五日東京朝日新聞）

英文に綴る一代記

昔は品川御殿山に海軍大尉鈴木某の長女と生れし身が、戀の横道踏み迷ひて十六歳より海外に飛び出し、米國三界に毒婦三日月お増と唄はるゝに至りし少女誘拐の巨魁香港ワラガイスト街坂口条吉妻お増（三十）は既報の如く惡運盡きて横濱水上署に捕はれてより一切の罪惡を自白し、眞人間に復るると誓ひ、見違へる許り神妙になし居たるが、昨四日取調全く終り誘拐罪を以て檢事局に送られたり。お増は其立ち際に係の警官に向ひ、刑定まりて出獄の曉には一生を有髮の尼の心となりて善根を積みて後生安樂を祈るより外の望みなし、今更思へば過去の罪科の恐ろしさよ、父の名を傷つけ家門の恥を曝せしもいづれは皆我迷ひからの事、今ぞ眞實に眼が覺めたり。此上は一生の波瀾を一篇の懺悔錄に留めて新生涯に入るべし云々と涙と共に語りし樣、僞りとしも見えざりしと云ふが、お增墮落の第一歩は醜業婦の群に投ぜし際にありと云へ、今の亭主坂口条吉なかりせば斯る毒婦にはならざりし筈にて近頃でさへお增は条吉を憎む事甚だしく如何にもして切れんと思へど、突くの殺すのと手剛き脅迫屢なるにぞ流石女のつひ思はぬ淵にも深入するに至りしなり、現に去る四十年九月夫婦同時にシャトル移民局に收容されて此處に一年二ヶ月餘を過せし際もお增は英語に達し、英文を良くする處より同局内に在る米國醜業者等の内情を探るに適すとて移民局にて調法がり一ヶ月廿弗の女諜者となし、特別待遇にて階下の一室を與へ、且自由外出をも許可したるに階上監禁の身なる条吉は斯と知りて一日竊に手紙をお增の室に落し、此頃の樣に自由が利く體でありながら、我爲めに逃亡の手段を講じ呉れぬは薄情なりと責めし處一癖あるお增は条吉が我一人逃れんとする心事に對し、却て打腹立ち反對に亭主を密告せる事さへあり、然れど惡緣遂に絶ち難く果は今回の

如き憂目を見るのみならず三年前品川海晏寺に墓參して亡き父の靈前に義弟海軍少佐鈴木某と共に額ける際も一門の恥辱を思ひては席に列なれる多勢の海軍士官に對し、我こそ此の父の娘此弟の姉ぞとは名乘もやらず、人知れぬ涙に暮れて其時深く悔悟せし事も仇となれり、仍て此度こそは決心の臍を固むべしと言ひ居れるが、目下お增は新生涯に出立つ記念として其半生の罪惡史を英文にて綴り居れりといふ。

姦通に鐵拳制裁（大二・九・三　時事新報）

二日東京區裁で審理された刑事々件中に頗る振つたのがあつた、被告は本所區中の鄉業平町浪花節語松田松五郎と云ひ罪科は傷害恐喝と云ふのである。嫌疑の事實は被告の隣家に森川茂といふ大工があつて其女房イワが同居人の石井源太郎と可笑しい關係が出來たとあつて森川は兩人に鐵拳の雨を喰ばせたので女は綠の黑髮を根元から斷り、市瀨伊助と云ふもの〻女房に托して謝つた。そこで被告松五郎は仲裁に立つて石井に向ひ相當の謝罪金と四本の指を切つて詫びをせよと鑿と欅の指切臺とを押し付けた、更にそれでは餘り酷過ぎると仲裁するものがあつて結局一同立會の上鐵拳の制裁を加へて此局を結んだと云ふ。被告は全然右の件を否認するので、伊助の妻にその所持する斷髮を持參せしめ、毆打の證人を喚問し、又裁判長の職權を以て鑿と欅の指切臺とを取寄せて取調を爲すことになつた。

善光寺行李詰死體事件

善光寺の靈場に行李詰死體現はる

（明治四十四年二月二十日東京朝日新聞）

——上品なる婦人の死裝束——

他殺か病死か兎も角も奇怪なる行李詰の婦人屍體が北信の名刹善光寺の靈場に於て發見されたる一大椿事あり。

▲屍體の發見　十六日午前長野停車場より善光寺事務所宛て到着せし一個の大行李あり、縱二尺五寸、巾一尺三寸にして宛名は信州善光寺河野廣吉行とあり、差出人も同じく河野廣吉なれば同寺にては多分當寺參詣のため來着せし九州團體の人なるべしとて、同團體の投宿せる善光寺前の旅館藤屋事對旭館へ問合せしも、同團體は既に出發後と云ひ團體中には同姓名の者なしとの事にて同寺にても持て餘し居たり、去れど其儘にも濟まされずと十八日の夜大勤進及大本願寺執行等立會の上件の行李を開けば意外にも五十歳前後の婦人の屍體現はれしより、一同是はと驚きて暫し呆氣に取

られたり。

▲顔にコールター　右の屍體は白の經帷子を着し油紙に包みたる小柄の老婦人にて、手に金指輪を嵌め中流以上の生活を爲したるものと覺しく、身體の色艶もよく年齢は六十五、六歳ならんも非常に色白くして若く見ゆ、然るに不思議なるは目口鼻等に詰物を爲し面部はコールターを塗りて眞黑となし居れり毛髪は無論死後に剃りしものなるが後頭部に少し後毛あり、之によりて想像するに老婦人は髪を結びし模様もなく切下なりしが如し。

▲前觸れの電報　是より先き十六日午前八時三十分東京淺草郵便電信局發信にて善光寺事務所へ宛て一通の電報來れり、電文は「ケサコウリ一コテツヨリオクルウケトリタノムコウノヒロキチ」とありしより事務局にても不審に思ひ居たるに、果して同日夕刻に至り鐵道便にて前記の行李は事務所へ到着したり。

▲東京者の順禮札　死婦人の纏へる經帷子には日本全國の神社佛閣の參詣記念印を押捺しあり中に善光寺の印二個あり一は最近のものらしく、是より察するに近頃善光寺へも參詣したる事ある婦人ならんと、又行李中には埋葬料及回向料として新らしき五圓紙幣二枚入の紙包あり別に一葉の紙片に「清譽妙順禪定尼」の戒名を記しあり死體の敷布の下には順禮の札を入れたるが夫には「東京市淺草黑船町中野とり、同行二人」と記入しあれば或は右の中野とりなる婦人か又は同行二人の内なるも知りずといふ。

死婦人の發掘

（明治四十四年二月二十三日　東京朝日新聞）

——行李詰事件の斷案——

怪しき屍體は二十二日午前長野市城山共同墓地より發掘し棺の儘同地赤十字病院に廻され、該屍體は同院内死室中央に置かれ屏風を以て四方を圍み、尙幕を垂れて寸毫も姿見する事能はざる事とし戸口は固く閉して嚴重に警戒し江藤保安課長、中島技手、土屋警部、竹松、藤原兩巡査部長、藤原市役所書記以下、星加警視廳警部、濱谷同刑事、善光寺福壽院住職等立會、最初に檢診したる須田醫師並に安東長野赤十字病院長は再檢診を行ひたる結果、解剖の必要を認められ、須田醫師執刀安達長野赤十字病院醫師助手となり、全身解剖に着手せしは午後二時なりき。

解剖の結果死因は腦溢血

午後二時より同六時に亘り解剖を終りたるが、其結果腦溢血にて死亡せる事判明し他に些の異狀なしと云ふ尙檢診の際善光寺福壽院住職を立會はしめ曩に新聞紙に依り傳へられたる鳥取縣山野り

ハなる老婆なりや否やを鑑定せしめしに住職は屍體を熟視せる後リハとは全く別物なるを言明せり又檢診の結果に依て見れば年齢四十歳以上にて齒は揃ひ頭髪の殘れるものは白きと黑きとあり、肌は白きも白子と認むべき兆候なし、口鼻耳に黑き藥物を塗りたりとの說ありしも右は顏一面に塗りたる藥の流れ込みしものにて殊更に詰め込みしものにあらずといへり、營養は可なりなるも貧血なり、死後二週間を經たるものなりとの斷定なり。（長野電話）

行李詰死婦人の素性悉く判明す

（明治四十四年三月六日　東京朝日新聞）

東本願寺仲番の妻・名はおこう五十歳

先月十八日信州長野の善光寺に着せる「河野廣吉」宛柳行李の中より齡老いたる婦人の死骸を發見したる事件は近頃珍らしき一つの謎として世間を騷がせしが、其筋にて死體解剖の結果他殺に非ず、病死なりとのみは判明せしも「扨何處如何なる人が何日何時頃何處にて死亡し、何故行李に詰められて善光寺へ輸送されたか」に就て種々と想像するのみにて敏腕の探偵が微細の物件を手掛りとして探偵せるも宛然迷宮を迂る樣にて、既に四週間を經たる今日に至るも判明せず、あはれ死婦人の素性は此の事件と共に永久に秘密の底に葬り去られんとせる折しもあれ、一昨日午後三時頃淺草の南元町署へ出頭して「善光寺行の柳行李は何うも私が上野まで輓いて行つた樣な氣がします」と申出でたる老齡の人力車夫あり、南元町署は此の自首に依つて俄に色めき立ち高橋署長久住警部補始め警視廳より本件係の星加警部など出張し昨夜深更に及ぶ迄關係者を召喚して取調べたるが、偖此の人力車夫は淺草區壽町五十一番地に住む村上鎌吉（五十四）と云ふ老人なり、鎌吉は親しく往訪の記者に語つて曰く「私は長年淺草の東本願寺に出入して居ますものですが此の二月十四日の朝はお寺の大掃除に雇はれて手傳ひに行き、その夜は何の事も無く歸つたのですが十五日の朝又お寺へ參りますと仲番の堀文左衞門（五十四）さんと云ふ私と同年輩の方が「氣の毒だが行李一個上野驛まで運んでくれと云ふんです、私は今は都合が惡いから夕方持つて行きませうと受合ひ十五日午後六時頃上野停車場の横手の入口まで運びましたが柳行李で二尺四、五寸重量は十貫以上もありました、すると賴んだ主の堀文左衞門さんは電車で後から參り私から行李を受取つて手荷物口から出した樣ですが、其の時は「二等の靑切符ちやゆえ長野迄の三等を二枚買つて恰度宜かつた」と云つてましたよ、私は十六日の朝又東本願寺へ行つたが掃除の手傳料が四十錢に行李の運搬代は十錢下さいと云つたら十錢は安い五錢增してやると云つて合計五十五錢貰ひましたよ、何でも馬鹿に重い

行李だつたがまさか女の死體が入つて居やうとは思はなんだ、新聞で馬鹿に書立てるもんだでね考へて見ると若しや彼の行李が夫れぢやねえかと警察へ申出た樣な譯なんで……」と語る言葉に少しの嘘も無い樣なり。

▲落語家扇歌の妹　車夫村上鎌吉の直話にて行李運搬を依頼せし男の堀文左衛門なることは判明せり、文左衛門には女房おこう（五十）と云ふがありて共に東本願寺の玄關に居住し居たれど先月四日以來突然何れへ赴きしか姿を見せず、疑問の雲はおこうの上にかゝれり記者は車夫鎌吉の談話を手がかりとして取調べたる處おこうは淺草區駒形町十五番地に居住する落語家にして五代目扇歌事岡谷喜代松（六十二）の實妹なることを發見し直に同家を訪ひたるに扇歌は目下片瀬の湖洋館に出養生中にて在らず下女杉野よし（二十三）と云ふが出て語る、およしの話に據れば文左衛門は二十六年前深川にて米屋を營み相當に暮し居る內におこうと夫婦になりしが商業に失敗し、十二種も商賣を變へたれど思はしからず六年前猿江町にて材木屋を開業したれどこれ又失敗したり、當時およしは文左衛門方へ下女奉公し居たれば二人が扇歌の許へ寄食する事となりたるや一所に扇歌方へ來り今も尙奉公し居れど文左衛門は世話する人ありて寄食後間もなく、淺草東本願寺の仲番に住込みたり文左衛門夫婦の仲惡く折々喧嘩せる事ありおこうは頭痛がするとか尻が痛いとか云ひては扇歌の許へ立寄るを例とし二月一日にも「寺に居ては魚が食へぬ、刺身の美味いのが食べたい」と尋ね來りしより刺身一人前と溫かい御飯を出せしに「ア、美味い、これで死んでも心殘りなし」と云ひて立去りたり、二月四日には文左衛門が尋ね來り「おこうは病氣にて國府津へ湯治せり私も行く積なり」と語りて立去りしが本月二日又尋ね來り「今度大阪へ行く事となりおかうは國府津より同伴する筈なるが此の通り大行李、手提鞄など荷物澤山あればおよしを一寸貸してくれ」とて二臺の人力車に文左衛門とおよしと乘り、新橋より大阪へ出立せるは其の日の午前十一時頃なり、出發の際は鼠色のマントに中折帽をかぶり居りしが其の後は何うしたか更に音信なし寫眞は一月下旬江崎で三圓出して寫せしが絞羽二重茶色被布を着し右手には珊瑚の珠數を掛け左手には「釋尼順深」と記せる白木の位牌を持ち居れり「寫眞も寫したから最う死んでも宜し」と語り居たり、文左衛門は性來の嘘付きなれどおこうは正直一圖にて何かに付け意見合はず、そがため喧嘩も絶えざりし樣なりと下女およしは此處まで語り來りて何か考へ込む樣になりしが「あの善光寺へ參詣した事も度々ある樣です、大の佛法信者でして珠數は何時も離した事が御座いません、文左衛門さんは滋賀縣愛知郡稻枝村の人ですが何處に居られますやら……」と、此の時携へ行きし死婦人の寫眞をおよしに示して「おこうさんは此の人でないか」と尋ねたるにおよしは暫時寫眞を凝視し居りしが俄にハラ〳〵

と落涙し「アツ、おこうさん、おこうさんに違ひありません、この顔、この口、この胸の工合、おこうさん、可愛想にねえ、何うしてこんなに……」と又さめ〴〵と涙を流せり、六年間同棲せし下女の證言なれば行李詰死婦人がおこうなることは最早疑ふの餘地もない。

行李詰死婦人の素性と詳報（明治四十四年三月七日東京朝日新聞）

文左衞門捕はる——原因は女の嫉妬

信州善光寺に於て發見されたる行詰李死婦人の素性は既報の如くなるが昨日に致り右はいよ〴〵淺草本願寺の玄關に居住し同寺の仲番を勤むる堀文左衞門（六十三）の妻おこう（五十）の死體と判明したり。

▲空々しき文左　去月十五日の午後六時おこうの死體と目される柳行李を本願寺より搬び出たる淺草區壽町五十一車夫村上鎌吉（五四）と、運搬の手傳ひを爲したる同寺の小使大西仙太郎（五十）の二人は昨日午後三時本願寺の庫裡内に於て行李を持ち出したる當時の狀況を記者に語れり。車夫鎌吉は曰く「彼の朝文左衞門さんが此行李を上野驛迄搬んで呉れと頼ましたが、其日は用が多いので晩にして下さいと斷り、其日の六時頃仲の間の隅に荷造りしてあるを持ち出さんとすると、容易に動かぬので、馬鹿に重いぞと下駄穿きの儘仲の間の板場に上り、此人（小使仙太郎を指す）に手傳つて貰うて辛と玄關前まで持ち出しました」云々。此時傍に居りし仙太郎は前日より警視廳其他の尋問を受け、前夜も碌々睡らざる身なれば甚く疲勞の顏色に恐怖の色を呈し「今から思へば普通の荷物ではないと思うたが、まさかおこうさんの死體とは考へがつかなんだ」と今更の如く不審の雲に閉され居たり。用度の間勤務の玉置吉藏は去月九日京都の本願寺に行き、同廿一日歸山したれば行李詰事件が畢して同寺内に行はれたるものとすれば、留守中の出來事にて今回の消息を知るに由なきも、二十二日の朝に於ける文左衞門の行動を今より思ひ起せばと記者に語つて曰く「文左衞門は例の如く自分所有の桐の爾陀堂に向ひ線香とお水を供へ、何時も草花を供へる例なるに、其朝に限り椶の一本花を唐金の花瓶に挿し佛に供へるので不審に思ひ、オヤ〳〵門徒宗では死んだ時でなければ椶の花を供へぬ筈だのに、今朝は何うしたと聞しに彼は老顏に苦笑を呈し、實は此程私の懇意な者が死んだのでなと辯解したり、其處で死人の事で思ひ起したが、信濃の善光寺には行李詰の女が出たと謂ふぢやないかと新聞紙上の語を持ち掛けると、彼は極めて平氣を裝ひ、そんな話ですと答へ、更に鈴ヶ森の首無女だの、大久保の四人殺だの澤山な大犯罪が行はれて片の附かぬのに、又もや大それた事をする者があつて、お上でも大抵な事ではあるまいと空々敷も行李詰事件の話題

を受け流し居たり云々」

▲お春の身の上　文左衛門が老の身も顧みず、本妻おこうを疎んじ遂に今回行李詰として世間を騒がすに至りし動機とも斷ぜらるる外妾お春（三十九）は大阪市北區西野田玉川町一丁目藤の名所内に住し、當時某會社員白井太助の養女なるが、娘の頃より蓮葉者にて男狂ひを始め、終に同市南區難波新地二の藝妓泉龜伊三席の抱となり、福龍と名乘りて左褄を執り、流れ流れて北野新地に住替へをしたるが、今を距る八年前大阪北野新地にて裕福な生活をなし居れる井上清兵衛と云へるに深く思はれ、終に清兵衛が手活花と成り濟ましたり。然るに清兵衛は各所に豪遊を爲せし結果一時非常に零落し、土地にも居難くなりしより去四十一年中お春と共に飄然上京し、一時深川區森下町十に一戸を構へ、其後向島小梅五十七なる三圍神社の角に住み、蠣殼町に出入して漸く其の糊口をなし居りしも面白からざるより、本願寺の境内宮永方の間借りをして此處に一層詑しき暮らしをすることゝなりき。當時清兵衛夫婦の身の上は落魄に落魄を重ね、其の衣食にも窮する情なき有様となり居れるを、同寺内に住める文左衛門夫婦は氣の毒に思ひ、衣食の世話までなし居たるが、端なくも多淫の文左衛門はお春に懸想し色仕掛けにて親切を盡すにぞ、お春は情に絆されて終に其意に從ひ此處に不倫の交りを結ぶ事となりぬ。

▲恩が仇となる　左れどおこうは亭主文左衛門とお春の關係は夢にも知らず、亭主と共に親切を盡せしが、四十三年の秋清兵衛は終に死亡せしより其後お春は專ら文左衛門の厄介となり、本妻おこうの眼を嫌み、淺草區阿部川町四十一長尾卯之助方の二階に住むことゝなりしが、おこうは亭主とお春の關係を知りし後は、嫉妬の思に堪へず今まで盡せし親切は殘らず仇となりたるかと態度此處に一變し、以來文左衛門の素振も以前と異なり互に冷き情交となれり。おこうは如何にもしてお春の居所を突き止めて恨みの一と太刀を加へ自分も亡き數に入らんと決心せしことは幾回なりしかを知らざる程なりければ、文左衛門とお春はおこうの始末に當惑し、昨年の二月廿六日本所區外手町八理髪店黑田甚太郎方の二階を借り、依然として逢曳を事ね居たり。

▲妾宅の離盃　文左衛門は六月十二日の午後二時より十四日の夜迄に本願寺内に於て其屍體を處分し、行李詰として長野に輸送したる後お春を片瀨に出養生中の扇歌の許に遣はし、看護を爲さしめたるが、去月二日頃文左衛門は電報にてお春を東京に呼び寄せ、表向は立派に離緣と吹聽して去る廿五日妾宅とせる黑田方にて別れの宴を開き、以前關係を有せる長尾卯之助及同人妻秋田おりう等が昨今同町廿七に移轉し來り居れるを幸ひに離宴に招き、快よく離盃を酌み交はし翌廿六日午後六時新橋發の列車にてお春は養家なる大阪に向ひたり。斯て文左衛門は本月二日本願寺には五日間

の暇を執り淺草區駒形河岸十五扇歌事岡谷喜代松方の下婢およしに送られ、廿六日午後七時十分新橋發列車に搭じお春の跡を追うて西下したるなり。

▲能く分つてゐます　其筋にて堀文左衛門の行方に就て搜索中なりし事は既報の如くなるが、文左衛門がおこうを疎み始めたるは大阪市北區西野田玉川町平井太助の娘にておはるると云へるを妾同樣に爲し居たる爲なりとの事を確め、おはるの行方を搜索せしに同人は廿六日大阪に行くとて東京を發したりと聞き、扨こそおはるの後を追ひて大阪に來りたるに相違なしと直に手當方を曾根崎署に照會したり。同署にては太助方に網を張り居たるに、おはるは四日同家に歸り來るも直に京都へ行くと云ひて立出で大津に行き妹平井ためを訪ひたりと見え、同地より手紙にて六日大阪に歸るべしと申越したるも、或は恁る事を書いて其筋を油斷させて何處かへ高飛を爲さんも知れずと尙も行方を搜索せしに京都堀川署にては文左衛門が三日午前十時頃鐵無地の羽織に絹琉球の着物、更沙の下着と云ふ扮裝にて京都五條西の洞院西に入る長覺寺へ立寄り、晝食の後東大谷に行き長覺寺の新發意大草惠逸師に面會して立去りたる事實を確めたり、同署にては隈なく京都方面を搜索中六日午後三時頃文左衛門はおはるると二人連にて大阪に來り、太助方に歸りたれば、直に引捕へおはる共々曾根崎署に連れ行き、審理を重ね居れるが文左衛門は拘引の時刑事に向ひ「ヱヽ能く分つて居ります」と極めて從順に引かれ行きたる由(大阪電話)

涙乍らの自白——絞殺前後の模樣

堀文左衛門は曾根崎署に捕へられ、涙ながらに戸波警部の面前にて白狀したる所によれば、おこうは文左衛門がお春と關係して以來お前さんのやうな男に添つて居ては私は壽命が縮まる故、今の中に死後の用意に寫眞を撮つて置きませうとて「釋尼順深」の法名を記したる位牌を左手に持ち右手には珠數を携へたる寫眞を寫し、私が死んだら此寫眞を親類中に配つて下さい。死體は善光寺さんが信心ゆえ同寺に納めて下され、又今日まで落ちた二本の齒を貯へ居れば、之を京都の本願寺さんか大阪の一心寺さんに納めて下さいと口癖の如く言ひ居たり。然るに十四日午前三時頃又々おこうは悋氣喧嘩を爲し「モウ寫眞も寫したから殺すなり、打つなり、勝手にせよ」と叫び、且種々の惡口を吐きたれば文左衛門もカツと怒り躍り掛つておこうを取つて押へ、古手拭にて首を絞めたるに泡を吹き悶絕したり、文左衛門は此の樣を見て驚き直に抱き起して活を入れ、水を吹き掛けなどしたるも遂に蘇生せざりしにぞえらいことをしたと滿身に冷汗をかき附近を見廻したるが、其部屋は庫裡に遠く、誰れ知る者なき有樣なるより心を安んじ、今は出來得る限り秘密にして退けんと一度同寺西門南入る所にて柳行李を一圓五十錢にて買ひ、東門に廻り此處にて漆を十五錢にて買求め、之

をおこうの死顔に塗りて容貌を變ぜしめ、體を白木綿にてグルグルと卷きたる上柳行李に入れ、狀袋に五圓紙幣二枚を入れ、之に葬具料、墓碑料、回向料と記したるものを入れ、シツカリと蓋を爲したる後麻繩にて十文字にからげ差出人河野廣吉、善光寺事務所御中と記したる木札を附けたる上平生同寺に出入する附近の車帳場の車夫村上鎌吉（五十四）をして上野驛に運ばしめ、何食はぬ顔して善光寺に向け送りたり、其後文左衛門は一日として良心の苛責止む時なかりしも、兇行は誰一人として知るものなく、且善光寺に送りたる死體の噂も新聞紙に出ざりしより幾分か心を安んじ居たるが十八日東京の各新聞が何れも其記事を記載したるより益々恐ろしくなり、斯くなりし上は露顯免れ難し、今は自首し出でんものと覺悟し先づお春の始末を付けるべく、廿三日頃お春の宅に赴き、斯うしてゐても詰まらぬゆえ一層綺麗に別れて仕舞はんと相談を纏め、お春も其氣になり遂に廿六日おはるは家財道具一切賣拂ひて大阪に出發して廿七日大阪に着したり、文左衛門はおはるの始末を付けたる後に自殺するか、又は自首せんかと思ひたるが、其後思ひ返し京都本願寺其他にも參詣したり、又おはるにも逢ひたく二日朝急に出立して十一時新橋發の汽車に乘り、先づ片瀨に立寄り扇歌夫婦に面會し、心の中にて詫言し暇乞ひして三日午前十一時京都驛に着き、七條不明門通附近の旅館井水猪三郎方に投宿し、端書にて文左衛門はおはるを呼寄せたる上、連れ立ちて兩本願寺、知恩院、大谷本廟、相國寺等に參詣し四日大津市に赴きて三井寺に詣で魚善旅館に一泊し六日午前十一時四十一分着の汽車にて梅田に着し、西野田玉川町の太助方に往きて捕縛されたるなりと。

行李詰の犯人無期懲役（明治四十四年八月八日東京日日新聞）

淺草區東本願寺の寺男堀文左衛門（六三）が去る二月十四日同寺に於いて妻こうを絞殺し行李詰となして信州善光寺へ送りたる事件は豫て東京地方裁判所刑事第四部に於て飯島裁判長係り宮内檢事立合にて公判審理中なりしが、昨日午後一時東京控訴院の大法廷にて、無期懲役に處する旨の宣告あり、鐵道營業法違反に對する鐵道院の訴訟は追徵金廿六圓廿八錢の言渡しありたり。

雷神のお玉

山窩物語（大正二年九月二十三日　報知新聞）

一府四縣に亘る山窩の中町に近く瀬堀つてゐる群は乞食と箕直しが七分を占め、賊は殘る三分だが漸次町を離れて山に入るに隨ひ此分類は反比例を示して大部分は賊ともなり、箕直し乞食は賊を働くに世間を誤魔化す表面の手段に過ぎぬ事になる、箕直し乞食を業とする山窩は山窩の中でも比較的柔順な方で家族の組織も男女の關係も稍人間に近いけれど一度び町を離れて山に入れば、兇暴無慚到る處野獸の群で婦女の如きも殆んど共有物の觀を呈してゐる、女子と生れて十二三になれば早くも男を知らぬ者はなく十四十五で子の親になる位は決して珍しくない例である。而も定まる夫がないから生れた子に父のある譯はないのみならず、父無子を育てる母親もなく、多くは生れ落ちると藁の上から子供の好な老人の山窩に呉れてやられる、夫婦の情も親子の愛も彼等の仲間には三文の價値もないけれど、それでも尙山窩には山窩道とも名づくべき一種の道義を有してゐる、山窩道とは仲間の秘密は決して人に洩らさぬ事で、之に隨ひさへすれば何處へ往つても恁麼大罪を犯したものでも、到る處の親分の手で、快く安全な地に隱匿つて呉れる、一度び瀬堀へ逃げ込んだら、いくら其筋で手を盡しても決して捕まつた例のないといふのが定となつて、彼等の爲めには命に次ぐ大事な資本となつてゐる、山窩の親分は恁樣必要から存在の理由を認められてゐるので、配下の者は自分の親分に對しては偶に年貢を納める位で、平素は滅多に顏を合せなくつても濟むけれど、他の親分の處へ頼つて行く時は必ず若干かの土產物を持つて行かなければならない事になつてゐる、親分同志の間には別に一定の連絡方法は取られてないけれど瀬堀々々を瀬堀つて歩く彼等の所謂「旅人」が直ちに通信機關となつて行く先々に傳へて歩くから、山窩の內部に起つた事は物の響きに應ずるが如く、細大洩らさず何處迄も傳はる、同時に山窩道に反した者の事も忽ち山窩中に知れ渡つて了ふから、一度之を犯したものは何處へ往つても世話して呉れぬ、世話をせぬのみでない、見付かり次第殺してしまへといふのが普通の制裁となつてゐる、偶々刑事なぞが變裝して山窩の仲間へ入込む事があつても、發覺したら制裁は同じであるのだから刑事の方でも一度犯人が瀬堀へ逃げ込んだら、大抵は迚も捕らないものと諦めるので、平地の者は成るべく瀬堀へ入り度いと思ふけれど、一度制裁に逢つた者は決して二度と仲間に入れぬ、仕方なく東京邊りへ流れ込んでゐるのも尠くない東京附近で働く山窩は小佛峠を中心として三多摩に蟠居し近く大久保附近から、池上東閑森の邊り迄瀬堀つてゐるのがあるけれど、近頃は其筋の檢擧が嚴しいので殆んど長く留るのはない、精々一晩か二晩泊りの足場に使ふ位のもので危險になつたら直に山中へ逃込んで了ふ、山に逃込みさへすれば容易に捕まる事はないのだけれど、彼の三多摩の黑裝束組の如きは其筋の手配が嚴重になつた後迄、執念く大膽に仕事をしてゐたから、遂に釜中の魚となつたのでそれさへ三百人といふ多勢の警官で包圍して漸く捕まつたのだから、彼等の仲間でも、これは例外としてゐる、其他長野あたりの監獄にゐる囚人は、大半山窩の溢れだがこれも多くは平地へ往復の途中や現行を押へられたものばかりで、瀬堀で捕つたのは殆どないといふ、これから追々冬になるに隨つて、漸次市內を荒しに來る山窩の强盜は、自分の家を有たぬから家に對する觀念がなく、恰も嵐の如く殺到しては海嘯の如く引揚げて行く、山窩の手口は一見して直にそれと解るけれど、逃足早く山に入るので、殆ど手の着け樣がないのである。

雷神のお玉は薄倖の美人（大正二年九月四日　報知新聞夕刊）

此邊りには珍らしい破風作りで、屋根藁もまだ新しい、水銀の露を湛えた芋畑を控へて、茲に所謂山窩の女王雷神のお玉の瀬堀はあつた、漸く尋ね當てゝ小屋の前に立つた中には主人公のお玉の

外に二人の女山窩がゐた、「姐御の瀬堀は此處かい」『あゝ、お前は何處から來ただ」と汚い女が顏を出した、「俺ら甲州の松親分の配下だ、少と危險い事になつたから、逃走つたゞが、駿州へ往つたら姐御に世話貰ふが好いつて、松親分の話で訪ねて來やした」と今では最早記者も立派な山窩の「旅人」（渡り者のこと）になり濟まして、萬事要領を得た挨拶をすると瀬堀の奥から聲が懸つた、入つて見ると、名は怖ろしくても有繋は女の瀬堀である、奥まつた處に煤け返つて眞黑になつた小さな佛壇が据ゑてあつて哀れに咲いた野の花が二三本淋しさうに手向けてある、爐は極めて小さく、爐邊には赤い色をした箱に汚い乍らも女の嗜みの鏡がある。湯沸、釜、土瓶、茶碗なども比較的整然と並べてあり、室には藁の上に蓆が敷いてある、お玉は佛壇の前に立膝をして坐つてゐた、聊か埃に塗れてゐるけれど、癖のない毛が房々と亂れて、凉しい目元にキリヽと結んだ口元、日に燬けた色は稍淺黑いけれど、引締ツた輪廓の噂に違はぬ美人である、年は二十八だとか聞いたが打見た處は二十四五の年增盛りである「松親分の處から來たんだつて、お前さんかい」と少し嬌笑しながらいふ、凄い姐御の半面に涙の籠る哀れな物語りのある事は、豫て噂にも聞き知つてゐた。

お玉は元遠州の或村の豪農の一人娘であつた、野邊の秋草が咲き亂る、お玉が數へ年の三つの秋、子守娘に連れられて、附近の山裾に尾花を拔て遊んでゐた、すると後の山中から突然一人の荒男が現はれて、子守の連れた玉の樣な女の兒をやにはに引攫つて小脇に抱へると見る間もなく、飛鳥の如くに木の間を縫ふて逃げ込んだ驚いた子守は「あれッ」と叫んで狂氣の如くに後を追ひかけたが、固より小女の弱足で迎も及ぶべき筈はなかつた、泣きながら主家に馳せ歸つて急を報じたので兩親の仰天はいふ迄もない、忽ち村中の大騷ぎとなつて、村民總出の山狩を行ひ山といふ山谷といふ谷、草を分けて子浚の行方を搜したが、逃げ足の早い暴漢は、何處を迚つて何う逃げたか皆目影さへ見せなかつた、其後搜査隊は毎日の如く山を涉つたけれど悉く徒勞に了つて、娘の行方は遂に知れなかつた、男の兄弟は外に三人もあツたけれど、女の子と云つてはお玉が唯一人なので、女親の悲嘆は殊に深く、身にも代へ難き愛娘の安否を氣遣ふて箸も進まず夜も寢られず、涙も涸れる許り泣き盡して十日餘りの間に哀れや精神に異狀を呈して朝となく夕となく家を出ては娘の攫はれた山裾へ往つて的もなく薄原を彷徨ひながら山に向つては可愛娘の名を呼び續けた、木魂に響く銷魂の叫びを聞く度に貰ひ泣の袖を絞らぬ村人はなかつた。

養親の臨終に少女の紅涙

（同年九月九日　報知新聞夕刊）

それから恰度十四年目山窩の光陰にも關守はなく、三歳で攫はれたお玉が早くも十七歳の娘盛りになつた秋の事であるそれ迄にお玉を育て上げた養父がドツト病の床に就いた、其の男は上州の

角と云つて山窩の仲間では可なり顔の賣れた男だつた、何にも知らぬお玉は其の角を自分の父親だとばかり思つてゐた、角には女房もあつたけれど、先立つてお玉が十五の年に死んでしまつた、お玉は兎に角豚小屋の様な狹い瀬堀の中に十四年の長い間生長したのであるが一面から云へばお玉位山窩生活として幸福な月日の下に生れ來た女はなかつた、角夫婦はお玉の事と云つたら身命を賭す位の事は何とも思はなかつた夏は燒け付く様な暑い日でも冬は雪風の骨を削る寒い日でも峠を越え河を渡つてお玉の好むものを里から集めて來たといふ、角夫婦は此長の年月掌中の珠と慈むお玉を庇護ひ育む事に依つてのみ生きてゐたのである、これが爲めに角夫婦が危機に臨み死地に陷つた事は幾度であつたか知れぬといふ、野獸の様な山窩の群に在つて美人の少女が十七の秋迄無垢の處女で通し得たといふ事は全く此の養親夫婦のお蔭に依らなければならなかつた、固より性來怜悧なお玉は、眞實の親と思ひ込んでゐる角夫婦に對して、片時も孝養を怠らなかつたので、兇惡無慚な山窩の仲間にも此親子の關係だけは珍らしい美談として傳へられた、恨みは恨み大恩のある養親が今重病の床に就いて最早起つべき望みはないのだ苦しい息を吐きながら枕頭にお玉を呼んで臨終の際に懺悔する、免して吳れと云はれた時、まだ世に馴れぬ少女は、茫然として殆んど答へる言葉を知らなつかた、病耄けた老眼から瀧の様に涙を流しながら、角の物語つた處に依ると夫婦の間に子が無いので、女房の如きは口癖の様に欲しい〳〵と云つてゐた、何處か山窩の仲間から貰ひ子でもしやうと思つてゐる折柄、忘れもしない十四年前の秋、甲州から白根山脈を越えて遠州へ出ると、小山の裾に玉の様な可愛い女の子が遊んでゐたので、それを見ると矢も楯も堪らず突然飛出して引攫ひ小脇に抱へて一飛に甲州指して逃げ歸つた、其時の玉の様な女の兒が今の花の様なお玉であつた親の心は誰も同じだと思ふと、濟まない事をしたと悟つて其後も幾度か實の親許へ返さねばならぬと思つたけれど、頑是なく可愛い姿を見ると何うしても惜しくつて返す事が出來なかつた「俺ら村は知つてゐるけれど、お前の家は知んねえだ、勘忍して吳んろよ」と初めて我身の素性を明された時、餘りの不思議な運命にお玉は却々涙さへ出ず呆れて目を睜るばかり夢に夢見る心地だつたが、間もなく角の息を引取つた時は大河の一時に決した様に前後も知らず泣き崩折れた、遺骸は知邊の山窩が集つて足柄山脈の谷間に葬つたが、角を失つたお玉の身邊には忽ち野獸の如き誘惑の毒牙が犇々と容赦なく迫つて來た。

好で山窩に歸る

（同年九月二十一日　報知新聞）

養親の臨終に初めて我身の素性を知つた、山窩の女玉雷神のお王は、袂に餘る紅涙を包んで、一度び郷里に歸つたけれど、其時は既に母は我身を思ひ死に死んだ後、父は年老いて家督は兄が繼い

でゐた、兄妹は他人の始まりといふ親子兄妹の名乗りはしても、永年離れ〴〵に育つて、親身の情は薄かつた、殊にお玉が娘になる迄人交はりの出來ない山窩に育つて來たといふ事は、頑固を信用の資とする郷黨の間には勿論、血を分けた肉身の間にも深い溝渠を穿たれて自然と繼子扱ひを生けた、自由な天地に勝氣で育つた小娘は、間もなく家を飛出して、今度は自ら好んで山窩の群に復つた。誰れ云ふとなくお玉の素性が知れると共に「大盡のお玉」だと云はれたのが、いつか轉じて怖ろしい「雷神のお玉」で通る樣になつた、一本立の姐御として、押しも押されもせぬ樣になる迄には、白刃の下を潜つた數も固より三度や五度ではなかつた。

註　前掲は「關東撲殺團探驗」なる題下に大正二年八月二十三日から數回に亘つて報知新聞に連載された、欒裝記者の山窩探險記の一節である。全文を掲載したかつたのであるが、頁數の都合で割愛の止むなきに至つたので、最も興味ある雷神のお玉に關する部分だけを摘出し、山窩生活の全般を示す部分を附加した次第である。

大米龍雲

老尼殺し

（大正三年十一月四日報知新聞）

二日夜十一時頃府下豐多摩郡戸塚村地藏堂玄宮寺庵主孝心事屋島さと（七十三）が何者にか絞殺され葛籠詰にして奥戸棚に投り込まれありしを、同村植木職小泉馬太郎妻きち（六十）及び孝心の弟にて麻布廣尾町に住む屋島八十吉の兩名が發見し、驚きて新宿署に屆け出でたれば長谷川警部補岩田醫師外刑事數名、警視廳よりは星加小泉捜索係金子刑事等出張取調を開始し、地方裁判所よりも地内檢事出張檢證の末死體は三日午後一時大學病院に送りて解剖に附せるが、さとは三十日親戚に赴くと稱し留守をきちに依頼して外出せしまゝ歸宅せず、一日に至り甥の屋島源吉（十七）が訪ねし處戸締ありて人の氣配なきより不審の餘り歸りて實父の八十吉に告げ、二日夜前記馬太郎妻きちと同道室内に入り隈なく捜査する中、奥戸棚葛籠の中より白フランネル平常着の儘絞殺せられ居たるを發見せるにて室内には米一斗餘を炊き鱈腹食ひ散らせる形跡あるのみか廿九日八十吉方より贈りし一圓餘の鰻と蒲團二枚白木綿襦袢一枚紛失し居るより、其筋にては犯人は乞食仲間ならんと

目星を附け泥足の跡を指紋に取り嚴重に搜査中なり。

鎌倉の尼殺し

（大正四年一月廿八日　東京朝日新聞）

相州鎌倉町扇ヶ谷龜谷戸四三四に在る東京本所區荒井町一五淨土宗觀廣寺住職にして、元小石川なる私立淑德高女學校々長たりし輪島聞聲（六十四）と云ふ老尼の別莊にて二十七日午後七時聞聲の弟子牧敬道（二五）と云ふ尼が何者にか鋭利なる刄物を以て咽喉部を抉られて死亡し居たる旨屆出でに接し鎌倉署より篠崎署長は增川巡査部長以下巡査數名及北村警察醫を隨へ現場に出張取調たるに敬道は臺所に北枕に仰向けに大の字形となり、鮮血に染まりて打倒れ其場に蒲團を覆ひありたり座敷は血の海と化り慘狀見るに忍びず、檢視の結果强姦せられし形跡あり事態容易ならざるより直に横濱地方裁判所に急報し判檢事の出張を求めたり、因に同女は大正元年十月新築落成と共に同別莊に移り聞聲と同棲し居たるが去る二十五日聞聲が上京し、其後は日中だけ敬道一人にて留守居をなし夜のみ扇ヶ谷二〇七河内吉五郎（六十八）が泊りに行き居りしが、同日午後七時頃夕食を濟し例の如く赴き見れば門は内部より錠を下しありたれば怪みながら臺所より入り見れば以上の有樣なるより直に訴へ出でたるものなるが、敬道は愛知縣幡豆郡吉田村生れにして頗る美人なりと云ふ。

▲發見者の談　發見者吉五郎の談に依れば、八疊の客間に出しありたる瀨戸の火鉢は常に使用せぬものにて敷島の吸殼四本あり又垣根に蒲團一枚、南向の緣側に座蒲團二枚あり、座敷は凡て開け放し居たりと、此の別莊は常に女ばかりにて不要心なるより別莊下の米新亭に賴み急場には拍子木を叩く故直馳せ附け來て吳れよと約束しありたるが、此時刻には拍子木鳴らざりき周圍の狀態を見るに何物も紛失し居らざれば强盜の所爲に非ず、家内の事情を知りたる者か情夫が色情關係より此兇行に及びしものならん、横濱より松坂檢事、得田醫師廿七日夜十一時五十分鎌倉着の汽車にて來着した。

被害者の性行

前記本所荒井町十五觀廣寺住職輪島聞聲尼は急報に接して昨夜直に鎌倉に向ひたるが殺害されし牧敬道尼と去る十四日迄鎌倉の聞聲庵に同棲せし聞聲尼の甥の娘和島まさ子（十六）は曰く、「敬道さんは三河國幡豆郡吉田村の農牧竹松（六十三）の娘で明治四十一年三月中故あつて佛門に入りて得度剃髮されました、性質は溫和で佛弟子として申分のない方なので師の聞聲さまの御信用も極めて深くそれやこれやで大正元年十一月中鎌倉の別莊の留守居として私と共に參つて居たのです、私は

去る十六日の藪入の日に東京に參りましたが突然今夜敬道さんが何者にか殺されたとの電報が參つたので、聞聲さまは何事も捨て置き先程鎌倉に急行されました所です、誠に氣の毒なことをいたしました」と。尙同寺内に集り居りし弟子達の談に依れば從來男に關する噂杯は聞かざりしといふ。

尼僧殺し後聞

（大正四年一月廿九日　東京朝日新聞）

二十七日午後七時相州鎌倉町扇ヶ谷なる東京本所區荒井町十五觀廣寺住職輪島聞聲の別莊に於て同尼の弟子牧敬道（二十五）が何者にか慘殺されたることは既報の如くであるが敬道の屍體は二十八日午前一時より得田縣醫、北村警察醫に依りて解剖に着手し同四時終了したるが、咽喉部は小刀様のものにて美事に抉られて而して後强姦を爲したる形跡あり、先づ兇行は午後二時頃より三時頃に至る間に於て演ぜられたるもの丶如し、尙簞笥の抽斗にありし金四圓及住職所有の衣類三點紛失し居れり、然れど前後の模様より案ずるに强竊盜の目的に非ず、客間には火鉢の外に菓子を盛りたる鉢も出しあり敷島吸殼の數より察するに、少くも一時間以上對談せるものにて多分附近の者か平素知己のものなりとの見當なり、但し被害者は常に品行方正にして非常に親孝行者にて他より珍らしき菓子等を貰へば自分は口にせず、悉く兩親に送るを常とし人に接するに頗る圓滿なるを以て聊かも惡しき評判を聞かず、勿論情夫等の様子もなしと、兇行後の現場は裏手の庭先より山に掛けて下駄の齒跡あり、多分山越にて山内方面に逃走せるもの丶如し、又臺所のバケツの水に血液を含み柄杓にも血痕附着し居るより察するに血液の附着せる手足を洗ひしものなるべく、又臺所の板の間には足袋の足跡を印せるのみ唯一つの手掛りとするは三寸程のナイフの鞘が捨てありしが、特徵とも言ふべきは、小刀及鋸を差すやうに出來居れば、多分活花用のものらしきが犯人の所持せるもの丶如し。

自暴氣味なる尼殺し犯人

（大正四年八月十三日　東京朝日新聞）

――博多で捕はれた大米龍雲――

警視廳の電報に據り去る八日福岡署の中島刑事が博多驛にて捕縛せる東京淺草區千束町一丁目書家大米龍雲（四十四）同内緣の妻お玉（四十）は東京諏訪の森に於ける尼殺し事件犯人嫌疑にて東京より出張の梅野河内兩刑事引取り、十二日正午發列車にて東京に連れ歸らんとせるも暴行暴言を吐き容易に聽き入れず、更に自動車にて博多驛に運ばんとせしも阿修羅王の如く荒れ廻り、近づく奴は誰でも殺すと力むより、已無く午後四時護送に決定せり。龍雲は松本四郎と稱し内緣の妻お玉と數

年前福岡市にて世帶を持ちし事あり。今回お玉の實家なる早良郡田隈村中山福松方に荷物十五個を送らんとし、逮捕の日福松が已に受取りたる後押收せられたるが、中には贅澤の物多く六百圓以上の價格あるべし。尙ほ短刀一口入れありし由にて東京各所の尼寺、妾宅等を襲ひ强盜强姦數知れず大阪、長崎、福岡に亙りて無數の犯罪ありと。

無數の大罪自白

（大正四年八月十五日　東京朝日新聞）

尙去月十四日午前二時頃横濱在保土ヶ谷町五五一正勝稻荷の神官齋藤氏方へ押入りたる兇賊ありし主人に短銃を亂發され其儘逃走したるも同人なりと自白したるが、當時短銃二十餘發も浴びせられ前後二時間に亙り死力を盡して鬪ひたるも終に目的を達する能はざりしは甚だ殘念なりと豪語したりと又神奈川縣鶴見天王院方同縣橘樹郡御幸村獨逸俘虜某の愛妾安部みき方及び豐多摩郡杉並村尼寺門井泰岳方へ押入り强奪又は强姦を働きしも自分なりと自白し、其他五月廿九日午前大阪府下三島郡淸水村慈願寺に忍び入り番僧小澤仙雄を殺害せる等の外强盜、傷人、强姦等無數自白したるも多數餘罪ある見込にて引續き取調中なり。而して今回彼が福岡に旅行したる目的は前記山なす贓品を全部彼地にて處分し、尙妻お玉を同人の弟福松方に預け置き其上にて自分は上京し數十萬の富を作るべく今後銀行會社又は富豪の邸宅に向つて十分活躍を試みんとの計畫に基きたるものなりしも惡運盡きて今は如何とも爲す能はざるを以て罪狀は逐一自白すべければ罪無きお玉のみは助けて貰ひ度しと語れる由。

小田原在の尼殺し

（大正四年八月十六日　東京朝日新聞）

近年稀有の大犯人大米龍雲事松本四郎の自白に依つて從來迷宮裡に在りし幾多の重大事件が明白となりし事は既報の如くなるが、彼が二十年間の犯罪は枚擧に遑あらざる程にて、警視廳に於ても一々證據品を蒐集し着々嚴重なる調査を遂げつゝあるが、十五日は搜査係長橋爪警視は自ら龍雲を警視廳內地下室の訊問所に引出し訊問の結果、更に三年來迷宮裡に在りし相州小田原在早雲寺末寺の尼寺修願寺住職齋藤法宗尼（七十）を海中に蹴落して殺害せる犯罪を自白せり。一體本件は大正二年四月廿日の出來事にて當時小田原署に於ては單に法宗が行方不明となりたるのみにて斯る犯罪の伏在し居るものとは思惟せざりし程巧妙を極めし犯罪なりき。龍雲の自白に依れば犯罪の廿日夜以前に龍雲は突然同尼寺を訪問し、法宗の有福なるを知り下宿を依賴して棲込み、馴々しく裝ひ法宗も龍雲を信用して自分が檀家より集めたる百廿餘圓の貯金を有すると口外せしより、法宗の印形を

竊出し委任狀を僞造して現金を引出し、尙も法宗が幾多の貴重品を所持せるを知り是をも奪んとして恰も龍雲が地所の相談に事寄せ法宗を連出し、海岸より小船にて附近の小島に行くと稱し、沖合に漕出して附近に人影なきを見澄し、矢庭に法宗を海中に蹴飛ばし殺害し、自分は直に海岸に漕ぎ付け何喰はぬ顏にて尼寺に歸り、三日間に互り寺內の貴重品全部を荷造りし、恰も警官が法宗の行方不明なるを不審して尋ねしを、「法宗は東京まで行くと云つて出ました」と巧に言拔け同月廿七日人力車を傭ひて茅ヶ崎の停車場に至り何處ともなく逃亡せるものなり。當時小田原にては法宗には夫ありしを以て或は何處にか轉宅せるものとのみ思ひ居り、今回龍雲の自白に依つて初めて事件は判明せるものなり。尙龍雲の犯罪に關しては橋爪係長の語る處に依れば、此他にも幾多の犯罪あれど目下證據蒐集中にて近日中更に重大事件の判明するに至るべしと。

又も犯罪自白

（大正四年八月十七日東京朝日新聞）

獰惡無比なる大犯人大米龍雲事松本四郎は十六日も引續き午前七時より第四號訊問室に引出され橋爪係長、石森警部及城島刑事部長等の取調を受けたるが、其結果彼れは又々恐るべき重大犯罪二件を自白せる模樣なり。其內容に就ては未だ知るに由なきも、聞く所に依れば龍雲は大正二年神戸福原遊廓前の波止場に於て年齡廿五六歲位の男と二言三言爭ひたる末、終に匿し持ちたる短刀を以て此者の肺部を刺し一擊の下に殺害し、死體を海中に蹴落したる事及去明治三十六年中大阪府下尼ヶ崎附近の尼寺へ押入り金品を强奪したる上尼僧某を殺害したる旨何れも自白せりと云ふ。而して東京地方裁判所よりは昨日午前九時頃より竹內檢事高橋書記を從へ警視廳に出頭し、石森警部立會にて約二時間に互りて取調べを爲したるが、此際訊問の森尼殺事件に就ては特に詳細に互り兇行當時の模樣を同檢事に自白したるが、尙昨夜に至り更に去月廿三日府下荏原郡池上村高城規一郎父盛久方へ强盜に押入り、衣類二十一點を强奪せる旨自白に及べり。

三十六回の重罪

今龍雲が警視廳にて今日迄に自白せる殺人强盜强姦傷人等の重大犯罪を列記すれば、

△明治三十六年中兵庫縣武庫郡尼ヶ崎の尼寺の尼僧殺害△大正二年六月中神戸福原遊廓前の波止場にて願寺住職齋藤法宗尼（七十）を海中に蹴落して殺害△大正二年四月廿日相州小田原在尼寺修の殺人△大正三年十月廿九日府下戸塚村諏訪の森地藏堂矢島孝心尼（七二）殺害△本年一月廿七日相州鎌倉扇ヶ谷閑聲庵方牧敬道（二五）殺害△本年五月廿九日大阪府下三島郡淸水村慈願寺小澤仙雄殺害の六件に亘る殺人及び、

△府下豐多摩郡杉並村尼寺門井泰岳△荏原郡府中管内鹽川村尼寺△神奈川縣橘樹郡御幸村安部みき方△鶴見天王院△保土ケ谷正勝稻荷神職齋藤方△鎌倉在村岡村禪宗天王院△兵庫縣萱島在櫃村寺（三回）△臨南寺（二回）伊丹黑母寺△明石如意寺（傷人）京都七條鬼子母動尊寺（二回）△山崎驛附近淨土宗某寺（三回）△寶寺△大山崎村大念寺△東山仙洞寺内悲田院（未遂）△延命院（傷人）△大阪府下柴島分署管内隨光寺△大阪市内某中學校裏の尼寺△悲光寺△大阪市某寺△千葉縣佐倉の某寺△福岡縣折尾驛附近の某寺△荏原郡池上村字池の倉北海道炭礦汽船會社高城規一郎父盛久方。

兇漢龍雲は以上二十九箇所三十六回に亘りて殺人、強盜、強姦、傷害等の重大犯罪を犯したるものなるが、何分三十六年來の數多き事とて年月日及場所等の多くは今日記憶せざる模樣にて警視廳にては引續き嚴重なる取調べを爲すと共に各被害地に向け問合せ中なり。而して彼れ龍雲は今日迄主として日本刀、短銃、匕首及び錘樣の物（劍の鋒先を以て製したる物）の四種の兇器を使用し來りし由にて何れも警視廳の手に押收され居れりと。

殺人鬼逮捕の緒

（大正四年八月十七日　東京朝日新聞）

大米龍雲を警視廳にて逮捕するに至れる筋道は去月三十日夜十時頃、東海道川崎在御幸村字古市場俘虜獨逸人カバクプレナン留守宅を襲ひ家人を縛したる上同人内縁の妻阿部みち（三十四）を短刀にて脅迫し金品を強奪逃走せる旨の訴へありし時、所轄川崎署にては犯人の人相を手掛りに捜索の末翌曉御幸村渡船場より六郷を渡り、車を蒲田驛に驅りて五時五十分發院線電車に乘り、新橋驛に下車し行方不明となりたる者が前記犯人なるを突止め、尾行の二巡査は勇躍して捜査の歩を進め、芝區愛宕下町某荒物屋二階に間借りせる事を知りたるが時既に遲く、行李を纏めて廣島に出發し同家の主人も彼を送りて歸宅せし處なりと聞き、長蛇を逸せるを落膽しつゝも其儘歸署して委細を報告したれば、神奈川縣警察部は此旨警視廳にも通知し、應援を依頼したるも、時恰も大阪より同樣人相書の犯人捜査方を警視廳に依囑し來り、茲に愈々大捜査に着手し、遂に彼兇漢を捕縛するに至りしなりと。

大米龍雲逮捕迄の經過

（大正四年八月十八日　東京朝日新聞）

——踏込んだが藻拔の殼——

重大犯人大米龍雲事松本四郎は十六日午後十一時頃、東京地方裁判所豫審判事の令狀を執行され昨十七日も午前六時より第三號訊問室に引出し、橋爪係長、石森主任警部等嚴重なる取調を續行し

午前九時よりは前日同様竹内檢事高橋書記を從へ出張し約三時間に亘り種々訊問を爲して引上げたるが、彼の龍雲は本年五月初旬より七月三日迄大阪市北區福島町中二丁目に前田一齋と僞名して住居し、元大阪府巡査部長高須賀堯喜と共同して表面執達吏の手先きを働き、同地の裁判所及び警察署等に繁く出入し居たるが、此間に大阪府下高槻の殺人及强盗數件を働き（高須賀は關係なし）其後上京して七月五日より八月六日迄芝區愛宕下町二丁目荒物商鈴木清造方二階を借り受け住居し居たるものなる由、而して彼れが斯の如き恐るべき大犯罪の發覺するに至りし其端緒に就ても數説ありて一樣ならざるも警視廳にて公表する所に依れば七月十七日豐多摩郡杉並村尼寺門井泰岳方に押入りたる强盗事件に就き石森警部主任にて犯人嚴探中の所、其後神奈川縣鶴見天王院及橘樹郡御幸村安部みき方の强盗二件續發し、犯人が東京に入り込みたる形跡ある旨神奈川縣警察部より警視廳へ通知あり、それは萬一杉並村と同一犯人には非ずやとて石森警部は河内、梅野の兩刑事を從へ同縣に出張各現場を臨檢したる結果、全く同一犯人の所爲なりと鑑定し、其後贓品に就き市内各古物商を取調べ居たる所、計らずも芝區露月町十三、古物商小林榮吉方に袈裟其他法衣類あるを發見し、次で同區源助町古物商松尾萬吉方よりも中啓及袈裟等を發見したれば尚取調べたるに、前記荒物屋二階に住居せる龍雲より買取りたる事判明したれば、去る八日河内、梅野、小野の三刑事は雀躍して同家へ取押へに赴きたる處、龍雲夫婦は既に六日淺草馬道へ轉居せりとの事に、更に同所に就き取調べたるも同所には全く然る形跡すら見えざれば、今度は各停車場を調査したるに同人は六日夜十時四十分發列車にて十數箇の荷物を携へ博多へ向け出發したる事判明したれば、警視廳より福岡署に取押へ方を電報を以て依頼したる所、八日夜に至り同署より既に取押へたりとの返電ありたれば直に同夜河内、梅野の兩刑事を犯人受取の爲め福岡署へ出張せしめ伴れ歸りたる次第なりと。

殺人鬼殘念がる

（大正四年八月廿日東京朝日新聞）

殺人鬼大米龍雲が檢事局へ護送の間際迄も數多き强盗殺人中未だに殘念至極なるは横濱在保土ケ谷字紺屋台なる正勝稲荷の堂守齋藤濱（五十）と昨年七月同家に滯在中私通し本年一月二十一日夜再訪せんとしたるに同女には既に日向健藏（三十七）なる情夫あるを知り憤懣の餘り殺害の意志にて忍入らんとし健藏に早鐘を撞かれて果さず、更に七月十四日夜九時襲撃せんとせしも今度は數十發の短銃發射に妨げられて逃走せる一事なりと申立て居れるが、此正勝稲荷に於ける强盗を短銃にて撃退せる一件は其當時本紙上にも報道せし處、後神奈川署にて取調の末右は濱が同稲荷社の所在地物騒なる爲め他に移轉せんとするも普通にては氏子等の承認せざるを思ひ、狂言の强盗騒をなしたる

ものなる由判明せりとて同署は濱に對し虚僞の訴へを爲せるものとし、金十圓の罰金を科したるに濱は之を不服とし正式裁判を仰ぎ、横濱區裁判所にて審問の結果無罪の宣告を受けたり。當時神奈川署が濱を以て欺罔罪と斷ぜるが是か、濱の訴出眞なるかは「證據不充分」にて無罪とすといふ裁判所の決定だけにては、いづれとも判明せざりき。然るに今回龍雲自身の言に依りて濱の訴へ事實にして神奈川縣の斷定非なりし事を立證するが如き姿となりたるは奇怪の沙汰にて、濱が警察の取調に際し最後に嘘でしたと申立てたるは係官の强要に餘儀なくされたるものなりといふに至つては、人權問題として論ぜらるべきのみならず、夫が爲めに龍雲の如き大兇漢を逸せしめ他所に向つて更に其毒手を揮はしめたる責任免れ難し。右につき神奈川署にては「現場を嚴査したれど三人の曲者（濱の訴へに依る）襲來せしといふにも拘らず、附近に夫らしき痕を留めざるのみか、健藏が短銃發射の間濱自身は緣下に潛み居たりといへど其形跡もなく、剩へ緣板に印せる曲者の足跡は濱が自用の足袋と寸分の相違なかりし上、同女の擧動に種々疑ひあり結局虚構の訴へと認めたり」といふ。裁判に立會へる松坂檢事は「當時は濱が虚構に非ずと主張するに對しても之を飽迄虚構なりと認むるに足るべき證據はなかりし爲め證據不充分にて無罪たらしめたるに留まり、强盗襲來の事實が果してこれ有しや否やは知るに由なかりき」といふ。

犯罪學上より見たる大米龍雲

（大正四年八月廿一日東京朝日新聞）

稀代の兇賊大米龍雲の犯罪心理及身體等に就き研究しつゝある日本犯罪學會主事警視廳囑託の杉江醫學士に就き、努めて事件の内容と風紀に觸るゝ事とを避けて同氏研究の結果を問ふに曰く、「龍雲に就ては川崎一部長の許可を得て目下研究中なるも、彼は淺草千束町に於て妾腹より出生し、閨も無く生母が死去し二三歳にして當時質商を營める實父も死亡したれば五、六歳の頃大分縣の某寺にある遠緣の僧侶に養育されたとのみにて、其の遺傳の關係に就き詳細を知る能はざるは甚だ遺憾とする所であるが、唯彼が妾腹に生れたりと云ふ事實だけは種の問題として、尙聊か研究の餘地を存する樣にも思はる。次に身體に就て述ぶれば、龍雲の面貌及眼つきは普通人と異り居り先づ頭の狀態を檢するに稍左右不均等の樣に見ゆる點あり額は廣くして稍削げ鼻は鞍鼻形を爲して居る、此の型は往々梅毒より來る事あるも本人は別に梅毒ありと云ひ居らぬは、或は先天的に此型を具へ居るものかも知れぬ。此外鼻翼は左右不均等で毛髮は粗鬆である。以上は外部より觀た骨相上の著しき特徴である、然るに犯人殊に强盗殺人犯罪者には一般に頭蓋骨の種々の形體異常が非犯罪者と比較して約三、四倍多いと云ふ事は調査の結果證明されて居る故、内部にも諸所に犯罪人に多く見る所

の形態異常が存在して居りはせぬかと云ふ事は容易に推測する事が出來る、尙彼れの心理關係を見るに殊に著るしく目立つのは自己感情が非常に發達して居て何事も自分本意であり、且高尙な道德心の如きものが薄弱の樣に思はるゝ點で、彼れの內緣の妻の言に徵しても明かである、彼は非常に氣質に異狀な點があり、變化に富み一日中には些細な事にも意に協はざれば、直に憤怒の念發して暴力を加ふると云ふ如きは同棲して以來每日經驗したる所であると妻が陳述して居る位である、尙著るしきは動物的性慾が殊に旺盛で夫れが爲めに判斷詮考が充分に起らない、一度金品を欲し、又は性慾の亢奮が起る時は何等考慮する餘地も無く驀然として直に實行に移ると云ふ如き所謂性慾感情の强き爲めに普通有るべき精神の制止作用が殆んど働かないで衝動的に行爲に現るゝ樣な性癖を有して居る、此の如き者には學問があり、善惡の辨別ある人にも夫れが何等用を作さざる場合がある、龍雲の如きは書は書家を以て任じ學問も中學以上にある樣だから勿論是非辨別はあるだらう、唯前述の如く本能的性慾が旺んなる爲め、此等學問も何等の効驗を作さぬ、要するに自分の考へでは病的といふのでは無くして、犯罪學上現今唱へられて居る先天的犯罪人と云ふ者の樣に思はる。」

死刑を恐るゝ大惡魔

（大正四年十一月四日報知新聞）

——虫の善い大米龍雲——

幽暗の影射す石造作りの法廷に矗乎と立つて大米龍雲（四十四）は惡鬼の精凝つて假りに人間の皮を着た化性の者の如く三日午後二時から五時迄の東京地方裁判所第二號法廷は陰慘の氣濛々と罩めて物凄かつた。

▲鮮詰の傍聽人　尼寺を襲ひ、尼僧を殺し、尼僧を姦して强盜殺人、强盜强姦、持兇器窃盜、實に廿五犯、竹田檢事が起訴の理由として一語一句、列擧する悽愴の語氣は「短刀にて突殺せり」「洋劍を以て脅を叩けり」「尼僧を縛して貞操を犯せり」、「龍雲が自白せる廿五犯以外にも神戸埠頭に於ける殺人罪あり」杯と身柱の慄立つ文句許りで壽司詰となつた傍聽人は悉く息を殺して削げた樣に鼻の低い凹んで冷りとした光を放つ蛇のやうな眼、其下に唇の反つた口、全く日本人と見られない彼が人相を齊しく凝視する。

▲堆かき證據品　雲霞の如く押寄せたる傍聽人は法廷の外で警官の制止も耳に入れず「入れろ」「未だ空席がある」とワイ〳〵騷ぎ立てる、其が森嚴なる法廷には世界一つ距てた地獄の叫びかのやうに響いて來る、卓上には山と積んだ證據品、——花模樣の夜着蒲團、行李の中には法衣や盜品が堆かく、洋劍、短刀、竹棒杯を前に置いて立石裁判長は訊問第一聲として、「大米龍雲、當年四十

四歳間違ひないナ、俗名は大西義三郎で四歳から廿四歳まで曹洞宗に籍があつたナ、本籍は分らんか生れたのは淺草千束町だナ」と訊けば「ハイ左様で御座ります」と底力の強い凄味がある顏で答へる。

▲廿三回の變名　龍雲の恐るべき罪狀は既に逮捕當時の紙上に報導されたが、裁判長の鋭い訊問の鋒先は新しい事實に飛んだ「大正元年十二月末三度目に出獄して以來或時は中山金吾或時は福澤金吾、又は松本四郎杯と廿三回迄姓名を變へたナ、其れを覺えてゐるか」と質せば「變へた名は覺へませんが、龍樹菩薩、世親菩薩は廿五回も名が變つて菩薩號を得たから、私も廿五回姓名を變へる心願であつたのです」と傲然として寧ろ得意氣である、鎌倉、小田原、杉並村杯の尼僧殺の外、後の自白では六人の人を殺してゐる、四人は尼、一人は男僧、一人は俗人、寺に躍り入るには種々の方法を講じてゐる。「中略」

▲圖々しき龍雲　最後に裁判長は龍雲に對して「何か申す事はないか」との一言に彼はスツクと立つて「一言申上げて局を結びます私は人を殺す事六人、私の首と手足を斬らるれば肉體は六つに分れます、殺される場合は五分か十分でしやうが肉體は亡びても靈魂は不滅である、されば六人の靈魂は綿々の怨盡ずして、瞑目せないでせう、私が無期懲役にでもなれば如何なる事で二度と社會に出られるかも知れぬ、さうすれば私は其怨靈を慰める爲め、供養塔を建てます、如何なる判決にも不平は御座りませんが――六つの怨靈は私の肉體が瞬間に亡びたのでは……」と龍雲は絞首臺上に立ちたくない死一等を減じて貰ひたい意味を述べた、太々しい彼、野獸の如き彼、彼は尙ほ死罪を恐るゝが、判決は八日午前九時。

龍雲は死刑を宣告された

（大正四年十一月九日　報知新聞）

極惡獰猛の大罪人大米龍雲（四十四）は八日午前十時半、嚴重なる數名の看手警官に護衛せられ東京地方裁判所刑事第二部に出廷、立石裁判長より劫盜に對しては懲役七年、强盜强姦殺人罪に對しては死刑を宣告せられたり。

此日龍雲は薄綠の綸子の衣服に白絹糸にて蔦の縫模樣せる紺紬の裕羽織に白縮緬の兵兒帶を締めて今日を一期の晴着と着飾りたるが、死刑の宣告を受くるや彼は靜に頭を下げてニヤリ冷笑を浮べて既に絞首臺上の露と消ゆべき覺悟の程を見せたり、冷笑を浮べたる彼は下げたる頭を擡げると共に側らなる看守に向つて「度々御手數を掛けました」と告げ、其儘手錠をピンと箝められて護送馬車に入れり。

註　被告は直に控訴したが、控訴判決も一審同樣死刑であつた。

小石川七人斬

小石川の大慘劇

（大正四年三月十六日　東京朝日新聞）

小石川區表町二四東京電燈會社小石川出張所に於て十五日午前零時より未明の間に主任以下七名何者にか無慘にも頭部を毆打され、即死一名後死亡一名重傷三名輕傷二名に及びたる大慘事あり。

▲兇行の模様　該出張所は東京下谷の出張所なるが、同日朝六時半頃通勤工夫なる神田區三崎町一の二人夫請負業松原治吉方止宿人永井良藏（五十六）が常の如く出掛け行きたるに、平素明放しの儘なる表戸が堅く閉されあるに不審を抱きつゝ裏口に廻り、漸く家内に立入りたるに忽ち異臭鼻を衝き、只事ならざる氣勢するにぞ、怖々として仲間の者の寢所なる入口四疊半の間に至り障子を押開きたるに、同夜の宿直工夫たる須田胤藏（二十八）が全身血に染まりて即死し居り、其周圍には同所主任奈木定行（三十七）を始め保線工夫なる菅谷松之助（二十八）大野忠雄（三十）吉野國衛（二十一）の四人が是亦鮮血中に倒れて苦悶し居たれば、良藏は腰拔さん計りに仰天し、更に奈木主任の居間なる二階十疊の座敷に至りしに定行の妻くま（二十四）及定行の姪山崎あい（十九）の二名が何れも全身に重輕傷を負ひ血に染りて苦悶し居り其傍には定行の長女くに（四）が泣き叫び居りたれば、良藏は轉ぶが如く飛出し富坂署に右の有様を急訴せしかば、同署は遽に上を下への騒動となり、吉田警部は警官刑事を引率して現場に出張すると共に一方警視廳に報告せるを以て、同廳の星加捜査係長は小泉警部以下多數の係員と共に臨檢したるに被害者の中須田は前記の如く即死し居たるも四歳のくには何等異狀なく、又姪のあいは比較的輕傷なりしが定行、國衛、松之助、忠雄等の重傷者は共に明治病院に送りたり、然るに松之助は入院後間もなく死亡したり、而して被害工夫等は何れも夫れ〴〵他に住居する者にして同夜當直の爲め此大難に遭ひし者なるが、殊に氣の毒なるは山崎あいにて同女は十五日より石本男爵家にて奉公することゝなり、一週間前郷里靜岡縣駿東郡より出京し、同所に泊り居たるものなりと。

▲奈木の經歷性行　兇行に遭ひたる出張所主任奈木定行は靜岡縣駿東郡原町字原三二一の人にて明治十二年五月一日生れにて明治三十一年三月韮山中學校四年級を終了し、三十四年四月櫻川簿記專門學校商用科を卒業三十五年七月和佛法律學校を出で、三十六年二月十七日大藏省理財局の臨時雇となり三十七年三月一日秩祿處分調査局臨時雇となり、三十八年同局廢止に際し六十圓を受け三十八年七月十三日人命救助の功に依り、警視總監より褒狀を受けたる等の履歴を經て四十年三月二

日現東電會社事務員として入社し、後水力課の事務員となり更に營業部事務員に轉じ、更に四十二年十二月十四日神田配電所事務員となりしが成績優良の結果、昨年七月小石川竹早町の事務員等の經路を經て小石川配電所の主任となりし者にて入社當時は月給十七圓なりしが、甚だ順當に昇進して今や二十五圓となれり。同人は性來親切なる方なりしが口は八釜敷く工夫等を叱責することもありしと云ふ。

慘事の餘談（大正四年三月十六日　東京朝日新聞）

小使良藏の急報に依つて富坂署から多數の係官が現場に出張し來り、被害者や犯人の調査にゴタ〳〵して居る最中、今まで鮮血中に呻つてゐた被害者の一人山崎あいの姿が突然搔消す如く見えなくなつたので係官は大狼狽、家内は素より附近一帶を搜し廻つたが、何しても行方が分らない。此方はおあい、傷を負つた頭の血も拭はず何を思ひ出したか、生殘つた可憐の子くにを脊負つて出張所を拔け出し豫てから出張所へ出入する竹早町二――現場から程遠からぬ――の電燈器具商清水治作方へ傍目も振らず飛び込み、濟みませんが私の髪を結つて下さいなと治作の女房に賴んだ。その時治作夫婦が何心なくおあいの頭を見ると髪の中から血がポタ〳〵滴れてゐるので、いろ〳〵聞きたゞしたがおあいは宛ら白痴のやうな物の言ひ振りで詳しい事は判らないが兎に角出張所に變事が有といふ事だけは判じ得られたので、四歳のくには其儘家に留置て介抱し、主人の治作はおあいの手を引張つて直ぐ現場に出掛けた、記者は此朝此の事件が勃發すると同時に現場に出張して、同じく諸般の取調に從事してゐたが、天の與へか出張所の前で治作とおあいにヒョコリ出逢つた、好機逸す可からずとおあいに近づき「何うでした今朝の樣子は」と聞くとおあいは一向格別厭な顏もせず「何だか一向夢中です、私は何にも知りません、小使が身體を搖ぶるので起きたのですが、頭も何處も痛みません」と語つてゐる姿を警官が認めて直ぐ出張所の中へ連れて行つた、輕傷とは云へあれだけの傷を負つてゐるのだから痛くない筈はない、傍にゐた川淵監察官も「おあいは腦を打たれた爲に確に知覺神經を失つてゐるのだ」と語つた。

嫌疑者の發狂（大正四年四月十七日　東京朝日新聞）

小石川富坂警察署にては七人殺し嫌疑者として去月二十七日同區掃除町二十一番地勝谷左一郎方魚商門伸重左衞門（三十四）同妻すま（三十）及すまの實兄にして麴町區五番町六車夫尾崎寅吉（四十一）の三名を引致し嚴重に取調べたるも得る所なくすまは翌日重左衞門と寅吉の兩人は廿九日何れも放還されたるが、富坂署にてはすまを取調に際し慘死工夫の所持する時計の所在を白狀しろと全

然覺ゑの無き事を嚴しく訊問したる由にて氣の狹きすまは、放還後夫れを苦にして精神に異狀を來し取止めの無き事のみ口走り居る始末に親戚其他は警察署の無法なるに憤慨し居れりと。

兇惡なる二犯人

（大正四年九月十四日報知新聞）

去る三月十五日夜小石川區表町二二東京電燈株式會社小石川出張所に忍び入り主任奈木貞行（三十五）同人姪お愛（十八）に重傷を負はせ貞行妻お熊（二十四）工夫管谷松之助（二十七）外工夫三名を慘殺したる眞犯人二名が警視廳の手に捕縛せられたることは夕刊所報の如くなるが、右犯人は茨城縣結城郡石下町字新石下二〇七大岩寅次郎（卅九）及び、埼玉縣入間郡福岡村大字仲福岡香取彦次郎（三十八）の兩名にして大岩寅次郎は去る明治廿九年五月二日浦和區裁判所に於て竊盜犯にて禁錮六ケ月に處せられ、次で卅年三月土浦裁判所に於て同じく竊盜犯にて重禁錮十ケ月に處せられ、明治卅二年七月東京控訴院にて强盜傷人にて無期徒刑に處せられたるが、二回の恩典によつて大正三年十二月宮城監獄を出でたるが、一方香取彦次郎の實家は數萬圓の資產を有し、長兄は同地の小學校長を務め居る程なるが、性來の放埒者とて早くより出奔し諸處に於て惡事を働らき、遂に去る明治卅四年十一月十五日浦和地方裁判所に於て謀殺未遂犯として有期十三年に處せられ、小管監獄に投ぜられ、後宮城縣監獄に移され、大正二年十一月十五日出獄したるが、後程なく上京し諸所に徘徊し昨年九月頃巢鴨村基督教徒齋藤氏經營の自立會に身を寄せ、同社の紹介にて東電巢鴨出張所の工夫となりしも根が怠惰者とて仕事は面白くなく、且つ僅かな賃金にては思ふ樣遊ばれもせぬので、何か一儲けせんと企らむ中、偶々去る三月中今回の共犯者にして共に宮城監獄に在りし時懇意となれる大岩寅次郎と邂逅し、兩人相談の末香取が屢々手傳に出入せし小石川東電出張所には金錢もあり、家內の樣子をも熟知し居るより同所に忍び入ることゝなし、三月初旬日頃遊興して染次、叫の兩娼妓を馴染とせる洲崎辨天町遠江樓に赴きて種々下相談をなせり。斯くて大岩は神田區三崎町の一旅館玉名館に止宿し、香取は同町一の二職工部屋松原治吉方に身を寄せ、香取は其間屢々小石川出張所に出入して機會を窺ひ居る中、恰も十五日頃は料金の集り居る時なれば時機好しと大岩は兇行前二日、卽ち十三日夕刻玉名館の番傘を借り受け雨を冒して小石川上富坂二二三中村古道具店に到り玄翁と薪割を九十餘錢にて買ひ來り、翌十四日は降雪にて足跡殘りて遁走に便ならざれば一日隔きて十五日夜香取の案內にて同所便所より忍び入りて慘殺を敢へてし、奈木主任の銀側兩蓋懷中時計及び菅谷工夫のニツケル片硝子時計を强奪遁走し、水道橋迄來り「お互の首は飛んでも互に此の事は云はぬ」と堅き約束をなし、其儘大岩はニツケル時計を持ち車を飛ばして上野驛に至り、一

番列車にて水戸に遁走潜伏し、香取は圖々しくも決行後巣鴨出張所にて何喰はぬ顏にて勤め居りしが追跡嚴なるより五月埼玉縣に向つて遁走せるが、警視廳にて捜査の結果香取の所持せる時計及び其友達なりと云ふ前記大岩の時計が小石川出張所の紛失せる時計と合致せる處あるより、石森警部は城島、秋山、梅野、山野等の諸刑事を督して兩名の行方を捜索する中、大岩は水戸市下市本三丁目醬油釀造業井傳事木村傳兵衞方に雇はれ居る事判明し、去る十一日城島外數名の刑事同地に出張難なく取押へ警視廳に護送して取調べの結果前記の事實を自白し、且つ共犯者なる香取の住所をも明したるより十二日又も埼玉縣本庄仲町桶屋香取光五郎方にて同地の電信配達夫をなせる香取を取押へ十三日歸廳し、東京地方裁判所よりは川島豫審判事、水田檢事警視廳に出張し嚴重なる取調べをなせし結果、更に逐一兇行を自白するに至れるが、唯一の證據品なる被害者の時計二箇は兩名が所持し居り、七人殺し犯人としては最早動かす可らずといふ。

大岩は五人力の巨漢　（同　上）

兇賊の一人大岩寅次郎は去る三月彼の兇行後月末に至り荷物を携へ故郷に近き水戸市下市本三丁目の醬油釀造業井傳事木村傳兵衞方に尋ね來り、吉田幸一郎と稱して雇入を望めり、身長五尺六寸の巨漢にして力も強さうなるより、同家にても喜びて月給六圓食事六圓食事主人持にて雇入れ、醬油倉の親方大貫高助の配下廿五六名の職人の仲間に入れり柔道擊劍共に強く、力は五人力もある程にて酒の上にて相撲でも取れば盛に人を投付け、強力の評判次第に高くなりなるが、其割合におとなしく忠實に働き「私は前科もあるが今では悔悟した惡い事はするもんでねえ、牢屋の中で教はつた佛教にも恁云ふ教がある」などゝ語りて頗る殊勝に暮し居たれば、家人も良き職人を得たりと思ひ居たるに此度捕はれし後の調査にて同家の濠より手拭、刀、衣類等が續々現はれ來り何れも有力なる證據品として押收されたり、十日朝警視廳の城島刑事が水戸署の警官と共に同家へ出張せし時には彼は恰も釀造場の六尺の上にて仕事中なりしを大貫をして呼び來らしめ、同刑事は物蔭に隱れ居り何とも知らず莞爾〳〵して來蒐りし彼に矢庭に飛出して忽ち手錠を箝め了れるが、彼は此時形相を變じ、顏色物凄く蒼白となりしも軈て恢復して全く平常の通りとなれりと、尙彼等の罪跡發覺の端緒は最近熊本にて或る窃盗が捕はれし時「自分は只の窃盗なり大惡事をなせるは寅次郎なり、自分の如きは小泥棒に過ぎず」と語りしより足が付きたる模樣にて、其一窃盗は寅次郎の犯罪を承知し居れるものゝ如しと。

巧みに警官を欺く　（同　上）

兇行前より兇行後約一ヶ月の間香取彦次郎の宿泊し居たる、神田三崎町一の二松原治吉の家内な

かは語る「香取は久しく私の宅に泊つて居ました。何日頃であつたか確か三月の中頃大岩と云ふ男が尋ねて來ました。十四日も出勤して夕方歸つて來ました。其晩私の家に居たかどうか分りませんが、十五日の朝は慥かに居りました。朝六時頃平常の様に巣鴨へ出掛けました、あの晩の内にあんな人殺しをしたものかと思ふと不思議でなりません」尚彦次郎は兇行後富坂署に引致され、一晝夜に亘る取調を受けたる際十四日の夕方より十五日の夜明に至る迄の宿所松原治吉方の出來事を明瞭に答へ、主人治吉の陳述と寸分の違ひもなかりし爲め放免されたるなりと。又西神田署にしても初め此香取に目星をつけ、精細に取調べたるも兇行前後の彼の動靜につき遂に大なる疑問を挾む迄に至らざりしと云ふ。兇行後約一ケ月を經たる四月中旬には他の事件にて洲崎署に十五日間拘留され取調べを受けたる事あり。

少年時代の香取

（大正四年九月十五日報知新聞）

小石川七人殺犯人の一人香取彦次郎の生地埼玉縣入間郡福岡村字中福岡を訪へる記者は、折しも洪水に腰邊迄浸り乍ら目を連瞻く彦次郎の老父定右衞門翁（六十二）の氣の毒なる姿を見たり。彦次郎の事を尋ねる時「一體さう云ふ息子は今迄家に居りません」と吐息を漏らしつつ膠なく答へぬ「然らば何處に」と問ひ詰むれば、いと空恐ろし氣の面持して「夫れ以上お話は出來ません」と口を噤む。彦次郎の母はきちと云ひしが、今より凡そ廿年前四十三歳の時死亡せり。彦次郎の兄三代藏（四十二）は家を繼ぎて今三人の子供あり、師範學校にも入らざれど獨學勉强功を積んで大正元年小學校正教員試驗に合格して、今は家より一里許を距てし同郡南畑村尋常小學校の首席訓導となり、月俸十八圓を受け居るが本年三月中縣知事より特に表彰されし程の良教員にて又親孝行の譽高く至極謹直の評判よき人なり。姉ふじ（四十八）は同郡南古谷村古市場字今泉の石工に嫁し、弟太郎（二十一）も同家にて石工の見習をなし孰れも無難の人々なり。家には一町歩餘の田畑もありて父定右衞門も至極眞面目の正直者とて村中に評判宜しき家なり。

▲殘忍極まる性質　然るに彦次郎は此家に生れて幼より既に殘忍の性を現はし、至極無口の溫順しき兒なりしも、只生物を殺すを好み小學校の往返にも蛇、蛙等を捕殺しては繩に吊して喜び居り曾て村に可愛ゆき小犬ありけるを、學友兩三名と學校よりの歸途人の止むるも聞入れず大石を以て件の犬の頭を潰し皮を剝ぎて樂しみ居たる事ありとは村の人々の物語りなるが、姉ふじの談に據れば學校はあまり好きには非ざりしと云ふ。長じて明治三十年頃同村の醬油釀造家にして多額納税者星野專藏方の分家なる星野幸右衞門（同家も本家位の富豪）方に雇はれ一年許り眞面目に働らき、火

の番迄もさせられし程に信用されしが、彦次郎は开を好き事にし前後四回程同家に放火し、最後の時には一萬圓位の建物を燒くに至りしも巧に犯跡を晦ましたれば知れずに濟み、明治卅二年中同村字下福岡の農家原田新次郎方に養子に行けり。

▲養父と妻を慘殺　然るに素行修まらざるより新次郎は容易に財産を渡さんともせず、夫れを彦次郎は早く取り度しとの一心より種々考へを廻らして、遂に養母しづを籠絡するに至りしが、事露顯して養父よりも妻のぶよりも强意見を受くるに至りしかば、今は是迄と手斧を揮つて一夜養父と妻とを慘殺したるが、是亦犯跡を巧に晦まし同夜は生家に泊りに行き急報を聞いて驚きたる態なして家に甄付け空涙を零して四邊に散亂し居る兇器遺骸杯取片附け、强盗にても入りしならんなど語り居たるが、遂に川越署苦心の嚴探にて明治三十四年十一月十五日に捕縛せられ、爾來十有三年間北海道樺戸監獄に入獄苦役し、大正二年八月十一日を以て出獄し、一旦歸國せしも自宅へは立寄らず、出京の後小石川區大塚坂下町七四齋藤康麿方にありて既報の如く東京電燈巢鴨出張所の工夫となり又も此慘劇を敢てせるなり。

犯罪動機（同上）

兇惡なる小石川七人殺し犯人大岩寅次郎（三十九）及び香取彦次郎（三十八）は警視廳三階樓上に於て十三日深更まで川島豫審判事　水田檢事が嚴重なる取調の結果、七人殺犯罪事實確定し令狀も執行され、愈々十四日午後四時頃東京監獄に送る可きが彼等が今回の戰慄すべき七人慘殺を敢へてするに至りし動機に就て聞くに、大岩は强盗傷人にて無期徒刑に處せられたるも恩典に依りて昨年十二月宮城監獄を出でたるが此時大岩は入獄中の勞役賃金約百五十圓あり、之を以て何か正業に就かんものと茨城縣土浦町に至り、同地霞館の女中姓不詳お常（二十八）と關係して夫婦となり、福島縣下平にて飲食店を營みしも家業面白からずしてお常とも別れて、上京し宮城監獄入獄中懇意となりし重罪囚香取彦次郎が我より先に出獄して東京電燈巢鴨出張所に工夫を勤め居ることを聞き同人を便りて其止宿先なる神田三崎町一の二松原治吉方に尋ね行き、飲食店維持費の無心をなせしに當時の香取は幾分心を持直し金の工面も好き時なるより、大岩に數十圓を融通しやりたり、然るに大岩は又も本年三月香取を尋ね、金の無心せしが此時は香取も洲崎辨天町遠江樓娼妓染次に夢中になり銀行の預金も全部費ひ果して金に窮する處なりしかば、茲に兩人は「何か一つ大仕事をしようぢやないか」との相談をなし遂に大慘劇を敢へてしたるものなりと。

七人殺しの公判（大正四年十月十九日　時事新報）

小石川區の七人殺しとして今春都下の心膽を寒からしめた、稀代の兇賊茨城縣結城郡石下町大字新石下醤油製造業大岩寅次郎（三十九）埼玉縣入間郡福岡村大字中福岡農香取彦次郎の兩人に係る公判は十八日午前十時半から、東京地方裁判所刑事第二號法廷に於て立石裁判長係、水田檢事立會辯護人高木金之助氏列席の上開廷された、何分五人を即死せしめ二人に重傷を負はせて多數被害者を生んだ事件の事とて之に繋がる親戚知人や、又は此大惡漢を見んと烈しき風雨も厭はず出頭した傍聽人は數百名に及んで薄暗き法廷はギッシリと詰つて蒸し暑い程であつた、檢事より公訴の事實として犯罪事實の陳述があつてから裁判長は二人に訊問を續けた。

▲獰猛なる行爲　其陳述の要は大岩は强盗傷人其他前科數犯で一應は無期徒刑の判決を受け、昨年末二度の恩典に出獄し香取は叔父で養父に當る人に對して謀殺せんとして遂げず、有期徒刑十三年に處せられ一昨年八月假出獄となつたが、何れも宮城監獄で深く交つた仲であつて、本年三月中神田區三崎町旅人宿玉名館に落合香取の發案で同月十四日に小石川區表町二十五番地東京電燈會社小石川出張所の金庫破りを企てた、兇器の玄能、薪割は同日小石川區富坂町金物商中村正義方で購ひ十五日午前一時頃出張所便所の窓を破つて忍び入り、大岩は手斧で下座敷に眠り居たる職工菅谷松之助、吉野國衛の頭部を毆打して即死せしめ、香取も續いて玄能で須田胤藏、大野忠雄の兩人を撲殺し、更に二階に上つて奈木定行、妻クマ、山崎アイの三人をも亂打したと自白に及んだ裁判長より當初の目的より犯行當時の狀況を問はるゝや、此の兇器は金庫破壞と仕事の邪魔する者を毆り殺す考へで携帶した、又四人を殺した際は何れも聲も出さず死んだ、又死んだと思つた奈木の妻、クマは泣き出した子供に乳を與へた、又奈木定行は跡を追ふて二階から降りたが、ウンと唸つて倒れた。

▲檢事の論告　薪割と玄能で何度も金庫を毆つて見たがカン〳〵音がするばかりで、破壞ないから止めたなどゝ平氣で述べ立て、次で今度の事は申譯がないから自首しやうと考へたが、何れ兩人相談の上にしやうと延び〳〵になつて今日になりましたと述べた、檢事は其被害の慘憺なると被告等の獰猛を證據に揚げて痛論し死刑を求刑した、辯護人は監獄制度社會制度の改良及被告の心情を述べて同情ある辯論を爲して閉廷した判決は廿二日。

（大正四年十月廿三日　時事新報）

死刑宣告

小雨降る廿二日の未明から東京地方裁判所刑事第二號法廷の前に男女數百名の傍聽人が押掛けたいざ開廷となるや雪崩れを打つて廷内に押入つたが、何分狹い傍聽席なので僅か百五十名を入れた

丈に過ぎぬ、立石裁判長は二名の陪席判事竹内檢事と共に入廷して、先づ呼上げたのは小石川區の七人殺しとして都下を戰慄せしめた、茨城縣結城郡石下町大字新石で醬油製造業大岩寅次郎（三十九）埼玉縣入間郡福岡村大字中福岡農香取彦次郎（三十七）である、大岩は襟に二十號と記したる綿セルの單衣に身を慄はせながら滿廷の視線を浴びつゝ立上つた次に香取も立つた、裁判長は儼乎たる態度で二人の恐ろしい罪狀を讀み上げた後、被告兩名を死刑に處すと言渡すと流石の兇漢も見る〳〵内に顏色蒼白となり頻りに自己の罪惡を悔むが如く俯向いた、傍には三名の看守は立ち通しで萬一を警戒する五名の巡査は之を取卷いて居たが、言渡しが終ると同時に看守は兩名に手錠を箝め護送をして監獄へ歸つた。

註　斯くて大正五年八月十二日死刑を執行された。

輕井澤外人殺害事件（大正五年七月）

大正五年七月十六日午前二時、暑を輕井澤に避けてゐた英人宣教師キヤムベル氏夫妻が强盜に襲はれて無慘にも即死を遂げた事件がある。當局の必死の活動も効なく、輕井澤外人避暑團は當局を激勵する意味の決議をさへ爲すに至つた。かくて二ケ月が空しく經過した。九月二十一日に至つて漸く犯人の逮捕を見た。公判の結果、第一、二審共死刑を宣告され、翌六年三月二十九日死刑執行がなされた。

砂風呂お春殺し

鈴ケ森美人殺し（大正四年四月三十日報知新聞）

――首無女以來七年振――

七年前有名なる首無事件のありし處、八百屋お七が其昔御仕置となりし跡を偲びて鬼子母神堂の建てられある府下荏原郡大井町鈴ケ森の舊刑場跡の恰かも其鬼子母神堂の本堂に向つて右側の木立の中に卅日朝五時半頃、まだ浦若き一人の女が無慘にも寢卷姿の儘絞殺せられ、更に咽喉眼球及臀部を刄物を以て抉られて東枕に仰向に倒れし儘に息絶え居るを同鬼子母神堂の尼僧小越妙誠が發見して大に驚き、直ちに濱川派出所へ訴へ出しかば大騷となり、品川署よりは三原署長石崎警部補外數名の刑事を引率して駈付け、警視廳よりも中野の警察犬一匹を五四五號の自動車に乘せ、星加係長佐藤警部坂本外數名の刑事附添ひて急行し、午前十一時現場に着して警察犬の活動始まり裁判所よりも判檢事出張して取調中。

▲砂風呂娘　調に據るに女は此鬼子母神堂より四五丁しか隔たり居らぬ、砂風呂の濱の家事田中

伊助（五十九）長女はる（二十六）と云ひ前夜迄三日程逗留し居たる福島縣福島市本町一の一二六米穀商高木次郎が廿九日夜歸ると云ふより藝者鯉屋の靜江（二十六）と共にはるは其客を大森停車場迄送り行き歸宅後九時頃湯に入りて十時頃父の伊助は四疊の座敷はるは最も奥まりたる三疊の客間の砂風呂に臥せしが多分其後に何者か呼び出しに來りしものと見え、寢卷の儘にて殺され居り、又はるの上草履は入口の玄關に脱ぎ棄てありたり、而して藝妓靜江は參考人として取調を受け居れり。

▲四人男　はるは左迄の美人ならねど愛嬌ありしより評判よく客の氣受も宜かりしが、一昨年の九月中水上署の松澤巡査と關係し遂に媒妁する者ありて同人と夫婦になり、約半町程隔てし所に別居して海水浴を開業し、同じ濱の家號にて營業したるが松澤は至つて、嫉妬漢にて客に愛嬌を振撒くを一々干渉して喧嘩絶えず、遂に麥酒壜を同人に投付けし事などありしより伊助は何分一人娘の事とて不憫に思ひ強ひて離緣を取り家に引取り、爾來再び親子水入らずのいと睦じき生活を續け、其中はるは四人程の男と關係をつくりし由なるが、中にも彼の海水浴を開き居りし時の前の汁粉屋呑氣屋事小森惣輔（三十七）なる男とは隨分仲よき方なりしと云ふ、卅日の兇變に因り關係ある男等の業ならずやとの疑にて小森も取敢ず引致されしが他の關係者等も探索され居れり。

引致されたる嫌疑者小森

引致されし關係者の一人小森惣輔は神奈縣戸塚在の者にて、五六年前現在の所に來りし者にて一家は元赤坂藝妓なりし妻のぶ（二十七）長女すみ（十歳）次女きみ（五歳）妻の妹いし（十七）との五人家内なるが、はるとは夙く來住當時よりの仲の由にて惣輔は其後昨年三月頃南品川の土木請負業三谷組事三谷太三郎方の人夫ともなりしが性質は至極宜しからず、飲めば亂暴して屢々刀、短銃等を振廻す男なりと云ふ、此頃に至りはるとの間殊に深くなり毎夜の如く往來し居たるより、特に眞先の嫌疑を受けしなりと云ふ、尚他の關係者三人中一人は八字髭ある小肥りの某新聞記者にて他の二人は尚取調中なりと云ふ、兇器は未だ判明せざるも多分小刀らしいと云ふ、惣輔は女に向つて二百圓の手切金を出せと迫り果は短銃を振廻して脅迫せし事もあり、本年二月に至り又候刄物三昧などせし結果おはるは已なく、豫て濱川郵便局に預けある貯金四十圓を引出して渡し、後の百六十圓は證書として男の許へ差入ありと。

小森自白

（大正四年六月二日　報知新聞）

府下荏原郡大井町砂風呂濱の家事田中伊助長女田中お春（二十六）を慘殺したる犯人同町一九三

砂風呂お春殺し

八汁粉屋のんきや事小森惣輔（三十六）は警視廳にて引致し取調中なりしが卅一日、一日の兩日裁判所より中村檢事、柴田豫審判事警視廳に出廳し嚴重なる取調をなせし結果、遂に罪狀を白白するに至り一日夜九時令狀を執行されたり。

保土ケ谷夫婦殺し

（大正四年六月十九日　報知新聞）

横濱市久保町一五〇五番地著述業大槻禎郎（三十一）内縁の妻小林はな（二十二）は豫て保土ケ谷帷子小學校の女教師を勤め夫婦仲も至つて睦まじく圓滿なる家庭を造り居りしが、十八日午前八時頃出入の酒屋山崎屋の小僧が御用聞きに行き見ると、いつも夙起の同家が戸を鎖せる儘起出でし模樣もなきより怪しみながら台所の雨戸を揑開けて覗き見ると、中には夫婦の影は見えながら寂然として物音もなきより驚いて最寄の駐在所へ屆出たる處、同所は保土ケ谷停車場の附近なるも戸部署の管内に屬するより、更に同署へ急報し警官出張して家内に入り檢め見ると、夫婦は六疊座敷の寢床の上に夫は細紐を以て頸部を縊られ俯伏になつて絶命し、妻は鋭利なる刄物を以て鳩尾を一突に抉られ即死を遂げ居るにぞ大騒ぎとなり、警察本部及び裁判所へ急報し、判檢事醫師急行臨檢せるが、原因は意趣とも物取の所業とも未だ判明せず、或ひは夫婦心中にはあらずやと噂する者あれど家内には泥足にて踏込みし如き形跡あり、座敷より台所へ行く途に人糞を漏せるのみならず、台所へ赴きて刄物を取出したるやの疑もあり、旁々戸部署にては他殺と認め、直に犯人大捜査に着手せり。

お春殺しの公判

（大正四年十一月十九日　報知新聞）

大森砂風呂お春殺し被告人小森惣輔の公判は、十八日午前十一時より東京地方裁判所刑事第一號法廷にて開廷。

△調書は信ずべきか　本件は確たる證據なき爲め疑獄の霧深く閉して、尚判決に至らず此日は證人として品川署の監房に囚はれゐたる際同房にありたる詐欺犯にて目下巣鴨監獄に服役中の村石靜雄（二十六）及び警視廳にて同房なりし窃盗犯にて服役中なる山口利雄（四十八）を參考人として呼び出せるが、村石は警視廳の調書は出鱈目が多いと述べ、被告に有利なる陳述をなせり、次いで警視廳の抱込み山口は柿色の獄衣に金縁眼鏡を光らし池田裁判長の訊問に答へて曰く「私は別房に居つたのですが、濱谷刑事が小森は犯人と認めてゐるが證據が上らぬから何とかして自白さして呉れと頼まれ同房に入る事となつたのですが、其で私は小森に玆で自白して裁判所で事實を飜せば好いと云つたのでさうしたのです、小森は或時は自分が犯人でないと云ふ風にも云つたし或時は他に犯人があると云つた事があります、春畫は小森の妻に建築會社に行つて昨年十月お春から貰つて其を見せて貰つた事があると頼んで呉れと云つたことがあります」と此の山口の妻は

有名なる萬引にして前科數犯の犯人なり。

意外の大罪人（大正四年十二月十五日 報知新聞）

横濱の歌人大槻夫妻殺し――三州岡崎の巡査殺し

近時東京市郡に亘り二人組強盗頻りに出沒し品川板橋日暮里及び深川等到る處被害あり、警視廳にては小泉警部主任となり、部下の藤倉渚谷以下十數名の刑事を指揮して極力犯人檢擧に努めたる結果、去る十日に至り二人組強盗は本所區南二葉町三四洗張業千葉縣生れ前科五犯關口助六（四十九）同人方同居愛知縣名古屋市中區正木町四六五前科六犯石井藤吉（四十二）の所爲なる事判明し直に逮捕し、爾來警視廳にて嚴重取調中なりしが助六は逐一右の罪狀を自白したるも、藤吉は容易に自白せざるのみか其言動に不審の點あるより小泉警部は進んで嚴重に取調べたる處、驚くべし藤吉は以上の犯罪の外當時京濱間を騒がせし横濱の歌人大槻夫妻殺し、外數件の強盗殺人事件を自白するに至れり、今其罪狀に就て聞くに藤吉は六月十七日夜横濱市久保町一五〇五歌人大槻禎郎（三十一）方に短刀を以て押入り先づ同人を細繩にて縛し、更に同人内縁の妻小學校教員小林お花（二十二）に蒲團を被せ置きて禎郎を脅迫せしも應ぜざるより殺害し續いてお花が蒲團より抜け出で「泥棒〳〵」と聲を立てたるより是れ又手拭を以て絞殺し銀側懐中時計一箇を奪ひて遁走し、越えて七月十二日夜豐橋市豐川町を強盗に押入る目的にて徘徊中同所の巡査青木某に誰何せられ危しと見るや、矢庭に懐中より短刀を閃めかして巡査に斬り付け重傷を負はせて遁走し、同夜岡崎町大字明大寺字龍海院の山中に到り所持の兇器及び時計其他の賍品を隱匿し置きたり、程經て是等の品物を發見したる岡崎警察署にては必ずや右犯人の再び同所に歸り來るならんと、梶野外二名の巡査をして警戒せしめ居たるに、果せる哉翌朝午前七時頃一人の男來り該物品を持ち去らんとせるより巡査等は忽ち物蔭より躍り出で取押へんとせしが、兇漢は又も短刀を以て梶野巡査に斬り附け即死せしめて逃走したる外本年二月十一日兵庫縣津名郡江井村一〇六四飲食店西谷きく方に現金四十圓、同三月三重縣桑名町某湯屋にて同じく四十圓、同六月名古屋市城西の某湯屋にて現金廿圓衣類數點を執も强盗に押入りて掠奪せし事をも自白せしが尚此他に神奈川、靜岡、愛知、大阪其他の各府縣に跨りて神出鬼沒有らゆる重罪を働きたる事を自白したり取調の進捗に伴れて、更に多數の窃盗は固より殺人罪をも自白するに至らんと引續き嚴重取調中なり。

お春殺しの眞犯人現はる（大正五年一月八日 報知新聞）

砂風呂お春殺し

小森惣輔は寃罪——當局の大狼狽

大正五年の劈頭に於て警視廳及び司法當局の大失態ともいふ可き由々敷人權蹂躙問題は起れり、事は數日前詐欺犯の嫌疑を以て警視廳に拘留せられし後ち、嫌疑晴れて放免せられたる某の口より漏れたるにて、彼の昨年度の刑事上の四大事件の一たる鈴ヶ森砂風呂女殺し事件の犯人が、目下犯人として囚はれつゝある小森惣輔（三十六）ならずして新たに此頃現はれ出でたる一兇賊其者なりしと云ふ大奇怪事なり。

▲惣輔は寃罪　當時惣輔は廿有餘日の拘留取調の後直ちに眞犯人として令狀執行、豫審取調の後有罪と決定、今迄に既に一二回の公判もありて或は近き數旬の間にも哀れ絞首臺上の露とも消えんとする形勢にありき、然るに此際突如として彼惣輔は寃罪なること判明し來りしに至つては、全く昭代の一大怪事と云はざるべからず、之を語れる何某は該事件の眞犯人は別に某重大事件に依つて警視廳に捕はれ現に拘禁されつゝある其者なりと斷言せり、然らば即ち其者とは何ぞ、記者は極力取調たるも當局者は絶對に秘密に附す、されど本社の探聞によれば元來惣輔の自白は事理の徹底を缺くのみか、證據品として僅かに被害者お春が所持し居たりといふ春畫一葉を持つてゐるのみなりきされば或は當局の何者かゞ不合理なる自白を强要したる結果、無理に眞犯人となし了られしにはあらざるかの疑ひありたるが果せる哉今や此事あり。

▲歌人殺しの兇賊　今我社の探聞する所に依れば、彼の怪事件の眞犯人と云ふは實に惣輔に非ずして彼の舊臘中警視廳に捕はれ、横濱の歌人大槻禎郎（三十一）並に同人妻小學校教員小林お花（二十二）其他の殺人强盜强姦四十餘件を犯したる兇惡の犯人本所區南二葉町三四の洗張業關口助六方同居愛知縣名古屋市中區正木町四六五前科六犯の石井藤吉（四十二）彼こそ正しく此鈴ヶ森のお春をも殺せし犯人たるなり、彼藤吉は彼の日を以て强盜の目的にて砂風呂濱の家裏手より押入らんとせしに被害者お春に發見されしより隱し持つたる短刀にて其場にお春を殺害の上、稻荷境内に死體を放棄したるものなり、其の後機會を得ず强盜を果さず、其儘遁走して京濱間を迂路つきし末、越えて六月十七日を以て歌人大槻夫妻を殺し、夫より更に靜岡、愛知、三重、奈良、大阪、兵庫等を順次强盜殺人して更に東京に歸りし後、又も諸方に强盜を働き斯くて逮捕に及びたるものなり、事や全く彼藤吉の自白に出でて事理明白、寸毫疑ふ可き餘地を見ず、警視廳及び裁判所に於ても目下大問題となり居れりと云へり。

寃罪に苦める小森惣輔（大正五年一月廿六日　報知新聞）

砂風呂お春殺し

鈴ヶ森お春殺しの犯人として、危く死刑に處せられんとせし小森惣輔は端なくも兇賊石井藤吉の自白に依つて寃罪なりし事判明したるは其當時本紙の逸早く報道したる所なるが、其筋に於ても狼狽して爾來嚴密に取調の結果、愈々お春殺しの嫌疑晴れて全く寃罪なりし事判然し、廿五日午後東京地方裁判所第三部法廷にて池田裁判長より無罪の言渡を受けたるが、他に餘罪あるより責付となり同夜七時東京監獄を出獄したり、尚此日小森の免訴と共に石井藤吉は正しきお春殺しの犯人として小原檢事より起訴されたり。

拷問に耐へ兼ねて　（同上）

出獄せし小森惣輔は直に豫て辯護を賴みし四谷荒木町八の辯護士布施辰治氏方に電話をかけ、約一時間後に同家に到りしが同家に入るなり「先生只今歸つて來ました」と一言云ひしのみ、後の句出でず、今尚只々嬉しさに更に落つかぬ有樣なるが、記者の往訪を受けて語つて曰く、「事件の起つたのは四月廿九日の午後十一時の事でしたが、其日は私は勤め先の日本橋區元柳町三高田建築株式會社より現場監督の勤務を終つて、午後四時頃同役の今井熊谷兩名と南千住へ行かうと云つて電車に乘つて淺草迄往きました、雷門で乘換切符を貰ふと時間があるので、三人で神谷バーへ入つて一杯飲んで熊谷は其處から用があるとて別れる、私と今井とは其儘電車で山谷へ行つて山谷で下りて用を足して序に吉原を素見しまして、八時五十五分頃山谷から電車に乘つて十時十五分に鈴ヶ森の自宅に歸りました。

▲暢氣に玉突　家には妻のぶも妹いしもモウ寢て居ましたが、自分は一杯飲んで居たので串談など言つて飯を四杯食つて十一時頃寢ました、夫から翌日は豫て受持であつた貴族院の仕事があつたので、先に會社へ鳥渡出て夫から、友人と共に貴族院に行かうとして友人の着物を着て居る間、上で玉突をやつて居ますと、其處へ品川署からだとて武田、大石兩刑事が來て少し用があるから品川署迄來てくれ、先づ靴を脫げ大きさを見るのだ等と云ひ、又手廻の物を見せよとの事で手鞄なども押收され、其儘品川へ同行しますと、突然假監の中へ入れられて其儘、翌月六日迄何も調べられずに入れられて居ました。

▲苛酷な取調　翌月六日になると引張り出されて直ぐ警視廳に送られ、藤倉刑事が主任で濱谷、大石、武田の諸刑事が係で「お春殺の犯人はお前だから白狀しろ」との事でしたが覺えのない事なので知らぬと云ふと知らぬ筈はないが、夫ぢやモ一度入れとて、又監房へ入れられて夫から晝は調られず、夜になると引出されて毎夜徹夜で調られたので、實に苦るしうムいました、併しどうしても知らぬ事なので知らぬと云ふと十五日になつて手錠を箝められて、終日終夜立たせられたので弱

りました。夫から十八日の夜の調の時には藤倉、武田の兩刑事が交る代る私の右手を煙管で五六十宛も毆りましたので痛くて膨れ上りました、併し覺えのない事なので白狀しませんので、先方も弱つた樣子で、今度は手をかへて「どうだお前の女房はどうして居るか知つて居るか」と言葉優しく尋ね始めました。

▲女房と子供　夫れからお前の女房も拘引して居るが、可愛想に骨と皮ばかりになつて目も當てられぬ樣になつてゐる。而已ならずお前の子供は兩親が居なくなつたので、お祖母さんに抱かれて毎日〳〵泣いて居る、可愛想ぢやないか、お前が早く白狀すれば、女房も子供も助かるのだと云はれましたが事もあらうに殺人なんて覺えのない事を白狀するなどは、先祖に對しても濟まぬと思つて其日も白狀しませんでしたが、餘り度々の拷問なので到頭廿九日になつて「私がお春を殺しました」と白狀して了つたのです、併しお蔭で今は疑も晴れました、差詰行く處もムいませんから、南品川六の八七に通辯をして居る兄の小森牧方へ行つて當分落着くつもりです」と語れり

▲見る影なき姿　廿五日は午後四時頃お春殺し寃罪の宣告を受け警視廳より小泉警部、澁谷刑事の二人東京監獄に迎へに行き、一旦警視廳に連れ來りし後責付にて出獄を許す旨云ひ聞かされて但しまだ無罪と云ふのではないから隨分謹愼し居れと云はれて歸されしかば、直に布施辯護士方に赴けるにて、身には銘仙絣の綿入に同じ物の羽織を着し、紺縮緬の兵兒帶を締めしが長き入牢疲勞に身も痩せ髮の毛も伸びて見る影も無き姿なりき。

▲辯護士憤る　右に就き布施辯護士は斯くの如きは實に警視廳の搜査機關の不備を明示するものにして此例によれば拷問を以て無實の罪に落されしもの從來も數少からじと考へらる。自分は今後其事を以て大に當局と戰はんとする覺悟なり云々と。

死刑を望む

（大正五年五月廿日　讀賣新聞）

—風變りの被告人・お春殺しの公判—

鈴ケ森お春殺眞犯人下谷區入谷町二三七時計職工石井藤吉（四十七）及び强盜の共犯者本所區南二葉町二九洗濯職關口助六（五〇）の兩名に對する强盜、强姦、殺人事件は十九日午後二時東京地方裁判所刑事第二部立石裁判長、中村檢事の係にて開廷、中村檢事が公訴事實の陳述に次いで證據調に移り立石裁判長は出刄庖丁、繩、古手拭の證據物を示して事實の審問をなす。之に對し石井は一々事實を認め、お春殺しの一段となるや、同夜自分は横濱より海岸を鈴ケ森まで歩み來りし途中お春に出會ひて忽ち情慾を起し、之を辱めんと袖を摑みたるに女は人殺しと高く叫びしより手拭を女の

咽喉に卷附け鬼子母神社境内まで引ずり行き、此處にて我が意に從はしめんとしたるも人殺〳〵と連呼して止まざりし爲め、遂に絞殺したるも其犯跡を晦さんと咽喉並に股間を小刀にて刺し恰も怨みある情夫の仕業の如く見せ掛け置けりと辯じ立つるも、立石裁判長はお春殺の自白に就き多少疑ふ所ありて一時傍聽禁止の上審理する處あり、軈て再び公開さるゝや石井の辯護人竹下辯護士は被告は總ての罪惡を悉く自白して潔よく處刑を受けんとの意志なるも、自白中お春殺しの一點のみは被告の自白徹底せず、辯護人は一應小森惣輔の一件記錄精讀の上にて石井の辯護を爲すを相當と信ずるを以て裁判の續行を求むと述ぶ。此時沸然石井は色をなし「自分は殺人、强盜、强姦あらゆる罪惡の限りを盡せる大惡人なり、死刑以下の刑を受くるを快しとせず、殊にお春殺しの自白は他の犯罪のまだ發覺せざる以前になしたるなり」と氣焰を吐きたるも、裁判長は死を急ぐ必要なからんと注意し、結局辯護人の希望通り續行公判を許し午後六時閉廷、次回は追て定むることゝせり。

自白は道樂にあらず（大正五年六月十日讀賣新聞）

―お春殺益す疑問・被告法廷に怒る―

鈴ヶ森お春殺し犯人石井藤吉に對する殺人事件の續行公判は九日午前十時東京地方裁判所刑事第二部立石裁判長、中村檢事の係にて開廷、證人として喚問したるお春の妹田中とりの訊問ありたるが、とりの答ふるところに依れば小森惣輔の所持して居たる春畫はお春が殺害せる數日前まで所持し居たるものにして、石井がお春より奪ひたると云ふ四枚續きの春畫は曾てお春の所持し居たるを見しことなしと石井に取りて頗る有利の證言なり。次に裁判長は曩に京都警察署に問合せたる回答を讀み上げたるが、右に依れば石井が京都警察署に拘禁せられし際、お春より奪ひたる四枚續きの春畫を押收されたりといふは全く虚言にて、京都警察署にては左樣の物を押收したることなしと。斯くて事件は益々迷宮に入り、お春を殺害したる眞犯人は果して石井なるか小森なるか孰れも判斷し難きを以て辯護人竹下延保、武富濟の兩辯護士は本件は被告の自白に依り明白なる如くなるも、本日の證人其他の情況より考ふるに疑ふべき點尠からず、事實の眞相を究むる爲め現場臨檢を爲し現場に於て鬼子母神社境内に住める尼僧妙誠、掛茶屋の主人三原、警視廳藤倉刑事等を證人として訊問されたしと求むるや、被告は憤然として「自分が殺人の自白を爲すは道樂の爲めならず、自分が眞の犯人なるにも拘らず、小森なる人が嫌疑を受け居るを氣の毒なりと思ひ自白したるなり。それを辯護士殿が疑はるゝは心外なり」と叫ぶ。此時裁判長は檢事の意見を求めたるに中村檢事は、斯る重大事件の事なれば辯護人の求むる現場臨檢その他證人の訊問等に對し敢て反對せずと答へたる

なり、裁判長は會議の上辯護人の申請通り現場臨檢並に證人申請を許し、期日は追つて定むる旨を宣し午後一時閉廷せり。

拷問事件に辯護士立つ（大正五年二月一日　報知新聞）

小森惣輔の拷問人權蹂躙事件に關し三十一日午後二時より辯護士會館樓上に於て日本辯護士協會の臨時總會を開き本事件擔任の辯護士布施、糸山氏より事實の經過を述べたる後中野、藏園、卜部笠原、添田、猪股諸氏交々論議する處あり、結局卜部氏の提議たる廿名の調査委員を設置し（一）暴行凌虐の有無（二）責任の及ぶ範圍（三）捜査方法の改善（四）違警罪卽決處分法廢止（五）司法警察を檢事の監督下に置く事等を調査する事に決したるが、出席者は五十餘名にして二日午後一時第一回調査會を開くことゝ爲れり。廿名の委員は左の如し。

花井、小川、川島（千）、中野（勇）、卜部、藏園、中島（松）、石山（彌）、町井、加瀨、熊谷（直）、猪股、平松（市）、三宅（碩）、鹽谷（恒）、鈴木（富）、增島（六）、磯部（尙）、高木（益）

刑事四名遂に解職（大正五年三月三日　報知新聞）

鈴ヶ森砂風呂女田中お春を慘殺したる犯人檢舉に就て、豫て社會の問題となりし拷問事件は小倉檢事の手にて取調中なりしが、愈々關係刑事等を起訴する事となりし結果、二日警視廳刑事藤倉治平（三十六）、濱谷米藏（四十二）、品川署刑事武田熊太郎（四十三）及び大内利九郎（三十五）の四名は願に依り解職されたり。茲に於て警視廳は現在尙ほ非文明的の拷問の事實を否定し得ざるに至れるが是と同時に當時の署長、捜査係長以下主任に對しても相當の處分ある筈なりと。

刑事有罪（大正五年四月廿七日　讀賣新聞）

—豫審愈よ決定・眞犯人の自白—

昨年四月廿九日夜鈴ヶ森に於て田中ハルを殺害したりとの嫌疑にて警視廳に拘禁され不法拷問に堪へかね遂に不實の自白をなしたる小森惣輔は東京地方裁判所刑事一部池田裁判長の係にて審理中端なくも其眞犯人石井藤吉の檢舉を見るに至り、茲に警視廳拷問事件發生し、小森を拷問したる藤倉、武田、大内、濱谷の四刑事は遂に瀆職罪として起訴されたる上豫審に附され、同時に眞犯人石井藤吉も又豫審に廻され共に河島豫審判事の係にて審理中なりしが、二十六日兩豫審共同時に終結し拷問刑事四名の中一名のみ免訴となり、他の三名は悉く有罪として公判に廻付され、石井も亦有罪

の決定を受けたり。豫審の内容を探聞するに左の如し。

徳島縣那賀郡橘町字中浦七十八番地	平民無職	藤倉治平	明治十七年三月十日生
東京市芝區愛宕町一丁目廿五番地	士族無職	武田熊太郎	慶應二年六月六日生
北海道札幌郡北似村大字篠路村字兵村九十七番地	士族無職	大内利九郎	明治十四年一月十一日生
東京市下谷區東車坂町九十六番地	平民無職	濱谷米藏	明治四年七月四日生

右被告四名に對する瀆職被告事件豫審の結果治平、熊太郎及び利九郎に對する瀆職被告事件は東京地方裁判所公判に附す、被告米藏は免訴となる、その理由を聞くに被告治平は警視廳詰巡査被告熊太郎、利九郎は品川警察署詰巡査として俱に刑事係勤務中、大正四年四月廿九日夜東京府荏原郡大井町千九百廿七番地砂風呂にて殺害せられたる事件に付き捜査を命ぜられ、翌五月上旬より警視廳に於て該事件嫌疑者として檢擧されたる小森惣輔の取調を爲すに當り同人が警察犯處罰令違反として拘留罪執行中に際し、四月中旬頃より被告三名は數度同人に手錠を施したるまゝ之を其頭部の後に廻さしめ、又は同人を繩にて吊上ぐべしと威嚇し凌虐を加へたるものにて事實の證憑充分なるを以て被告三名の所爲は何れも刑法第百九十五條第一項に該當するものと認められ、また被告米藏に於ては前項の如き犯罪ありと認むべき證憑充分ならざる爲め免訴となりしなり。

人殺しの聲に殺意

お春殺しの眞犯人と決定せる下谷區入谷町二百三十七番地平民時計木工職石井藤吉（四十三）は殺人、強姦未遂、強盗、強姦、窃盗及傷害の數罪あり、本所區北二葉町廿九番地平民洗張職關口助六（五十）と共謀して各地を荒せし悪漢なるが、お春殺しの當日なる大正四年四月廿九日には午後十時府下荏原郡大井町千九百三十五鬼子母神境内に於ける掛茶屋の腰掛に休息して居たる際、同町千九百廿七田中ハル（當時廿六年）なる者其傍なる海岸道路俗稱鈴ケ森の前面を通行するを見、頓に之を強姦せんとの念を起し約三間許り尾行し、ハルの袖を摑みたる處人殺しと呼びしより直に被告所有の手拭を取りて其背後より咽喉部に掛け後退しつゝ南無妙法蓮華經と刻みたる石塔附近に至り、情慾を遂げんとせしもハルが多少の抵抗を試み誤つて何物にか躓き横に倒れ、猶も人殺しと連呼せしより俄に殺意を生じ、ハルを俯伏せにすると同時に其背部に被告の右足をかけ先に咽喉部にかけたる手拭を極力後方に引きたる爲め遂に窒息死に至らしめ、從つて強姦の目的を遂げざりしものなり。其他數ケ所に於て強窃盗を働きたるが、明治三十六年千葉にて強盗罪にて懲役十一年に處せられたることあるも恩赦減刑にて大正三年十月中放免されたるなりと。